

滑川町告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第239回滑川町議会定例会を招集する。

令和5年11月28日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日 令和5年12月5日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和5年第239回滑川町議会定例会

令和5年12月5日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 所管事務調査の報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 6 議案第60号 滑川町地域公共交通会議条例の制定について
 - 7 議案第61号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第62号 滑川町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第63号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第64号 滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第65号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第66号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第67号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について
 - 15 議案第69号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
 - 16 議案第70号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
 - 17 議案第71号 町道路線の廃止について
 - 18 議案第72号 町道路線の認定について
 - 19 請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願書について

20 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	権田尚司

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各員には大変ご多用のところ、第239回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第239回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

11番 谷 嶋 稔 議員

12番 中 西 文 寿 議員

13番 内 田 敏 雄 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） おはようございます。3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る11月30日午前10時から開催しました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議しました。

その結果、会期は本日から12月11日までの7日間とし、本日は、諸般の報告、行政報告、所管事務調査の報告、町長提出議案の一括上程、請願審査、一般質問を行います。

明日6日は、午前10時から一般質問を行います。

7日は、午前10時から一般質問を行い、終了後は休会とし、午後1時より全員協議会の開催、終わりましたら総務経済建設常任委員会を開催します。

8日は議案審議とします。

9日、10日は休日休会とします。

11日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることに決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程、議案及び報告書等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、町長から寄附報告書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第7号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情、陳情第8号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、2件の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書をお手元に配付してございますので、ご了承願います。

次に、小川地区衛生組合議会臨時会の報告を小澤実議員、お願いします。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） おはようございます。8番、小澤実です。議長の命により報告いたします。

令和5年第3回小川地区衛生組合議会臨時議会の報告を申し上げます。去る11月20日、小川町の議場において、滑川町からは大塚町長、吉野議長、それに私の3名が出席いたしました。

議案審議は2件です。議案番号第12号は、小川地区衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。提案理由につきましては、適正処理困難物の指定及びし尿処理量の許可に関する規定を追加し、手数料及び所定の改正について審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案番号第13号は、令和5年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）、歳出予算補正において、款5予備費55万円を減額補正し、款2総務費に55万円増額補正するものです。なお、今回の補正は歳入歳出の総額に変更はございません。審議の結果、議員全員の賛成により可決いたしました。

以上で、令和5年小川地区定例組合議会第3回臨時会の報告といたします。

なお、詳細につきましては議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧願います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第239回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、ご健勝にて出席を賜りまして開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

初めに、10月に世界に衝撃を与えたイスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突、またロシアによるウクライナ侵攻がまだ続く中で、亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げます。今後も町民の生命と財産を守る立場から戦争反対を主張するとともに、人命を守ることを最優先として、一刻も早い平和的な解決を強く望みます。

さて、本定例会は、令和5年度一般会計補正予算の議定をはじめ全13議案の審議をお願いするのでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただきますようお願い申し上げます。

ここで一般行政報告を申し上げます。初めに、社会福祉協議会主催の敬老会を10月26日に開催いたしました。昨年までは新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっていたため、4年ぶり

の開催となりました。約400名の方が出席し、和やかな雰囲気の中で、米寿祝い品の贈呈を行ったほか、20組のご夫妻に金婚式の表彰を行いました。式典後のアトラクションでは、演奏とともに会場の皆さんの楽しげな声が会場に響き渡りました。

次に、来年度の新規採用職員の試験ですが、9月から11月にかけて実施をいたしました。その結果、20名の受験申込みがあり、一般事務職3名、保健師1名、管理栄養士1名を内定したところで、将来の滑川町を担う人材に大いに期待するところであります。

次に、秋のイベントでは、今年も多くの方々の皆様のご協力をいただき、全ての行事を開催することができました。議員各位にもご協力をいただき、ありがとうございました。

中でも、10月7日に4年ぶりに開催された町民スポーツ祭では、各行政区の選手が躍動し、大きなけがもなく、無事に全種目を実施し、盛大に開催することができました。

10月5日には比企広域消防本部において、管内の事業所が参加する自衛消防総合訓練大会が開催され、役場からは女子チームが出場しました。入賞にはあと一歩及びみせんでしたが、最高のパフォーマンスを見せていただきました。

11月1日から3日まで、コミュニティセンターで第45回滑川町文化祭が開催されました。18のサークル団体、福祉施設等4団体のほか、一般の方々による作品の展示を実施し、文化祭には延べ1,160の方が訪れました。来場者は様々な作品を見ながら芸術に親しんでおりました。

そして、11月3日には、4年ぶりとなる滑川まつりが開催されました。関係者、各種団体をはじめ松島町にもご協力をいただき、大盛況の中、開催することができました。また、同日開催の図書館まつりや健康フェスティバルも多くの来場者でにぎわいました。

11月18日には、滑川町の主催で第21回比企郡市人権フェスティバルを開催いたしました。21世紀は人権の世紀と言われ、全ての人々がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会をつくり上げていくことが求められております。今回のフェスティバルを通じて、様々な人権問題への理解、関心を深めることができたと考えております。

そして、誠に喜ばしいことに、11月3日に開催された埼玉県駅伝競走大会で、滑川中学校男子チームが区間賞を獲得するなど、圧巻の走りで優勝をいたしました。この結果により、12月17日に滋賀県で開催される全国大会への出場が決定いたしました。全国大会でもベストを尽くして、よい結果が得られるよう期待するとともに、町として精いっぱい応援をさせていただきます。

そのほかの教育関係につきましては、後ほど教育長より報告がございますので、この場においては省略させていただきます。

次に、健康長寿を目指す滑川町にとって誠に喜ばしいことに、9月25日に福田の柳さくさんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

また、9月6日、大東建託株式会社が設定した住み続けたい街ランキング2023埼玉県版で、滑川

町が3年連続で県内2位に選ばれました。今後も町としてステップアップしていくために、町民の皆様がこの町に住んでよかった、生まれてよかったと感じていただける町づくりを進めていきます。

次に、表彰関係ですが、埼玉県知事表彰では、吉沢恒子さんが長年の議会議員としての功績により受賞され、中浦清人さんが歯科保健衛生の向上に貢献した功績により受賞されました。さらに、保健行政と住民の架け橋として活躍されている愛育班の中村君子さんがシラコバト賞を受賞されました。

町の定例の表彰では、長年町政に功績のありました15名の方に町の表彰条例に基づき、11月3日の滑川まつりの会場で表彰式を行わせていただきました。受賞者の皆様のさらなる活躍をご期待申し上げます。

これから乾燥による火災や雪による災害が多く発生する季節を迎え、年末年始に向けて消防機関による特別警戒も実施をされます。今後も心を引き締めて、職員が一丸となって住民とともに安心安全な町づくりに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げさせていただきます。

初めに、町長からございましたとおり、昨年度に引き続きまして大変うれしい報告をさせていただきます。滑川中学校が埼玉県中学校駅伝競走大会において、男子チームが県大会優勝ということで、すばらしい結果を残させていただきました。先週12月3日に関東大会に出場いたしまして、12位という結果でございました。17日は滋賀県で全国大会が行われますので、全力を尽くして頑張っていたらいいということで祈っておるところでございます。昨年度に引き続きまして、町からの激励として、のぼり棒ですとか横断幕等、応援をいただいております。ぜひ皆さんも応援いただければ幸いに存じます。

では、10月以降の学校園の主な取組を報告いたします。幼稚園、宮前小学校、月の輪小学校におきまして、運動会を実施させていただきました。今年度は来賓の方々にご参加をいただき、議員の皆様にも多数ご参加をいただきました。大変ありがとうございました。当日は大きな混乱もなく、天気もよく、予定どおり実施することができました。

そのほかにも、幼稚園においてはサツマイモ掘り、秋祭り集会、各小学校では修学旅行や宿泊学習、遠足、持久走大会が行われました。

中学校では、全校一斉の合唱コンクールを予定しておりましたが、インフルエンザの影響もあり、今年度は学年ごとの開催といたしました。中学校2年生の修学旅行は今週になりまして12月に、1

年生のスキー教室は2月に実施する予定でございます。

今年度はコロナが5類に移行し、行事を再構築しながら進めておりますが、インフルエンザの流行等で思いどおりに進まない状況もあります。しかし、そのような中でも、行事等に取り組む子どもたちの成長は著しく、体験的な活動を通して心身ともに着実に成長していることを感じております。

今年度は議員の皆様にも行事にご臨席いただき、子どもたちの様子を御覧いただいているところでございます。今後も行事が続いてまいりますので、引き続きご指導よろしくお願い申し上げます。

また、中学校の部活動関係でございますが、9月末から新人戦比企地区予選会が行われ、剣道部男子団体、個人、剣道女子団体、個人、卓球男子団体、卓球女子団体、個人、男子テニス団体、個人、女子テニス個人、女子バレー、吹奏楽部が県大会に出場いたしました。

また、美術部も森林公園の階段アートに続き、森林公園の紅葉見ナイト等のイルミネーションの時期に作品を提供しており、彩りを添えておるところでございます。

中学生も町のためにと、吹奏学部をはじめ多くの生徒が町の様々なところで活躍をしてくれております。今年度は制限がなくなつての見直しの年でございます。しっかりと課題を明確にしながら、来年度に向けての計画づくりを現在行っておるところでございます。課題となる案件につきましては、管理職を中心に組織的に、そして地域、家庭や各課、警察、児童相談所等関係機関と連携を図り、児童生徒、保護者、地域へ丁寧に対応しております。引き続き、管理職も含めた複数の教職員の目で学校生活の子どもの様子を見届けているところでございます。

質の高い学校教育に関しましては、学校訪問、授業参観、学校評価を充実させ、学校の目標達成に向けての状況を把握してまいります。定期、不定期に学校教育担当が学校を訪問し、直接様子を見届けるよう指示しており、随時報告を受けているところでございます。

日没が早くなり、児童生徒の交通事故にさらなる配慮をしていかなければならない時期となりました。さらには、9月に起こりました交通事故を踏まえながら対応しているところでございます。交通指導員の皆様、通学ボランティアの皆様をはじめとする地域の皆様の毎日の見守りにより児童生徒が安全に登校することができております。感謝するとともに、学校、家庭、地域の連携によって、子どもたちの安全と成長が支えられていることを強く感じております。

続きまして、教育関係全般についてご報告をさせていただきます。令和3年度よりスタートいたしましたGIGAスクール構想では、1人1台タブレットPCを活用し、昨年以上に利活用を進めているところでございます。令和5年は、活用場面の取捨選択について、指導者を招聘し研修に努め、児童生徒にとって一番よい使用方法を検討しているところでございます。各校からもICT機器や1人1台端末の活用は順調に進んでいるという報告を受けております。ただし、活用が進むにつれ、情報モラルについても改めて指導したほうがよい場面もあります。今後も適切に指導するよう努めております。

次に、来年度の入学予定者でございますが、宮前小学校91名、福田小学校20名、月の輪小学校98名、計209名の見込みでございます。昨年度より8名減の見込みとなっております。また、特認校制度を利用して、福田小学校への指定校変更は3家庭4名で、新1年1名、新4年1名、新5年2名の計4名の予定でございます。

幼稚園では、新入児、3歳児でございますが、47名の応募がありました。昨年度に比べ入園希望者が増えております。今後も滑川幼稚園の特色ある取組を発信していき、共感する希望者を増やしていければと考えております。

小中学校の施設整備関係でございますけれども、この後、予算措置等をお願いしますけれども、小学校につきましては、来年度、教科書が改訂が行われる関係で、改訂に伴う指導書、教材の購入を3校で行います。また、宮前小学校では、児童増に伴う教員等による事務職員の事務スペースを確保するための部屋を事務室に転用する工事、さらには校舎増築に当たりまして、倉庫等解体新設工事、増築校舎防犯対策工事を計上させていただいております。

次に、生涯学習関係でございます。チャレンジキッズ！なめがわは、低学年は抽せんにより60名、高学年27名、合計87名が9月から12月の間で各3回ずつ活動を進めております。主な活動内容といたしましては、社会教育委員の引率で森林公園の環境学習プログラムを利用した活動と、低学年は米粉クッキー作り、高学年はダンスとボッチャ、伊古の里レストランでの滑川産地粉でのうどん作り等を実施いたしました。

また、子ども大学くまがや・なめがわは、募集対象を5、6年とし、講義を4回開催しております。内容は、不思議なこまを作ろう、ドローンを飛ばそう等を12月まで、立正大学、農業大学校と共催で実施する予定でございます。

寿学級につきましては、第2回目を実施しております。人権学習、誤嚥体操及び貯筋体操を行っております。

また、公民館講演会を10月1日に、気象予報士の依田司氏を講師に迎え、「気候変動と対応策」を演題に講演をいただきました。来場者は211名でございました。

先ほどありましたとおり、第45回の滑川町文化祭を11月1日から3日まで開催いたしました。サークルの皆さんに実行委員会を組織いただき、展示や管理の仕事を担っていただきました。多数の方にご来場いただき、最終日の3日目には屋外での抹茶を楽しむ野だても行い、成功裏のうちに終了することができました。本当にありがとうございました。

七つの祝いにつきましては、11月25日に式典及びアトラクションの人形劇を2部制で実施をさせていただきました。対象人数は212名で、当日の参加者は162名でございました。

後期の公民館教室も、現在、実施をさせていただいているところでございます。

また、生涯学習の一環としてのボランティア講座を社会福祉協議会と共催で行っております。多数の中学生が町の諸行事や町の施設に赴き活動しています。その一つといたしまして、障害者駐車

場カラープロジェクトといたしまして、図書館の前に身体障害者用の駐車場と思いやり駐車場を塗装いたしました。何かの機会に御覧いただければと思っております。

今後の日程といたしましては、年明け早々の1月7日に令和6年二十歳の祝いを挙げる予定でございます。議長、副議長、文教厚生常任委員の皆様にはご臨席を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、生涯スポーツ関係でございます。各行政区、団体等の皆様にご理解、ご協力をいただきまして、町長からもありましたとおり第39回町民スポーツ祭を10月8日に、従来から短縮したプログラムで5年ぶりに開催ができました。皆様の協力もあり、盛大に開催することができました。本当にありがとうございました。

第35回滑川町駅伝競走大会を12月2日に、従来の部門に加え、小学生男女の部を新設し、7部門で開催をいたしました。新部門の設立もあり、昨年よりも多く62チームの参加をいただき、盛大に開催することができました。今後につきましては、スキー、スノーボード教室を4年ぶりに1月に、また2月に第40回比企郡駅伝競走大会を嵐山町にて開催予定でございます。より一層スポーツを通じて町民が触れ合える機会を提供したいと考えております。

続きまして、図書館関係でございますが、町内の幼稚園、保育園、学童施設へコンテナで本を貸し出し、施設間で本を巡回させる団体貸出しの取組を実施しております。希望のあった幼稚園1か所、保育園6か所、学童施設10か所に図書を貸し出してあります。

また、滑川町図書館ポップコンテスト2023を実施し、小学生44名、中学生337名の応募がありました。3次審査を経て受賞作品を決定し、10月29日に表彰式を開催いたしました。受賞作品のポップは、館内で本と一緒に展示しております。他の応募作品についても、順次一緒に展示する予定でございます。滑川まつりに図書館まつりを開催し、廃棄図書及び雑誌の古本リサイクルを行い、多くの方に本の再利用にご協力いただきました。

また、電子図書館の啓発活動として、紙の絵本と電子の絵本を活用したおはなし会と、電子図書館の操作説明会を開催いたしました。

また、読み聞かせボランティア団体及び立正大学の学生の協力の下、クリスマスおはなし会を12月13日と16日の2日間実施をいたします。クリスマスにちなんだ読み聞かせや手遊び、サンタクロースさんのプレゼント等を準備しております。

令和4年9月1日に7市町合同で開館いたしました比企eライブラリが、本年度一周年を迎え、現在、コンテンツ数2,529、登録者数は7市町で2,250名、滑川町については332名となっております。今年度は生涯学習担当主催のスマホ教室や就学時健康診断の中で電子図書館の広報を行いました。今後も多くの方に利用いただくため、図書館のイベントと同様、比企eライブラリの周知も行ってまいります。

読書は、考える力、感じる力、表す力等を育てるとともに、豊かな情操を育み、全ての活動の基

盤となる、価値、教養、感性等、生涯を通じて受容していく上での大変重要と考えております。今後も滑川町子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の活性化や図書館利用者増加のため、おはなし会をはじめ様々な取組を関係機関と連携して行ってまいりますので、読書活動推進のためご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

最後になります。文化財保護担当関係でございます。まず、文化財関係でございますが、9月から11月にかけてまして開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を5件行いました。

また、10月20日より、羽尾地区の興長禅寺裏にあります寺谷廃寺の学術発掘調査を行っています。駒澤大学の酒井清治名誉教授の指導の下、発掘調査の進捗状況の確認や今後の調査、整理作業を行っております。

比企地区文化財振興協議会と県立嵐山史跡の博物館主催の「比企歴史の丘巡回文化財展」を10月11日から15日にかけて本町で行いました。テーマを「比企の杜神社と文化財」の展示を行い、滑川町からは伊古神社、熊野神社、月輪神社、そして神社に関連する文化財としまして伊古神社の社叢、下福田のささら獅子舞と月輪獅子舞を紹介いたしました。5日間で合計53名の方にお越しをいただきました。

また、11月14日には、同じく比企地区文化財振興協議会主催で、吉見町にて文化財めぐりを「源範頼ゆかりの地を歩く」というタイトルで、安楽寺や息障院をはじめとする9か所を巡りました。滑川町からは15名の方に参加をいただきました。

また、11月28日には、エコミュージアムセンターにおいて、令和5年度古文書入門講座を開設し、17名に参加をいただきました。

12月1日からは、令和5年度に新指定をされました太政官高札の展示を行います。太政官高札とは、慶応4年、すなわち明治元年に発せられた太政官布告の高札でございます。高札の裏には、武蔵比企郡土塩村の墨書があることから、当時、土塩村の高札場に掲示をされていたものと考えられます。町の歴史を知る上でも貴重な資料でございます。お時間あったら御覧いただければと思っております。

続きまして、エコミュージアムセンター関係でございます。地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、毎月第4土曜日に森林公園柳谷沼にて、定例の生き物水質調査を継続して行っております。気温、水温が低下したことに伴い、生き物の活力が低下し始めており、確認できる生き物の数も大幅に減少し始めておるところでございます。

今後も町の文化について広く伝承し、町への誇りと愛着を持つ人づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、大変雑駁で早口で大変申し訳ございませんが、教育関係の報告とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で行政報告を終わります。

◎所管事務の調査報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、所管事務の調査報告を行います。

初めに、総務経済建設常任委員会で所管事務調査が終了し、委員長から報告書が提出されました。委員長より調査報告をお願いします。

総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、お願いします。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、令和5年度総務経済建設常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

期日及び場所につきましては、第1日目が令和5年11月16日木曜日、宮城県宮城郡松島町で、中高生向けの教育旅行ワークブック【松島×探求】についてと、議会の現状と課題についてでございます。

2日目、令和5年11月17日金曜日は、宮城県石巻市にて、石巻市震災遺構「門脇小学校」及びみやぎ東日本大震災津波伝承館を視察しました。

第1日目の松島町は、宮城県の海岸部中央にあり、面積の50%は松島丘陵を中心とする森林です。広報まつしま10月号によりますと、人口1万3,124人、世帯数5,717世帯で、人口は減少傾向にあるようです。松島町は、日本三景の一つで世界的知名度を誇る観光地であり、産業では観光業をはじめ農林業、漁業、商工業など様々な産業がバランスよく発達しています。コロナ禍前は年間300万人の観光客が来遊していました。昨年ぐらいから観光客が200万人を超え、戻りつつあるようです。松島町は、滑川町と平成24年11月に災害相互支援協定を締結し、災害復興支援では滑川町職員を派遣しました。当町は平成23年3月11日の東日本大震災の被害で本庁舎の移転を余儀なくされ、現在の場所へ仮庁舎として建設されたと説明がありました。

松島町の中高生向けの教育旅行ワークブックは、SDGs、持続可能な開発目標の基本的な考え方から探求テーマに沿ったスポットを紹介し、教育旅行の事前学習、現地学習、事後学習に対応できる内容となっています。歴史・文化、環境、減災・防災など幅広く学べるように対象客の中高生のみならず、企画者、引率指導者への戦略的配慮がなされており、よくできていると感心しました。

議会の現状と課題については、松島町議会議員の全員の参加をいただき、活発な意見交換を行うことができました。議会のICT化推進については、当町ではデジタル推進特別委員会を設置して調査研究を行っていました。中でも、タブレット端末導入にあっては、紙資料の大幅な削減のみならず事務負担の軽減ができ、メリットは大きいと結論づけています。議会報告会、議会中継配信や議会報告の在り方についても意見交換をしました。

2日目の宮城県石巻市は、東日本大震災で国内最大の被害市町村です。中でも、南浜町、門脇町及び雲雀野町の南浜地区は、津波の来襲とその後発生した火災の延焼により500人以上の方が亡

くなられました。東日本大震災と同じ悲しみと混乱を繰り返さないために、震災の記憶と教訓を後世に伝える震災遺構「門脇小学校」と、みやぎ東日本大震災津波伝承館を視察しました。避難訓練の大切さ、正常性バイアス対策の必要性を再認識しました。

以上、総務経済建設常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、文教厚生常任委員会にて、同じく所管事務調査が終了し、委員長から報告書が提出されました。委員長より調査報告をお願いします。

文教厚生常任委員会、小澤実委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員長 小澤 実議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（小澤 実議員） 8番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、文教厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。

先ほど総務経済建設常任委員会内田委員長から報告がありました調査結果につきましては、調査地、調査内容が同一であり、重複しますので、感想のみの報告とさせていただきます。

今回説明をいただいた中高生向けワークブックは、日本でも有数の観光地である松島町内を巡る教育旅行の中で、世界各国で取り組まれているSDGsについても学ぶことができる面白い事業であると同時に、松島町が力を入れている観光振興にもなる事業であると感じ、強い感銘を受けました。また、地元の高校生が教育旅行生に観光ボランティアガイドを行う事業もあり、「大人にはない発想で面白い切り口で説明をします」という趣旨の説明が魅力の画期的な取組であると思いました。また、現代の教育旅行の宿泊先はビジネスホテルが主流と聞き、驚きと同時に時代の流れを感じました。コロナは明けましたが、今後もホテル、旅館の経営は大変であると痛感しました。

松島議会では、議会報告会に対する思いを全議員が強く持っており、それぞれが行政区長宅に向き、お願いをして、12地区全てでの開催ができると聞き、非常にすばらしいと思いました。

また、松島町の教育民生常任委員会では、奈良県明日香村等へ文化財関係の視察を行い、教育に役立たせる方法や保存計画の作成等を文化庁と話し合い、協議中であると聞き、滑川町にも必要であると強く感じました。

以上、簡単ではございますけれども、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして所管事務の調査報告を終わります。

〔何事か言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） どのような質問ですか。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。先ほど行われました総務経済建設常任委員会の所管事務調査についての質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの報告の中にはなかったのですが、私たちに配られた報告書によりますと、調査結

果のところ、議会の現状と課題というところがあります。その中に、「松島町の議会だよりでは質問者と回答者が記載されていた。松島町の議会議員は選出地域に特色があり滑川町と単純に比較できないと思われる」という記載があります。なぜこのような記載になったのか、質問したいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前10時46分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

それでは、内田委員長、よろしくお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。阿部議員の質問にお答えします。

松島町の議員の方々と懇親会をさせていただきまして、そのときいろいろお話を伺いましたら、比較的各地域の全体ばらついた形で当選されている方が多くいらっしゃいます。滑川町の議員の出身地域を考えると、滑川町はかなり偏った状態になっております。そういうことを踏まえて、一時期に単純に比較するという事は難しいのかなというふうに考えております。

それと、松島町の議員さんの発言の中に、地域からの代表という意味合いがあるという発言がありました。そういう意味を考えると、滑川町とは少し状況が違うのかなというふうに考えました。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問、もう一度お願いできますか。

○5番（阿部弘明議員） 阿部弘明でございます。

今のご回答は、内田委員長がそういうふう感じられたということだというふうに思います。しかし、今、議会だよりに質問者の名前を出すかどうかについては、議会運営規則などのことも含めて検討しようということになっているわけでありまして。町民の方からは質問者の名前を出してほしいという声も上がっているとおりです。そういったようなことから、今、検討を進めているわけでありまして。私、広報の発行の責任者でもありますから、その辺については、こういった記述を報告されるということになると、この町の議会だよりの、要するに松島町では、この記載のとおり、質問者、議員の、一般質問だけでなく、議案の質疑などについても名前が記載されているのです。そのことについて、議員交流会とか、会議の中でも私質問したところ、この名前が記載されていることについては何ら問題はなかったということのお話をお聞きしました。そういった意味では、今後、前向きな形でこの問題について、名前を記載するという事について、考えていかなければならないのではないかなというふうに考えているところです。こういったような内田委員長の記載になってしまうと、まさにそれを否定するような形になってしまうというふうに思いますので、で

できればこの部分については削除していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 内田委員長、答弁願います。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 内田敏雄、阿部議員の質問に答弁いたします。

私がここに書いたのは、議員の選出地域の特色が違いがあるということと、もう一つ書いたこれは、回答者を記載する必要はないと書いた。発言者を記載する必要はないと書いてあるわけではないので、回答者をなぜ記載する必要はないかという理由につきましては、回答者は執行部の職員であります。政治家ではありません。町民が選挙で選んだ人ではありません。町長が選任した人です。町長が選任した執行部の担当者が回答するというのは、それは町長に代わって答弁していることであって、担当者の名前を載せる必要はないということを書き表したものであって、阿部議員の誤解だと思われるので、よろしくをお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） すみません。5番、阿部弘明です。

ここの記述にある「松島町の議会だよりでは質問者と回答者が記載されていた」、これはいいです。「松島町の議会議員は選出地域に特色があり滑川町と単純に比較できないと思われる」、この部分については、要するに議員の名前のことについて記載されてあるのだというふうに思います。ここの部分を削除していただければ。

また、その次、今おっしゃられた「回答者を記載する必要はないと思われた」、ここの部分は、議会広報発行対策特別委員会でも議論をまだしている最中なので、この辺全てそうなのです。そういった意味では、議会広報発行対策特別委員会の中で議論をしておりますので、どうするかについては、やはり内田委員長の一方的な感想のみで記載するということがいかなものかというふうに思います。

松島町の議会だよりについては、この間、私もいろいろお話を聞きましたけれども、やはり名前を記載するかどうかについては議論があったそうです。しかし、やはり開かれた議会、議会の中で誰が何をしゃべっているのか、こういったことについては、町民の方々、やはり興味を持たれるのです。そういった意味では、どうしてもやっぱりそういうことも必要なのではないかとということで、松島町議会ではこういったようなことを取り組み、いまだこのことによって何ら支障はないというようにお話も聞きましたので、そういったようなことを含めて、今後検討しなければいけないというふうに思います。ぜひそういった対応をしていただきたいというふうに思います。

また、総務経済建設常任委員会の所管事務調査ではありますけれども、ここの部分については議会広報発行対策特別委員会に関わる部分なのです。そこについて、別な所管のところこういったようなことを述べるということについては、はっきり言っていかなものかというふうに思います。

ぜひ対応、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉野正浩議員） 内田委員長。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 内田敏雄、回答いたします。

私、内田敏雄は、総務経済建設常任委員会の委員長で選任されております。その私が職権に基づいて議会報告への報告書を提出いたしました。その報告書について異論があるのであれば、委員会の中で述べていただければと思ひますが、議会の本会議で述べるべきものではないと思ひます。私を不信任と思うのであれば、それを委員会の中で提出していただければいいかと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） それでは、阿部議員がおっしゃっている質問者と回答者の記載については、確かに広報発行対策特別委員会のほうで議論中ということは重々私も存じております。その中で、この記載について、非常に気になる部分ということなのでしょうけれども、内田議員は先ほどから、これについては職員とかそういう名前については特定する必要はないのだという話があります。ですから、記載の全回答者、これは質問者、議員と回答者、執行部の記載というところまで言っているのではなくて、要は今後、職員、執行部についてはという記載がないわけなのですけれども、こちら辺を、あるということですので、その辺でご理解いただけないかと思ひのですけれども、いかがですか。

○5番（阿部弘明議員） すみません。先ほど内田委員長から読み上げられた部分については、私も賛同いたします。なぜか、今、私が問題にしている部分については、おっしゃいませんでしたので、この部分については、また全員協議会または総務の常任委員会などで議論をしていただきたいというふうに思ひます。要するにこの部分については、今のところ了承されていないということを含めて、議事を進めていただければというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） その件につきましては、広報発行対策特別委員会の委員長の阿部議員のほうから、全協なり、また総務経済建設常任委員会の中で、委員になっておりますので、その辺もお話をしていくということで、以上でこの件につきましては終了ということで、よろしくお願ひします。

以上をもちまして所管事務の調査報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第60号から日程第18、議案第72号まで13議案の案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願ひします。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出をさせていただきます議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第60号 滑川町地域公共交通会議条例の制定については、滑川町地域公共交通会議が地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関に該当するため、新たに条例の制定を行うものでございます。

議案第61号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、滑川町地域公共交通会議の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第62号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえ、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第63号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第64号 滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第65号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第66号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行による出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税減額措置の導入に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第67号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,611万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億6,354万

6,000円とするものです。障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費やこども医療費支給事業の増額が主なものでございます。

議案第69号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定については、収益的支出に430万9,000円を追加し、3億7,604万8,000円とするものです。町内の給配水管の漏水布設替え等の修繕費の増額が主なものでございます。

議案第70号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、収益的収入に48万7,000円を追加し、収益的支出に325万6,000円を追加するものです。また、資本的収入に428万3,000円を追加し、資本的支出に330万円を追加するものでございます。職員の給与、公共下水事業及び農業集落排水事業における建設改良事業の増額が主なものでございます。

議案第71号 町道路線の廃止については、町道1060号線の一部払下げ計画に伴い、道路法の規定に基づき廃止をお願いするものでございます。

議案第72号 町道路線の認定については、開発行爲により帰属された道路について、認定をお願いするものでございます。

以上、議案13件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単でございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎請願第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） 日程第19、請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

本請願は、上野葉月議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 請願書、紹介議員、上野葉月。

脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願。

理由。近年、日本各地で酷暑や集中豪雨など、気候変動により災害が激甚化しており、危機的な状況に陥っています。これは世界的な状況で、今、人類が存在できるかどうかの大分岐に立たされています。この状況を打開するため、2015年のパリ協定で、気温を2100年までに産業革命から1.5℃上昇以内に収めることが努力目標として定められました。

2023年3月IPCC第6次評価報告書（統合報告書）では、この目標達成のために「2035年までに世界全体で60%の温室効果ガスの削減、二酸化炭素でいうと65%の削減が必要」という更なる削減を求めています。先進諸国は、2035年までに電力部門の再生可能エネルギー導入目標を70～80%とし、再生可能エネルギーへの転換を加速しています。

一方、日本政府は5月にGX脱炭素電源法案を可決し、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以来、原発への依存度を下げるとしてきた方針を撤回し、原発推進に舵を切りました。この法律では原子力発電を脱炭素のための電源と位置付けていますが、原発はCO₂削減に役立たないばかりでなく、巨大なリスクを抱えています。

また、大手電力会社によるカルテル、新電力の顧客情報の漏洩・不正閲覧、経済産業省の再生可能エネルギーの業務管理システムの不正閲覧などは、独占禁止法や電気事業法に違反する行為であり、公正な競争環境整備とその手段としての発電・送配電の所有者分離は不可欠です。

食とエネルギーの自給は「市民のいのちを守る」安全保障の観点からも大変重要であり、日本で自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。エネルギー政策の基本は、私たちの暮らしに身近な地方自治にあると考えています。自治体は、国を動かしていく役割があると考えます。気候危機への対策と持続可能な社会の構築のために、滑川町として脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換を加速する以下の3つの要望を国に働きかけてください。

以上の通りお願いいたします。

記

- 1、脱石炭火力、脱原発を脱炭素政策の柱として早急に実現すること
- 2、エネルギー基本計画を早急に改正し、2035年の再生可能エネルギー電力目標を80%以上とすること
- 3、発電と配送電の所有者分離と再生可能エネルギーの優先接続・優先給電政策

令和5年11月21日

東松山市石橋

生活クラブ生活協同組合 比企支部

代表 野原智子

滑川町議会

議長 吉野正浩様

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号につきましては総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

暫時休憩とします。再開は午前11時20分とします。

休 憩 (午前11時12分)

再 開 (午前11時20分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

◎一般質問

○議長(吉野正浩議員) 日程第21、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

[9番 赤沼正副議員登壇]

○9番(赤沼正副議員) 9番、赤沼正副。通告に基づき、質問をさせていただきます。

質問事項1、来年度予算について。来年度予算と財政運営について伺います。来年度予算の編成会議も終わり、各課局からの予算要望について、精査しながらの査定過程であると思いますが、令和6年度予算編成についての概要及び考え方を伺います。

- ①、令和6年度予算編成についての指示事項について、町長にお尋ねをいたします。
- ②、令和6年度予算編成に当たっての方針について。
- ③、令和6年度予算編成の特徴について。
- ④、令和6年度の歳入の見通しの認識について。
- ⑤、令和6年度に予定をしている主要な事業について。

以上5点について伺います。

質問事項2、インボイス制度について。2023年(令和5年)10月から、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されております。インボイスとは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載するものです。このインボイスと呼ばれる伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組みがインボイス制度です。

今まで帳簿方式では、課税売上げが1,000万円以下で消費税の納税が免除されている免税業者から課税業者が仕入れをしても、仕入れ税額控除ができました。しかし、本年10月に納税額の計算方

法が適格方式に変更され、仕入れや経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げにかかる消費税から差し引くことができず、課税業者としては消費税の納入額が増えてしまうことになります。

そこで、①、このインボイス制度の導入によって町が発注する工事、役務、物品納入等において、今まで請負等していた事業者が請負等ができなくなるケースがあるか、伺います。

インボイス制度の仕組みは、国や地方自治体、公共・公益法人等にも原則適用されますが、一般会計等は特例により課税標準額に対する消費税額と仕入れ税額控除額を同額とみなすとし、消費税の納税は免除されます。公営企業は特例の対象とならず、消費税の申告義務が発生されると言われています。そこで、水道事業及び来年度から公営企業会計となる下水道事業についてお尋ねします。

②、この2つの事業で、取引実績のある事業者数と、そのうちインボイス制度への登録事業者数を伺います。

続いて、シルバー人材センターの会員は、消費税法上個人事業主の扱いであり、本来消費税をのしななければなりません。1,000万円以下の事業者として納税が免除されています。一方、シルバー人材センターは仕事の依頼者からいただく金額に含まれる消費税を預かり、消費税を含む配分金を会員に支払い、法人経営全体に関わる消費税を納入しています。インボイス制度により納税事業者であるシルバー人材センターは、配分金に含まれる消費税分を納税額から控除できなくなり、新たな納税コストが発生することになります。

そこで、③、シルバー人材センターのインボイス制度の現在及び今後の対応について伺います。

続きまして、1,000万円以下の消費税免税事業者数については、町では把握することができないと思います。消費税の免税事業者数とは異なりますが、お尋ねをいたします。

④、令和5年度個人住民税における収入で事業収入がある方の人数、そのうち事業収入のみで1,000万円以下の方は何人いますか。また、農業収入がある方の人数、そのうち農業収入のみで1,000万円以下の方は何人いますか。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、来年度予算についてのうち、①、令和6年度予算編成についての指示事項についてを大塚町長に、質問事項1、来年度予算についてのうち、②、令和6年度予算編成方針についてと③、令和6年度予算編成の特徴についてと④、令和6年度予算編成の歳入見通しについてと⑤、令和6年度予定の主要な事業についてと、質問事項2、インボイス制度についてのうち、①、請負等していた事業者が請負等ができなくなるケースがあるかについてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、インボイス制度についてのうち、②、水道及び下水道事業で取引実績のある事業者数とそのうちインボイス制度への登録事業者数についてを宮島上下水道課長に、質問事項2、インボイス制度についてのうち、③、シルバー人材センターのインボイス制度の現在及び今後の対応についてを篠

崎高齢介護課長に、質問事項1、来年度予算についてのうち、④、令和6年度予算編成の歳入見通しについてと、質問事項2、インボイス制度についてのうち、④、令和5年度個人住民税に関する質問を島田税務課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、赤沼議員の質問に答弁をいたします。

令和6年度予算編成に対する指示事項についてですが、10月18日、私と副町長、総務政策課長と財政担当者による予算の編成方針検討会議の結果を念頭にして、10月26日に開催した係長以上の幹部職員を対象にした令和6年度予算編成会議において、私から次のように挨拶並びに指示を行いました。

全体的な予算の考え方につきましては、コロナ禍におけるコロナ対策関係の交付金により、近年財政規模が膨れ上がる中で、コロナ関係の交付金の収束とともに、もう一度本来の財政規模に戻すことを目標とした予算編成を目指したい私の考えではありますが、所得税減税や低所得者への交付金など、国政が目まぐるしく動く中でありますが、従来どおり重点事業である子育て対策を堅持しながら多くの事業に積極的に取り組むよう指示をいたしました。しかしながら、コミュニティセンター建設事業等の久々の大きな公共施設等の整備を控えており、町の財源負担の増加も見込まれることから、来年度の財政運営についても、なお一層厳しくなることが予想されます。

実際に令和6年度の今後の計画上の予算集計では、見込額で12億9,000万円の財源不足が生じているわけで、予算要求として表れる職員の仕事にかかる情熱は十分酌みながらも、新規事業を想定すると、現実には厳しい査定をしていかなければならないという、ある意味、矛盾をした状況もあることも伝えました。加えて、前例踏襲と現状維持では一步も前進しない。町民のためにはならないと話し、この考えは捨てるように強く指示をしました。

予算を編成する意識改革として、来年度の予算見積りに当たっては、まず前例踏襲の概念を取り払い、事業の実施に当たってはゼロベースで考えていただきたい。無駄を省いてほしい。今までこうであったから要求するのではなく、いま一度メスを入れて見直していただきたい。さらには、現状維持という考えでは町民サービスの向上にはつながらない。町民目線で、さらには町民の声を聞きながら、今何ができるかということ、あるいは今何をすべきかと常に考えて、よりよい町政のための予算づくりをしていただきたい。この2点を強く指示をして、来年度の予算編成に当たってほしいと挨拶並びに指示をいたしました。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、来年度予算についてのうち、②、令和6年度予算編成に当たっての方針についてでございますが、令和6年度予算編成に当たっては、滑川町予算事務規則第3条の規定に基づき、予算の総合調整を図るために本年10月27日付で、令和6年度予算編成方針を総務政策課長名で各課局長へ通知したところでございます。その内容としては、令和6年度の予算編成に当たっては、社会保障経費や物価高騰に伴う経常経費の増加が見込まれることが想定されますが、滑川町総合振興計画、滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた施策を展開するとともに、重点事業への一層の推進を図ることで安心安全な町づくりに努めるために予算編成の基本方針を定めさせていただきました。

具体的には、次の7つを令和6年度予算編成に当たっての基本方針として決めましたので、申し上げます。1、真に令和6年度に実施しなければならない事業のみの予算編成とすること。2、町政の重点施策を推進すること。3、全ての事業に対しPDCAサイクルを強化し、事業評価に努めること。4、重点施策以外の事業は、事業の縮小、廃止を前提とすること。5、受益者負担の適正化を図るとともに国、県の補助金や民間の資金等を最大限に活用し、積極的な財源確保に取り組むこと。6、所管を超える事業は調整会議により事業の重点化、効率化を図ること。7、国、県の動向に注意すること。以上7つの基本方針に基づき、令和6年度の予算編成においても非常に厳しい財政状況ではございますが、効率的で効果的な行財政運営に積極的に取り組みたいと考えておりますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

次に、③、令和6年度予算編成の特徴についてでございますが、令和6年度の予算編成に当たっては、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023、骨太の方針を踏まえ、国における経済財政運営の考え方等を参考に国や県の動向に注視するとともに、令和6年度予算編成方針を遵守し、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の最優先の配分を行いつつ、重点施策への一層の推進を図るための予算編成とさせていただきたいと考えております。

その中で、予算編成に当たっては、当然職員自身の予算に対する意識改革も必要です。職員一人一人が例年をはるかに上回る厳しい財政状況を共通認識として持ちながら、あわせて創意工夫によるコスト削減の意識を持ち、地方自治法上にもございますが、住民福祉の向上のために最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に置きまして予算の編成に努めてまいります。

次に、④、令和6年度の歳入の見通しの認識についてでございますが、町税以外の歳入の見通しの認識について申し上げます。歳入予算については、通常、12月に国から発表される地方財政対策を参考に次年度の歳入予算の見積りを行います。現時点で本資料が発表されていないことから、現在把握している情報の範囲内において、来年度の歳入見通しについてご答弁を申し上げます。

令和5年8月に総務省が発表した令和6年度の地方財政の課題の資料によりますと、地方の一般財源総額については、社会保障関連経費の増加が見込まれる中、デジタル改革やグリーン化の推進、地方創生の推進、安全安心な暮らしへの実現、人への投資、子ども・子育て政策の強化等の重要課

題に対応するために地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが示されており、これは、一般財源として取り扱っている地方交付税や各種交付金について、令和5年度と同水準額が確保されるものと解釈できます。

本資料によりますと、あくまでも仮試算ではございますが、地方団体の令和6年度の一般財源総額は、令和5年度地方財政計画における一般財源総額と比較して約6,000億円の増加を見込んでいます。このことから、令和6年度の一般財源総額については、令和5年度の歳入予算額と同水準になるものと見込んでおります。今後の社会情勢等の変化により予測不可能な側面もありますが、今後示される令和6年度地方財政対策等を参考にしながら、歳入予算については過大、過少とならないよう適切な見積りを行ってまいりたいと考えております。

次に、令和6年度に予定をしている主な事業についてでございますが、町においては、先ほど申し上げました総合振興計画及び総合戦略に基づきまして事業を展開しているところでございます。本計画書においては、「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」のキャッチフレーズの下に、特に町の優先的に取り組む施策を重点施策として位置づけております。この中には、子育て支援事業や健康づくり事業、公共施設の整備事業等を掲げさせていただいておりますが、令和6年度の予算編成に当たっては、本計画書に基づき、重点施策に重きを置いた予算編成を行ってまいりたいと考えております。

また、令和6年度については町制施行40周年の年度であることから、記念式典をはじめとした各種記念事業を実施させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

その他、令和6年度の個別の事業については、現在、まさに各課局からの予算要求中であり、年明け1月に町長による予算査定を行う予定であることから、答弁については差し控えさせていただきますが、いずれにしましても各課局から多数の事業要望が出てきていることは確かでございます。限りある財源の中で安心安全な町づくりのための予算編成に努めてまいりますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

次に、質問事項2のインボイス制度のうち、①、インボイス制度の導入によって町が発注する工事、役務、物品納入等において、今まで請負等していた事業者が請負等ができなくなるケースがあるかでございますが、現時点においては、インボイス制度が町が発注する工事、役務、物品購入等の契約に影響を及ぼすことはないと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、赤沼議員のご質問のうち、質問事項2、インボイス制度についての②、水道事業、下水道事業で取引実績のある事業者数と、そのうちインボイス制度へ

の登録事業者数について答弁いたします。

令和4年度及び令和5年度10月末までの取引実績を基に報告をさせていただきます。水道事業においては、令和4年度取引事業者数は40者でございました。うちインボイス登録事業者数でございますが、令和5年11月時点での登録事業者数は38者でございました。令和5年度10月末までの取引事業者数は44者でございます。うちインボイスに登録しております事業者は43者でございました。

下水道事業においては、令和4年度取引事業者数は25者でございました。うちインボイス登録事業者数は25者でございます。令和5年度10月末までの取引事業者数は22者、うちインボイス登録事業者数は22者でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問のうち、質問事項2、インボイス制度についてのうち、③、シルバー人材センターのインボイス制度の現在及び今後の対応について、答弁させていただきます。

昨年の9月定例議会の一般質問におきまして、シルバー人材センターにおけるインボイス制度導入問題は全国的な問題であり、今後、町とシルバー人材センターとで情報を共有し、国や近隣市町村の動向を確認しながら、町としてどのような施策が必要となるかを検討していきますと答弁をさせていただきました。その後、インボイス制度導入に向けて、町は常にシルバー人材センターと一緒に考えてまいりました。

赤沼議員のおっしゃるとおり、現在、シルバー人材センターとしてはインボイス制度導入に伴いまして、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額が仕入れ税額控除の対象外となるため、納税額が大幅に増加することが予想されます。そのような課税事業者の急激な負担を軽減するために、6年間の緩和措置が設けられております。2023年10月から2026年9月までの3年間は80%削減した納入、2026年10月から2029年9月までの3年間は50%削減した納入でございます。それ以後は全額納付となります。

シルバー人材センターの上部団体であります埼玉県シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会でも、インボイス制度の実施に対しましては今まで苦慮しており、国や県にも適用除外の働きかけをお願いしてきましたが、シルバー人材センターだけ除外はできないということでした。

滑川町シルバー人材センターとしては、上部団体からの指導を仰ぎながら会員の方への説明を繰り返し行い、また発注者の方へは人件費の高騰や物価の上昇を含めて、文書でお願いをしております。発注者のご理解をいただいた中で、今年度から事務費率、請負額を上げることで、インボイスへの対応を図っていこうとしたところでございます。このような対策を通して、消費税免税事業者

である会員の皆様は、引き続き消費税を国に納める必要はございません。しかしながら、現在の対応では十分とは思えませんし、先行き不透明でございます。

公益社団法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、余剰金を出して蓄えることができません。シルバー人材センター事業は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、補助事業であるため、国からシルバー補助金として交付金があります。この交付金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提としており、地方公共団体の補助額を上限に交付されます。町の補助金を増額することにより、国からの補助金の増額を見込むことができると考えます。

今後も発注者、会員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、滑川町の高齢者の雇用促進のためシルバーの活動が低下しないように、町としてもシルバー人材センターとともに考えていきます。シルバー人材センターが財政困難とならないよう、持続的な運営を維持するために町の補助金等の増額を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、来年度予算についてのうち、④の令和6年度の歳入の見通しの認識につきまして、税務課の所管する税別の歳入予算につきまして答弁させていただきます。なお、今日現在の税務課での積算見込みであり、今後、町長査定等が行われ、また国の住民税減税につきましても、現段階では何ら通知もない状況での回答となりますことをご了承願います。

それでは、まず個人町民税でございますが、平成26年度から10年間の臨時的措置でありました均等割のうち、復興税分につきましては令和5年度で終了となります。令和6年度より森林環境税が課税されることとなります。額につきましては1,000円の上乗せであり、復興税と同額でございます。個人町民税は、均等割、所得割、共に人口増により若干の増が見込まれますが、令和5年度と同額程度を見込んでおります。

次に、法人町民税でございますが、令和4年度で既にコロナ禍からの回復傾向がうかがえておりましたが、令和5年度に入り、各法人の決算による還付の申告も多く、本年度の収入状況から、現時点では令和5年度と比較して90%の歳入予算とさせていただきます。なお、法人数の大きな変動や資本金1億円を超える法人の変動はございません。

次に、固定資産税でございますが、令和6年度は3年に1度の評価替えの年でございます。土地につきましては、市野川以北において緩やかに下落が見込まれます。一方、みなみ野地区におきましては、前回の令和3年度と比較すると基準地価が約6.5%上昇し、それに伴い固定資産評価額も上昇を見込んでいます。また、都工業団地地区におきましても上昇を見込んでおります。これらの価格変動の要因といたしまして、不動産市場における売買実例や土地の稀少性、誘導性等が考えら

れます。

家屋につきましては、物価の上昇による影響を受け、既存家屋の再建築費が上昇することが見込まれており、これまで評価替えごとに評価額が下落していた家屋につきましても、評価額が据置きになることや下落幅が小さくなることを見込まれます。

次に、償却資産でございますが、太陽光発電の新設などの増額も見込まれますが、経年による減額もあることから、令和5年度と同程度の額と見込んでおります。よって、固定資産税につきましては、3年に1度の評価替えの年は歳入予算の減を見込んでおりましたが、全体としては令和5年度と同額程度の歳入予算を見込んでおります。

次に、軽自動車税でございますが、原付バイクや軽四輪自動車の種別割において台数の増加が見込まれることから、令和5年度と比較し180台分程度の増額の歳入予算を見込んでおります。また、環境性能割につきましては、新型コロナウイルスの影響による半導体不足の状況を踏まえ、減税措置を行っておりましたが、令和6年度は通常の税率となるため増額を見込んでおります。よって、軽自動車税につきましては、令和5年度と比較して105%の歳入予算を見込んでおります。

次に、たばこ税でございますが、近年の禁煙志向により、年々売上げ本数が減少傾向であり、たばこ税の引上げの報道もないことから、令和5年度と比較して95%の歳入予算を見込んでおります。

次に、国民健康保険税でございますが、加入世帯数が年々減少傾向にあり、現時点では令和9年度の県下準統一保険料に向け、国保運営協議会におきまして保険税額をご審議いただいている状況でございますが、令和6年から8年度のどの年度に改定を行うのかも含めまして審議中であり、今日現在では令和5年度と比較して95%の歳入予算を見込んでおります。

冒頭でも申し上げましたが、今日現在での税務課における積算でございますので、今後、町長査定や減税等の法改正等により変更がある場合がございますので、ご了承願います。

次に、質問事項2、インボイス制度についてのうち、④のご質問につきまして答弁させていただきます。令和5年度の個人住民税における収入で、事業収入のうち営業収入がある方の人数につきましては603人でございます。そのうち、営業収入のみが1,000万円以下の方は484人でございます。

次に、事業収入のうち、農業収入がある方の人数は158人でございます。そのうち、農業収入のみが1,000万円以下の方は153人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、再質問があるようでしたら、大変恐縮なのですけれども、休憩をここでさせていただきます。その後の質問ということでよろしいですか。

○9番（赤沼正副議員） はい。

○議長（吉野正浩議員） よろしくお願います。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時57分）

再開 (午後 1時00分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

赤沼議員、再質問願います。

○9番(赤沼正副議員) 令和6年度予算について、それぞれご丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

本定例会に防災に関する一般質問が多くなされています。自然災害など予期せぬ事態に備えるためにも、また公共施設等の老朽化対策等の課題に対応し持続可能な行政運営をしていくためにも、計画性を持って収支を見通し、財政の安定性を向上させて、投資と積立てとが相互に補完することで財政運営の健全性を保つ財政規模の確保が重要だと考えます。そこで、当初予算、補正予算作成におきまして、財政規律の確保をしっかりと図っていただきたいと思います。これについては要望とさせていただきます。

それから、町長の予算編成で示された考え方でございますけれども、前年踏襲、これは前年踏襲も前例踏襲も含まれると思いますけれども、それから現状維持、これでは一步も前進しないと。そういう考え方は捨てていただきたいというお話がありました。この考え方につきまして、役場の仕事全体に対しての考え方と捉えてよろしいでしょうか。

○議長(吉野正浩議員) 町長、答弁願います。

[町長 大塚信一登壇]

○町長(大塚信一) 町長、赤沼議員さんの質問に答弁いたします。

これは至極当たり前の言葉であって、前例踏襲、それから現状維持、それでは仕事は前に進まないということは、ごく当たり前のことであって、役場の公務全てにおいてその考えは通用することだと思います。

ただ、たまたま私が7月に、今、全国町村会の副会長をやっています北海道の白糠町の棚野町長さんとお会いして懇談する機会のあるときに、町長さんがそこを力説していたのです。これは、町長、私も地元へ帰ってから、もう一回、この言葉を使わせてもらいまして仕事に取り組みたいということで、町長さんと約束した言葉でもあって、本当に基本に戻る考えで、やはり前例踏襲、それから現状維持では仕事は一步も前へ進まないのだということで職員に一つの気合いを入れるために話した言葉でございます。よろしく願います。

○議長(吉野正浩議員) 赤沼議員、質問願います。

○9番(赤沼正副議員) ありがとうございました。

続きまして、インボイス制度についてでございます。地方公共団体における契約として、地方自治法では第234条第1項において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定されております。この点、地

地方公営企業法は第6条において、地方公営企業の経営に関して、地方自治法等に関する特例を定める法律であるとしており、地方自治法の契約に関わる規定の大枠を変更するものではないと解されており、

そこで、インボイス発行制度に登録していない免税事業者が町の入札に参加できなくなるような地方自治法施行令第176条の5及び第176条の5の2の要件にインボイス発行業者であるか否かを該当させることについての考え方について伺います。

○議長（吉野正浩議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

議員の質問のとおり、地方自治法施行令第167条の5、また第167条の5の2の規定により、地方自治体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、入札を適正かつ合理的に行うため必要な資格を定めることができることとされております。この規定の運用について、総務省より令和4年10月7日付の通知にて、地方公共団体の競争入札において適格請求書、いわゆるインボイス発行事業者でないものが相手の契約方となった場合、消費税の負担が増加すること等の地方自治体にとって利益になることを理由として競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないとする見解が示されております。

町では、総務省の見解を踏まえ、インボイス発行事業者であることを競争入札に参加するための必要な資格として定めておりません。したがって、町との契約においてインボイス制度だけの要因で契約ができなくなるということはないと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。地方自治法施行令第167条の5及び第167条の5の2の要件にインボイス発行業者であるか否かを該当はさせないという形で理解をいたしました。

それから、シルバー人材センターにおいてのインボイス制度についてですけれども、シルバー人材センターにおいては、インボイス制度導入前までは帳簿保存方式での仕入れ税額控除を行ってきたと思いますが、インボイス制度の導入により、初めの3年間は8割の仕入れ税額控除を行い、その後3年間は5割の控除を行い、その後は控除なしということなるわけですけれども、現在、企業において定年退職が65歳義務化、70歳努力義務となっており、退職後、シルバー人材センターの会員になる方が減少する傾向にあります。そのような現状において、シルバー人材センターの存続を含めて、町としてもできる限りの対応をお願いいたします。これは要望といたします。

それから、インボイス制度について、産業振興課長、お尋ねをいたします。税務課長の答弁で、営業収入がある方の人数が603人、そのうち1,000万円以下の方は484人、農業収入がある方の人数は158人、そのうち農業収入のみが1,000万円以下の方は153人とのことですが、事業収入のみで

1,000万円以下の方で、免税事業者の対象となる可能性のある事業者がかなり多いと思います。免税事業者は請求書発行の事務負担の増加や、登録しないことにより取引から外される、インボイスが発行できないため課税事業者との取引条件等を見直しされる懸念が考えられます。現在、売上高が1,000万円以下の商店や自営業、農家、フリーランスなど小規模事業者は消費税の納付義務が免除されていますが、インボイスを登録すれば売上高が1,000万円以下でも消費税を納めなければならなくなります。免税業者との取引については経過措置を設けたり、あるいは免税業者が登録した場合における納税の負担軽減を図るなど様々な対策を行ってはおりますが、制度の内容も分かりづらく、町民への周知等含め、商工会等とタイアップして、今後とも町民への影響、あるいは町民への不安、あるいは町民からの要望、そういったものに耳を傾けて対応をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、赤沼議員さんの再質問に答弁させていただきます。

赤沼議員さんお話をしていただいたように、商工会との連携、こちらのほうに関しては、インボイス制度の、簡単にお話ができるような話といたら申し訳ないのですが、そういったものを商工会と連携できるものがあれば対応していきたいと思います。

また、インボイス制度に関して、農業者の方々にも広報のほう、広報チラシ、こちらのほう、役場のほうに来ましてチラシのほうは配布もさせていただいております。そういった中で、いろんな各種団体等々含めながら、連携できるものは、簡単にお話ができるようなものはしていきたいなと思いますので、よろしく願います。

インボイス制度に関しては、国の制度でございます。私どものほうでできるものは限りがあると思いますが、ご協力できるもの、また広報できるもの、こちらのほうに関してはしていきたいと思いますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 今後とも町民への影響あるいは町民の不安、あるいは町民の要望、そういったものに耳を傾けて対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

◇ 中西文寿議員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位2番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

[12番 中西文寿議員登壇]

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず、大きな1番でございます。避難計画について。9月議会の一般質問のやり取りにおきまして、市野川以南の羽尾、みなみ野、都の住民が避難計画で取り残されているとの認識はあるかとの問いに対し、取り残されていると思いますと回答されております。このことは議会だよりに掲載されていることもあり、この取り残されているという言葉が広まり、不安に思われている方が多数出ている状況でございます。

このことを踏まえて、次の2点につきご回答をお願いいたします。1番、この取り残されているという状況ですが、どのような状況にあるのか、はっきりとせず、私は避難計画が十分に考えられておらず、災害時にスムーズに避難できない可能性がある状況だと解釈いたしました。町ではどのような意味合いで、取り残されているという回答をされたのでしょうか。

2番、このマイナスイメージの、取り残されている状況にあると言われ、そうですか、分かりましたというわけにはいきませんので、ご担当の方々と意見交換をさせていただきました。実際には、町では避難者の受入れ態勢の確保のためにもろもろの対策を立て、また関係者との交渉もしていることと思います。みなみ野十三塚地区からは、区長を通して具体的な提案もなされております。住民の不安解消のためにも、現状どうなっているのか、どのような取組をしているのか、いま一度具体的にご説明をお願いいたします。

次に、大きな2番でございます。消防体制について。大きな災害は、過去に例がない、想定を大きく超えることが発生することによってもたらされるものでありますので、発生事象を予測することはできません。しかし、そこをあえて予想するならば、滑川町で大きな災害に見舞われるとしたら、大地震の発生に伴って火災が多数で発生している状況ではないかと思えます。このことを踏まえて、次の4点につきましてご回答をお願いいたします。

1番、地震に伴い火災が多発しているような状況では、各市町村で消防が出動している状況にあるでしょうから、他の市町村からの応援は期待できず、自前に対応せざるを得ないと思えます。滑川町単独で対応できる火災の規模をお教えてください。

2番、多分、あまり大きな規模では対応できないと思えますので、いかに火を出さないようにするかと初期消火が重要になってくると思えます。住宅への火災報知機の設置が義務づけられておりますが、町内の設置率を調べられたことはありますでしょうか。もし不十分であれば、補助金の支給等、設置率を上げるための対策を講じることはできるでしょうか。

3番、火災報知機が例えばあったとしても、足腰が悪いなどの理由ですぐに対応できない方もいることと思えます。このような方々を救出する手だてを講じておくことは必要なのではないかと思います。対象者を支援する方策はありますでしょうか。

4番、みなみ野、都、月輪、六軒、羽尾など住宅密集地で火災が発生した場合、延焼の危険性が高くなっているわけですが、たとえ消防車が十分にあったとしても、放水のための水を供給するには限界があるのではないかというふうに思います。地区ごとに差異はあると思いますが、どの程度の供給能力があるのでしょうか。また、その供給能力を上げることは簡単にはできないものと思いますが、何らかの計画はあるのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。答弁願います。

質問事項1、避難計画についてと、質問事項2、消防体制についてを篠崎総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、避難計画についてのうち、1、9月定例会の議会だよりで、市野川以南の羽尾、みなみ野、都の住民が避難計画で取り残されているとの認識はあるかとの問いに対して、取り残されていると思うとの回答について、町ではどのような意味合いで取り残されていると回答したのかでございしますが、避難ができる公共施設が少ないといった観点から、そのような回答をさせていただいたものでございます。

次に、2、実際に町では現状どのような取組をしているのかでございしますが、実際、大規模な災害が起きた場合、一旦は安全確保を優先し、地域の集会所などの指定緊急避難場所へ一時的に避難をしていただくこととなります。その後、自宅の安全が確認できれば在宅避難、自宅に戻ることが困難な場合は指定避難所に避難するといった流れになります。

当該地域では比較的新しい住宅も多いことから、自宅の安全は確認ができれば在宅避難も念頭に入れていただけるよう周知、啓発し、また区長さんからの要望も出されていますが、公共施設以外の避難として、民間事業者の施設の活用についても協力が得られるよう働きかけを行い、引き続き避難者の受入れ態勢の確保に努めてまいります。また、学校などにつきましては、現在、体育館のみが指定避難所となっておりますが、体育館以外の学校施設の開放も施設管理者と調整し、多くの避難者が受け入れられるよう努めてまいります。

次に、質問事項2、消防体制についてのうち、1、滑川町単独で対応ができる火災規模を示してほしいでございしますが、現在、町の消防機関として、比企広域消防本部、東松山消防署、滑川分署に消防自動車1台、また滑川消防団に消防自動車各1台、計4台配置されております。ただし、この体制で消火できる火災規模については、そのときの火災の状況により消火体制も変わってくることから、町として対応できる火災規模を示すことはできません。

次に、2、火災報知機の設置率及び設置率向上の対策はでございしますが、火災報知機の設置率について、町が独自で調査は実施しておりません。また、比企広域消防本部で比企管内全体の設置率

を公表しており、設置率は78.17%となっております。設置率向上の対策としては、毎年、東松山消防署、滑川分署により町内の自治会のうち、1地区を住宅防火モデル地区として位置づけ、その地区を対象に火災報知機の住宅への設置も含めて防火意識の高揚を図るため、周知、啓発を実施しております。また、防災訓練時にも防災講話の中で、周知、啓発を実施いたしました。今後も回覧や広報などを通じ、住宅への火災報知機の設置を周知、啓発し、設置率の向上に努めてまいります。

次に、3、足腰が悪いなどの理由ですぐに火災対応できない方への支援はでございますが、災害対応時に公的な支援がすぐに届かないことも予想されますので、その際にはやはり地域の力に頼らざるを得ません。町では、足腰が悪いなどの理由により自力での避難が難しい方につきましては、要配慮者として、本人の申請により事前に名簿を作成し、地域の自主防災会や民生委員さんに名簿を提供し、情報を共有しており、有事の際の協力をお願いしているところです。

最後に、4、放水の供給能力はと、供給能力の向上計画はでございますが、住宅密集地域における消防水利は、主に消火栓と防火水槽になりますが、みなみ野や月輪地域などの住宅密集地域においては、住宅からおよそ半径100メートル以内に消防水利が1つ以上設置されております。また、比企広域消防本部、東松山消防署では、約9,000リットルの水を積載した水槽車や、滑川分署でも約2,000リットルの水を積載した水槽付ポンプ車も配備されております。火災時には、それらの消防水利を活用し、消火活動に当たることとなります。

町では、既存の消防水利につきまして、比企広域消防本部、滑川分署に点検をお願いし、異常のあったものは随時修繕をしております。また、新たな住宅など開発する場合は消防水利を確認し、開発地域が既存の消防水利で包含されない場合は、新たに水利を設置するよう開発業者をお願いし、消防水利の確保に努めております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問をお願いします。

○12番（中西文寿議員） ご丁寧にありがとうございました。

消防体制について、追加で質問させていただきます。火災報知機の設置率が78%強ということですので、かなり低いなというふうに思ったわけですが、これをもう少し高めるようにしていかないと、どうしようもないかなというふうに考えます。それについては、やはりやり方としては、広報ですとか、そういうもので周知をしていくということ以外には考えられないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

広報、回覧等、そのほか各種媒体、公式の滑川のラインとか、そういったものを活用し、また先ほど答弁いたしましたけれども、住宅防火モデル地区ということで、去年は羽二、今年度は月輪の地区を位置づけて、比企広域消防本部による火災報知機の設置率向上ということで、お話をさせて

いただいております。そういったことで周知、啓発を実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問をお願いします。

○12番（中西文寿議員） 火災報知機が鳴ったとしても、足腰の悪い方はすぐに避難できないでしょうということで質問させていただいたわけですが、防災会ですとか民生委員のほうに名簿を渡しておりますということなのですが、やはり訓練をしていく必要があるのかなというふうに思うのですが、先ほど名簿というのは、自己申告をしているわけですから、特に対外的に表に出ても問題はないですね。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

今のお話ですと避難行動要支援者ということで、要配慮者というのがまずありまして、要配慮者というのは、高齢者、障害者、乳幼児、その他配慮が必要とする者になります。その他の方の中で、手上げ方式の登録になっておりまして、対象者のうち、制度の趣旨に賛同いただいた方に登録をさせていただいております。その登録をする際に、自主防災会また民生委員等にこの名簿はお渡ししますということで同意を得ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問をお願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

最後の質問の点なのですが、どの程度の消防の能力があるかということなのですが、先ほど9,000リットルと、あと2,000リットルですか、ありますということなのですが、それだどの程度の消火ができるものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

9,000リットル、2,000リットルということで水槽車のお話をさせていただきましたけれども、これにつきましては、そのときの気象条件、例えば強風が吹いているとか、あるいは火災の種類、建物なのか、山林なのか、それと住宅の密集地か、それともそうではないか、そういった火災が発生したときの体制において、それぞれ違ってきますので、一概に9,000リットル、2,000リットルの消防車でどのくらいできるかということにつきましては、お答えがなかなか難しいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） 今のお話なのですけれども、なかなか予想するのは難しいということなのですが、今想定しているのは、大きな地震があって火災が発生するような状況になることが考えられるのかなというふうに思っています。そういう状況にあって、今の9,000リットルとか2,000リットルとかという量で、ある程度はカバーできそうな感じなのか。いや、全然足りないという感じなのか。その辺、感覚になってしまうかもしれないのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

先ほどの9,000リットル、2,000リットルの水での消火については、ある程度、消火できると思いますけれども、そのほかに消火栓等もございますので、そちらでカバーして、火災等が起きた場合に対応していくということになるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

最後に、火を出さないようにするというのが結局は大事なのかなというふうに思います。地震のときに火災が発生する大きな原因というのは、電気が原因となるものが結構ありますというふうに聞いていまして、その対応策として、感震ブレーカーというのを設置すると、地震があったら揺れでブレーカーが自然と落ちるといものらしいのですけれども、そういうことがあります。それを各自治体で補助金を出して、そういうことを置き換えていくということを進めているというところもかなり増えてきているというふうに聞いているのですけれども、滑川町ではその辺のところは考える余地はありますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

町としましても、比企管内の近隣市町村とか、県内自治体において、感知器ですか、それを設置する、あるいはそれを補助しているというような問合せをさせていただきまして、内容を検討していきたいというふうに考えますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

結局、防災訓練というのですか、それが大事なのかなというふうに思いました。ぜひ実効性のある避難訓練の計画のほうお願いしたいと思います。

以上で質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位3番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議席番号11番、谷嶋稔。議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従い質問させていただきます。

1、みなみ野十三塚、都の避難所について。住民から地震災害避難所について、文化スポーツセンターだけで大丈夫ですか、どのくらい避難される人が出るのですか、本当に避難所に入れるのですか、避難所を増やしてほしい、水害の被害はないのですかと、急に聞かれるようになりました。

みなみ野十三塚、都の地震災害避難数を予想してみました。住宅建物の倒壊、崩壊、大破があった場合、避難する必要があると考えました。2016年に震度7の熊本地震が発生しました。国土交通省による熊本地震益城町建築物構造別・建築時期別被害状況によると、1、1981年5月以前、850軒中の建築物内訳、倒壊、崩壊、大破362軒（0.425%）、旧耐震基準の建物になります。2、1981年6月から2000年5月まで、1,093軒中の内訳、倒壊、崩壊、大破181軒（0.165%）、新耐震基準の建物になります。3、2000年6月から建築物397軒中の内訳、倒壊、崩壊、大破22軒（0.055%）、新耐震基準の建物になります。

固定資産税とゼンリンの地図を参考にみなみ野十三塚、都の建築時期別に分けて、上記の指数を基に避難数を割り出しました。みなみ野十三塚、都の①、1981年以前の建築物46軒、②、1981年から2000年341軒、空き家2軒を引くと339軒、③、2001年から現在まで515軒になります。（滑川町全体①、1,156軒、②、1,825軒、③、3,586軒）

滑川町人口を世帯数で割ると2.372人になります。①、46軒掛ける0.425%掛ける2.372人イコール46人。②、339軒掛ける0.165%掛ける2.372人イコール132人、③、515軒掛ける0.055%掛ける2.372人イコール67人。予想される避難数は、46人プラス132人プラス67人イコール245人になります。

熊本地震における益城町の785棟の建物に関して被害要因の分析を行った前橋工科大学によると、地盤変形に起因する建物被害は130棟、0.165%が地盤の液状化による被害、火山灰質軟弱地盤でした。

みなみ野十三塚、都は、地盤変形にならないと思われます。（46軒掛ける0.425%）プラス（339軒掛ける0.165%）プラス（515軒掛ける0.055%）イコール103軒。上記の0.165%を考慮して、103掛ける（1引く0.165%）イコール86軒。みなみ野十三塚、都の予想される倒壊、崩壊、大破86軒。86軒掛ける2.372人イコール204人になります。

平成25年度埼玉県地震被害想定調査によると、東京湾北部地震、マグニチュード7.3、30年以内に70%確率、そのとき滑川町震度5弱想定、関東平野北西縁断層帯地震、マグニチュード8.1、30年以内にゼロから0.008%確率、滑川町震度6強想定、立川断層帯地震、マグニチュード7.4、30年以内に確率0.5%から2%、滑川町震度5強想定。震度6強想定に過去の災害資料を見ると、2011年東日本大震災で栃木県高根沢町震度6強に見舞われました。高根沢町人口は2万8,924人で、震度6強、全壊、半壊724軒でした。994名避難所に避難しました。2万8,924人割る高根沢町世帯数1万2,835イコール2.253人。2.253人掛ける724軒イコール1,631人になりますが、全壊、半壊の人全員が避難所に避難していないと思われます。電気復旧に1日、水道復旧に2日で復旧いたしました。

益城町は震度7が2回起き、益城町には活断層があり、河川もあり、被害が大きくなりました。震度6強で考えると、30%から50%ぐらい、みなみ野十三塚、都は被害が少ないと思います。204人掛ける0.70%イコール142人、40%想定で122人、50%で102人。また、2018年国の住宅・土地統計調査によりますと、家の基礎補強を30件行いましたとお答えがありました。想定避難数は142人から102人よりも少ないと思われます。

埼玉県は、平成24年、25年度、埼玉県地震被害想定調査を行いました。震度6強、滑川町、地震1週間後避難所避難者1,117人を想定しております。過去の地震災害資料と併せて考えますと、避難所に避難なさるのは震度6強で、130人から100人ぐらいではないかと考えました。

文化スポーツセンター避難所収容人員は100人、面積647平方メートル、1人当たり6.47平方メートル。宮前小学校体育館収容人員は500人、766平方メートル、1人当たり1.532平方メートル。福田小学校体育館収容人員は500人、912平方メートル、1人当たり1.824平方メートル。滑川中学校体育館は500人、1,101平方メートル、1人当たり2.202平方メートル。月の輪小学校体育館、1人当たり2.57平方メートル。滑川総合高校体育館、1人当たり2.1875平方メートルになります。

それでは、以下質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1、文化スポーツセンターを見に行ってきましたが、以前よりも整理整頓がさらになされているように思われました。関係者の努力のおかげだと思われます。テーブル、椅子がありますが、収容人員100人ですが、150人ぐらい大丈夫だと思いました。もう少し頑張れば200人収容できると思います。十分可能だと思います。200人で1人当たり3.235平方メートルです。基準は1.65平方メートルです。(1畳1.62平方メートルから1.65平方メートル)収容人数についてどのようにお考えになっておりますか。

2、耐震住宅リフォーム補助金利用者が今まではいないということですが、積極的に告知して、住宅の耐震強化を図っていただくことが大事だと思いますが、どのようにお考えになりますか。

3、県営住宅都団地(3DK、64.71平方メートル)災害避難所として使用できるようにしていただきたいと思ひます。10月30日現在、14空き部屋があるとのこと。部屋に3人避難できるとすると、14掛ける3で42人。6人で計算すると84人避難できます。災害避難所が複数ありますと住

民がとても安心し、安全な暮らしを住民は求めていますので、今後についてどのようにお考えになっておりますか。

4、滑川町洪水ハザードマップを拝見しますと、みなみ野十三塚、都は水害の危険箇所には入っておりませんが、過去河川の被害を受けたことはありますか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、みなみ野十三塚、都の避難所についてのうち、1、文化スポーツセンターの収容人数についてと、3、県営都団地の避難所としての利用の考えはと、4、過去の河川水害被害の有無についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、みなみ野十三塚、都の避難所についてのうち、2、耐震リフォーム補助金制度の啓発についてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1のみなみ野十三塚、都の避難所についてのうち、1、文化スポーツセンターの収容人数についてどのように考えているのかでございますが、文化スポーツセンターの面積が647平米となっておりますが、その面積には、1階テラス部分や更衣室などの面積も含まれています。実際に避難スペースに活用できる面積は約300平米と考えており、そのため避難者の収容人数を100人で設定しております。ただし、災害時には人命を最優先に考え、100人を超えての収容を想定しております。

次に、3、災害時の県営住宅の利用についてでございますが、県営住宅につきましては、埼玉県が災害一時使用に関する要綱を定めており、その中で被災者の当面の生活の場を提供し、生活基盤の立て直しに寄与することを目的に使用することと認めています。ただし、その使用の許可については知事が行うことから、町が独自利用することは難しいと考えます。町としては、災害時に県営住宅に入所を希望される方がいれば、申請の補助などスムーズに入所できるよう努めてまいります。

最後に、4、みなみ野十三塚、都地区における過去の河川の洪水による被害はでございますが、みなみ野十三塚、都地区において、河川の洪水による被害はありません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、谷嶋議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、みなみ野十三塚、都地区の避難所についてのうち、2の耐震住宅リフォーム補助金の啓発についてを答弁させていただきます。耐震住宅リフォーム補助金の内容について、存じてい

ない方もいらっしゃると思いますので、町広報紙、ホームページ等で広報活動のほう行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございます。

文化スポーツセンターにつきまして、収容人員100人というのは、以前ですと正しいのではないかと思います。今はバックヤード、中がきれいに整理整頓されております。また、廊下やホールなどもきれいになっておりますので、そういった部分を使うと、もうちょっと面積が広く使用できるのではないかと思います。また、管理人さんの休憩室も広くて、6畳が二間あります。あと、台所、キッチンもあります。2階も和室があるのですけれども、和室の着替える場所も広く取っておりますので、2階も廊下とホールがありますので、300平米というのは、多分談話室ですとか、和室ですとか、そういったものを合計した面積だと思います。私は自分では400平米ぐらいは使えるのではないかなと、何回かスポーツセンターに足を運んで見ましたけれども、そのように感じました。400平米で、月の輪小学校体育館と同じ面積で計算しますと155人になります。311平米ですと121人になります。

耐震リフォームのほうは、告知を積極的にお願ひしたいと思います。都団地も利用できるようにしていただけたらと思います。

これからは避難所の質が求められてくると思います。小さいお子さんのいる世帯、高齢者のいる世帯、いろいろなニーズに応えなければいけないと思います。

次に、再質問なのですがすけれども、滑川町の水害、台風によって避難所に避難したことがありましたら、過去に何回ぐらいか教えていただきたいと思います。市野川以南の避難数が分かりましたら、大体で結構ですので、教えていただけたらと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員の質問に答弁をさせていただきます。

町で把握しておりますのは、過去には台風19号と昨年のゲリラ豪雨の2回のみでございます。中でも最も大きかったのは、令和元年10月12日の台風19号による被害でございます。このときの市野川以南の避難数でございますけれども、合計で13世帯、38人ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後2時10分といたとします。

休 憩 (午後 1時57分)

再 開 (午後 2時10分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位4番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番(西宮俊明議員) 議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

まず1点目、将来構想としての町の交通網についてと現状としての小中校生の通学についてを質問させていただきます。

まず、町内の交通網についての将来構想を教えてください。今現在は、まだ夢のような話かもしれませんが、自動運転システムの導入、これ現実には埼玉県でも実証実験が行われています。そのような計画や検討の機会がありますか。森林公園内を自動運転の実証実験の場所として町として提案することはできないでしょうか。これは森林公園内を自動運転で排気ガスの出ない電気バス等が走るようになれば、本当に町民にとっても恩恵が受けられるのではないかと思い、質問をさせていただきます。

続いて、自転車専用道路の建設などの計画や検討の機会がありますでしょうか。これも補足として、自転車専用道路を利用することにより中学生の登下校が安全にできるようになり、また観光振興のためにも大いに活用できると思います。これは将来構想ということであります。

続いて、現状としてですけれども、小中学生の通学路を歩いたり、自転車で走ったりしてみると危険を感じる箇所もあります。通学路の課題、改善が必要な点を教えてください。こちらも補足ですけれども、学校の先生方、交通指導員、保護者、通学ボランティアの方々が、日々安全な登下校が行われるように尽力をさせていただいていて、感謝いたします。その上で、さらに課題や改善が必要となる点を情報を共有して、少しでも、より安全安心な通学ができるように町を挙げて取り組んでいければと思っております。

続いて、2点目です。町における商品券の活用について。商品券を活用して、町民の皆様への支援ができないでしょうか。

1点目として、物価高騰の中で生活者や事業者である町民の皆様への支援として、いわゆるプレミアム付商品券というのが正式な名称になると思います。プレミアム付商品券を導入できないでしょうか。

2点目として、町民の皆様への補助を現金ではなく商品券を活用して補助することは可能でしよ

うか。これは例として、私が6月議会で質問させていただいた自転車用ヘルメット購入の補助、また带状疱疹ワクチン接種公費補助等、このようなものに、これは一つの例として挙げさせていただきましたけれども、商品券を活用しての補助は可能でしょうかという質問になります。

3点目です。小中学校体育館へのエアコンの設置について。こちらは9月議会についての再質問になります。これは9月議会で質問をさせていただいて、答弁もいただいたということを重々承知をした上で、もう一度質問をさせていただきます。9月議会において、重要性は認識しているが、多額の予算がかかるという答弁をいただきました。実は、このことを私も自身の議会報告等させていただいたときに、町民の皆様から、何とか実現の可能性はないのかというお声をいただいた上で再質問させていただきます。ということで、本当に予算がかかることは承知の上ですが、災害時に町民の命を守ることは必須であり、これはいずれは設置すべきものである、これには異論がないと思います。

そこで、また①で書かせていただいた、もしこれがなかったら、私もここまで質問する考えはなかったのですが、令和7年度まで申請が可能な総務省の緊急防災・減災事業債、こちらは公明党も本当に、国で強く推進をして、申請ができる補助金なわけですが、これを活用して設置することはできないでしょうか。この事業を活用することにより、国が7割の補助金を出してくれます。これは、昨今の気候状況は国も緊急事態と捉えています。近隣の自治体でも設置が進んでいます。技術が日進月歩で、SDGsの観点でも、省エネの観点でも優れたエアコンが開発されています。令和7年度までという期間限定の事業でありますので、逆にその令和7年度までにこの事業に手を挙げる可能性を追求できないでしょうかという質問になります。

補足として、体育館は町の重要な防災拠点であります。まずこれが大前提であります。その上で、エアコンを設置することにより子どもたちの教育活動が安全に行えます。そして、児童生徒だけでなく、幼児から年配者まで、町民が夏の間、健康増進、これは夏の間と書きましたけれども、冬の寒い時期ということも入るわけですが、健康増進等に有効活用できます。

4点目になります。文化スポーツセンターと周辺の施設を含めて、災害時に避難所等、「当」の字が違って、すみません。避難所等として果たせる機能を教えてください。こちらに関しては、先ほどの谷嶋議員の質問とも少し重複しますが、さらにその上で文化スポーツセンターは町の避難所であり、万全の体制を整えていくことが重要です。これは重複する部分は結構ですので、災害時に何人の避難を受け入れることができますか。施設内の設備の状況を教えてください。

3番、これは町民の皆様からいただいたアイデア等なのですが、テニスコート等、施設周辺に仮設避難所を設置することは可能でしょうか。

また、駐車場と反対側のセンター隣接の企業に貸している駐車場、また近隣の都第一公園と連携させて、災害時にどのような活用ができますか。

5番目は、関越道が横に走っていて、関越道。失礼しました。5番は、関越道の側道が狭いの

で、緊急時に一方通行とすることは可能でしょうか。

6点目に関しては、これも町民の方からのアイデアとして出たもので、本当に大きな災害時には関越道と陸続きの利点を生かして直接物資の輸送する、そのようなことが可能でしょうかという質問になります。

以上の質問になりますので、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、将来構想として町の交通網についてと、質問事項2、町における商品券の活用についてと、質問事項4、文化スポーツセンターと周辺の施設を含めて災害時に避難所等として果たせる機能を教えてくださいを篠崎総務政策課長に、質問事項1、（現状として）小中校生の通学についてと、質問事項3、小中学校体育館へのエアコンの設置についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願ひます。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、町の交通網についてのうち、①、自動運転システムの導入の計画や検討の機会は、また森林公園内での実証実験を提案できないかでございますが、町の交通施策として、現状では自動運転システムの導入の計画や検討は行っておりません。全国的に見ると、国営公園などで自動運転システムの実証実験が実施されている場所はありますが、いずれも国や県が主導で実施しているものです。そのため、森林公園内における自動運転システムの実証実験の提案につきましては、町から提案することは極めてハードルが高いと考えております。国や県、また民間企業からの協力が得られ、具体的な実施計画等があれば提案はできるものと考えております。

次に、②、自転車専用道路の建設などの計画や検討の機会はありますかでございますが、自転車専用道路の建設につきましては、既存の道路を拡幅する必要があり、その用地を買収することとなりますと多額の費用がかかるため、建設の予定はありません。なお、通学に関しましては、自転車が通行可能な歩道を教育部局に示し、通学時の参考にしていただいております。

次に、質問事項2、町における商品券の活用についてのうち、①、物価高騰の中で町民の皆様への支援としてプレミアム商品券を導入できないかでございますが、町ではこれまで3回、生活支援と消費喚起を目的としてプレミアム商品券を発行いたしました。平成26年度に町制施行30周年記念事業として、商工会と連携し、プレミアム共通商品券を1,000セット発行しました。対象者は限定せずに先着順に販売しました。プレミアム率は10%で、事業費は200万円、財源は一般会計でございます。

次に、平成27年度に地方創生事業として、商工会と連携し、プレミアム付ターナちゃん商品券を4,000セット発行しました。対象者は限定せずに先着順に販売しました。プレミアム率は30%で、

事業費は約1,975万円、財源は全額、国の交付金を活用しております。

直近では、令和元年度に消費税率引上げに伴う消費生活への影響緩和として、プレミアム付商品券を発行しました。対象者は、住民税均等割非課税者並びに3歳未満の子どもがいる世帯でございます。プレミアム率25%で、事業費は約957万円、財源は全額、国の交付金を活用しております。

プレミアム商品券は大きな財政負担が必要になりますので、原則として国の交付金を活用できる場合に実施してきました。国では令和5年11月2日付で、デフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定されました。国民生活を守り抜く政策として、令和6年度に所得税、住民税の定額減税及び低所得者世帯向けの支援の実施、令和6年4月末まで、電気、ガス、燃料油の激変緩和対策を継続することが盛り込まれております。町としては、国、県の動向を見ながら、町民に対し必要な支援を見極めてまいります。

次に、②、町民の皆様への補助を現金ではなく商品券を活用して補助することは可能かでございますが、町民の皆様にとって生活に密着した補助金など現金給付が望ましいと考えられます。補助金と商品券とは切り分けながら、必要な支援を検討してまいります。

次に、質問事項4、文化スポーツセンターと周辺の施設を含めて、災害時に避難所等として果たせる機能についてのうち、①、災害時の受入れ可能人数でございますが、先ほどの谷嶋議員の答弁でもしましたけれども、収容人数は100人となっておりますが、災害時は人命を最優先に考え、100人を超えても、できる限りの人数を受け入れることを想定しております。

次に、②、施設内の設備の状況ですが、1階に会議室、談話室、更衣室などがあり、2階は和室と研修室となっております。全室空調が完備されております。

次に、③、テニスコート等施設周辺に仮設避難所を設置することは可能かでございますが、災害時の避難が長期化するような場合で、仮設住宅の建設予定地が不足するような場合は、施設の管理者である教育部局と調整し、活用を検討してまいります。

次に、④、センター隣接の企業に貸している駐車場や都第一公園を災害時にどのように活用できるかでございますが、都第一公園に関しましては、災害時には、まず緊急避難場所として活用し、災害が長期化し、仮設住宅の建設が必要となった場合には、その建設を予定しております。また、センター隣接の現在貸している駐車場につきましては、借主側と協議した上で、必要に応じてその活用を考えてまいります。

次に、⑤、関越道側道を緊急時に一方通行にすることは可能かでございますが、関越道の側道につきましては、町道であるため、災害時に一方通行や車両の進入規制などの交通規制は、町長等の指示により規制は可能となります。

最後に、⑥、関越道と地続きの利点を生かし、直接物資の輸送は可能かでございますが、災害時の物資調達に関しては、原則として一旦町の指定集積所である役場庁舎やJA埼玉中央滑川支店に集め、集中管理し、各指定避難所に輸送することとしております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、大きな1番、現状として小中学生の通学についてのうち、通学路の課題、改善が必要な点について教えてくださいのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、まず通学路についてですが、これは交通安全、防犯、防災の3つの観点で安全対策を行う必要があります、その対応に努めております。また、その際、保護者、地域はもとより警察、道路管理者など関係機関と緊密な連携を図りながら進めるとともに、小学校、中学校といった校種や学年等に応じた安全教育を計画的、継続的に実施する必要があります。

観点1の交通安全は、通学中の様々な交通場面における危険に対する安全対策、2つ目の防犯は、通学中の声がけやつきまといなど犯罪に対する安全対策、3つ目の防災は、通学中の水路の増水や崖崩れなど災害発生時に対する安全対策となります。刻々と変化していく通学を取り巻く環境に対して、3つの観点を踏まえ、適切かつ効果的に対応しなければならないことが通学における課題であり、改善し続けなければならないものであると考えています。

3つの観点からの安全対策は、次の4つの対策をもって課題改善に向けて実効性のあるものになると考えます。1つは安全な通学路の設定と安全点検、2つ目に危険箇所の把握と周知、3つ目に安全対策の実施、4つ目に安全教育の実施の4つの対策となります。

初めに、安全な通学路の設定と安全点検については、交通安全、防犯、防災の先ほどの3つの観点から安全な通学路を設定し、それぞれの観点から集合場所を含めた通学路全般に対し、各校にて点検を実施しています。

②の危険箇所の把握と周知については、先ほどの点検結果や、保護者、交通指導員、スクールガードリーダー等からの情報提供、また定例で開催されている交通指導員会議や通学検討検討委員会での情報交換、こういったところから危険箇所や対策箇所の把握、情報共有を行っています。具体的に指摘のあった点としては、信号機の未設置、雑草の繁茂により歩きづらい、植栽や樹木が伸びて見通しが悪い、歩道がない、狭い、またガードレールや縁石などの安全施設の設置、道路標示が消えている、交通量が多い、交差点や歩道などの歩き方、自転車の乗り方が悪いなどといったことが指摘をされております。

3つ目に安全対策の実施については、交通指導員、スクールガードリーダー、保護者等と連携した登下校の見守り活動が大変効果的であると考えています。また、通学路の状況確認や児童生徒の指導のため、教職員による巡回等を定期的実施をしています。また、施設や安全設備などに新たな対策が必要な箇所が生じた場合は、警察や道路管理者等への関係機関へ相談、改善要望なども行

っております。

4つ目の安全教育の実施ですが、登下校に当たって注意すべきマナー、ルールについて、各校で定期、不定期に指導を行っております。自ら交通ルールを遵守することはもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、交通安全教室など実技を伴った学習や、発達の段階に応じて、事故から身を守り安全な行動を取ることや、事故が起こる要因の理解、危険予測学習など知識に基づいた学習との両面での習得が必要であると考え、各校において計画的に実施をしております。また、家庭や地域の協力も大変重要であり、家庭での児童生徒への声かけや、交通事故に対する意識や態度の育成も必要です。

これらの学校、家庭、地域と行政と連携した取組により、町の児童生徒の交通事故件数は減少してきており、各対策の効果が見られますが、児童生徒登下校での事故ゼロの観点から改善する余地があると考えています。既存の対策を充実させるとともに、学校、教育委員会のみならず、保護者、交通指導員や通学ボランティア等の地域の団体、警察、道路管理者など通学路に関わる全ての関係者がそれぞれの役割を確認し、連携、協働しながら、様々な方法、手段でアプローチをし、子どもたちが安全安心に登下校できるよう、今後も対策の改善に継続的に取り組んでいきたいと考えます。

続いて、大きな3番、小中学校の体育館へのエアコン設置についてに答弁をさせていただきます。今年度9月定例議会において西宮議員からのご質問に対して、教育的観点、防災、減災の観点の両面からの機能強化を考えた場合、小中学校の体育館には空調設備が設置されていることが望ましいと答弁をさせていただきました。さらに、文科省の補助金を活用しての整備は、断熱性の確保が必要であり、多額の経費が見込まれる。また、経年劣化の著しい体育館もあり、今後の施設整備計画、既存施設の個別施設計画上の位置づけ、現在進めている長寿命化基礎調査委託の結果等を勘案して整備を検討する必要があると答弁をさせていただきました。

今回、西宮議員がご質問の中でご提案いただいているのは、緊急防災・減災事業債を財源とした空調整備でございますが、これは補助金ではなく地方債であり、いわゆる借金となります。防災基盤の整備事業及び公共施設または公用施設の耐震化事業で、全国的に緊急に実施をする必要が高く、速効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とする地方債となります。しかし、大変有利な地方債であり、充当率が100%、交付税措置が70%ということで、借入れ後の償還金、返済金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入できる借入れとなっております。ただし、これは西宮議員がおっしゃるとおり、令和7年度までの期限付きの地方債となっております。この地方債の対象事業に指定避難所となっている学校体育館の空調等を整備する事業と明記されておりますので、防災、減災の観点から、防災事業としてこの緊急防災・減災事業債、これを活用して空調設備を設置することは可能だと考えます。

県内の状況を見ますと、川越市、越谷市、草加市、桶川市などは全小中学校に、さいたま市、蕨市、八潮市、ふじみ野市、戸田市などは中学校のみや小学校のみ、また一部の小中学校に設置をす

るなど、県の南部、東部の多くの市町村で防災事業として当該起債を活用し、令和7年度までに段階的に整備をするようでございます。

実際の空調整備を考えたとき、文部科学省の補助金を活用しての事業ではないため、断熱性を確保することが必須ではなくなり、その点ではイニシャルコストを抑えることができます。ただし、体育館はその構造上、ただ設置したのでは効率が悪いため効果が低く、光熱費などのランニングコストも高くなりがちでございますが、従来のエアハンドリングユニットやパッケージエアコン、スポットタイプのクーラーではなく、近年、体育館専用に開発され、つくばみらい市で実証実験済みの換気機能付空冷一体型体育館空調機や、上尾市の埼玉県立武道館や蕨市で導入しています輻射式冷暖房機など、新しい技術を採用し整備することで課題を解消できる可能性もございます。

滑川町の体育館で当該起債を活用して空調設備の設置を検討した場合、指定避難所であること、町内全域に均等に設置すること、個別施設計画で今後20年は改築の見通しがされていないこと、現在の施設の劣化状況、これらを勘案すると、町北部として福田小学校の体育館、町中央部として滑川中学校の体育館、町南部として月の輪小学校体育館の3施設を対象としての設置が可能かと思われます。

また、設置のスケジュールですが、起債の有効期限を考えますと、令和6年度に計画準備、計画策定及び実施設計、令和7年度に設置工事になるかと思われます。しかし、設置に係る経費については、3校同時施工となるため多額の予算が必要となります。また、その財源は、有利な起債とはいえ全て借金であり、その70%も、あくまで基準財政需要額に算入するという交付税措置であり、普通交付税に加算され、実額として追加の交付を受けるわけではございません。各年度の基準財政収入額次第では償還金は全て一般財源で賄わなくてはならず、町の財政には大きな負担をかけることにもなりかねません。想定できる災害状況を鑑み、町の施策の優先順位、今後の財政状況、起債総額、公債費の推移、設置施設の今後の整備計画や、現在執行中の4校1園長寿命化改修基礎調査業務委託の結果など様々な条件を考慮に入れ、実際の事業担当となる総務政策課防災担当と連携をし、実現の可能性を検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、再質問お願いします。

○6番（西宮俊明議員） 本当に丁寧な説明をありがとうございます。

森林公園内での自動運転の実証実験等、国や県ということですので、そちらにも私は声を上げていきたいと思っております。

それから、小中学生の登下校に関しましては、今、丁寧にご説明をいただきました。私も滑川町の取組というのはすばらしいと思っております。先日、まだ暑い頃だったのですが、月輪神社から羽尾の郵便局へ向かう交差点に、中学生の保護者の方から、ぜひ立って様子を見てください、非常に交通量が多いのですということで、行きました。そうしたところ、交通指導員が立ち、宮前

小の保護者の方、またお子さんが卒業されても立っている方もいらっしゃいました。それがまた新たに3人來られて、中学生に話しかけているので、保護者の方かなと思って、私は、中学生の保護者ですかと聞いたら、滑川中学校の教員です、失礼しました、私、まだ20代ですというような、そんなやり取りもあったのですけれども、そこで和やかにお話をお聞きしまして、そうやって本当に多くの方が子どもたちの交通安全に取り組まれていることに頭が下がる思いでした。

それから、あと危険箇所に関しまして、私も今まで町民の皆様からカーブミラーの設置や路面標示、あるいは除草に関して非常に危険な通学路で、非常に見通しが悪くなる危険なところということで、町民の方から相談を受けて、建設課に要望したところ、翌日に除草していただいて、その要望を出していただいた町民の方も驚いていました。

また、つい先日も、やっぱり道路の危険箇所ということで要望があり、私も見て、これは本当に危険だなと思って、区長さんにもつなげたところ、区長が開口一番に言われたのが、ここはもう中学生の通学路になっていますから、これはもうぜひ要望を出しましょうという、最初に中学生の通学路ということで言うていただいて、そのような多くの目で、多くの町民の協力で、本当にこれからも安心安全な町づくりをしていきたいと思っております。

それから、プレミアム商品券に関しまして丁寧の説明をいただきまして、私としては、まさに国が物価高対策として様々な施策を行っている上での、ちょうど今マッチした町の施策になるのではないかなと思ひまして、ぜひ実現のための検討をお願いできればと思っております。

それから、体育館へのエアコンの設置に関しまして、本当に細かく丁寧に説明をしていただきまして、私の質問の趣旨も一番は避難所である、そこが大前提となっていますので、教育委員会、大きな予算、町の予算ということになると思ひますので、ぜひ様々な観点で、令和7年度までこの補助金の検討を、今進んでいるという話でしたけれども、私も東京都に小学校の教員をしている友人がいて、夏は屋外で体育できないということなのです。でも、体育館で体育ができるので、本当に子どもたちが問題なく体育の授業ができていくというような、そのようなことも聞いております。

体育館のエアコンに関しまして、今、事務局長から丁寧な説明をいただきました。先ほど言いましたように、それから9月ですから、その後に関してもやっぱり中学生の保護者の方から、特に体育館で部活動やっている生徒の保護者の方から、本当に悲鳴のような声というのですか、体育館にエアコンがつけば、例えば練習試合、また大会で夏に行ったときにも空調のある体育館でできていく、そのような話も聞いております。今言いましたように、教育委員会というよりも町ということで、町としての総務政策課長さんにも、同じ答えになっても結構ですので、何とか町として応援ができないかという質問をさせていただければと思ひます。エアコンの設置に関してです。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁いたします。

ただいま教育委員会事務局長が申し上げましたとおりでございます。町としましても、防災の担当、自治振興担当になりますけれども、それと教育のほうと話し合いをしながら、また来年度予算、再来年度予算等も加味しながら検討していきたいというふうに思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、再質問お願いします。

○6番（西宮俊明議員） 大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

最後の文化スポーツセンターに関しましてですけれども、こちらも本当に大事な施設であり、こちらのほうは当面建て替えはないというふうに私も理解をしております。であれば、本当に必要な補修、改修等、これに関しても、私、9月議会のところで大会議室の床の補修ということを質問させていただきましたところ、検討させていただきますということで、その後も検討状況を報告していただいていたたり、本当に感謝をしております。ぜひ大事な文化スポーツセンターの改修、改善、そして避難所としての役割を果たすために全体に立っての施策をぜひともよろしくお願ひいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日6日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 2時52分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願ひます。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第239回滑川町議会定例会

令和5年12月6日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松	本	幾	雄	議員	2番	上	野	葉	月	議員
3番	瀬	上	邦	久	議員	5番	阿	部	弘	明	議員
6番	西	宮	俊	明	議員	7番	北	堀	一	廣	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	赤	沼	正	副	議員
10番	原			徹	議員	11番	谷	嶋		稔	議員
12番	中	西	文	寿	議員	13番	内	田	敏	雄	議員
14番	井	上		章	議員	15番	吉	野	正	浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	一
副町	長	小	柳	博	司
教育	長	馬	場	敏	男
総務政策課	長	篠	崎	仁	志
税務課	長	島	田	昌	徳
会計管理者兼 会計課	長	高	坂	克	美
町民保険課	長	會	澤	孝	之
福祉課	長	木	村	晴	彦
高齢介護課	長	篠	崎	美	幸
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環境課	長	関	口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服	部	進	也
建設課	長	稲	村	茂	之
教育委員会事務局	長	澄	川		淳
上下水道課	長	宮	島	栄	一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	岩	附	利	昭
書記		田	島	百	華
録音		斎	藤	訓	行

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第239回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号8番、小澤実議員、ご質問願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 8番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、通学路の安全確保について。令和3年6月28日、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。国は、この事故を受けて、通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転根絶に関わる緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）に基づき、全国一斉に通学路の点検実施を指示しました。交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）が令和4年度に創設され、国土交通省より全国一斉に各都道府縣市町村に通達が出されました。

そこで、町として通学路緊急対策により町内通学路の合同点検を実施したのか。実施の有無とその結果対策等が必要な場所と件数、それと現在の対策状況を教えてください。

次に、宮前小学校と滑川中学校の保護者の方から、信号機のある通学路に歩行者用信号機がないのはなぜですかという問合せがありました。その場所を聞いてみると、旧滑川分署で現在の滑川町消防団2分団1部の丁字路と、そこから滑川町役場方面に北上し、宮前小学校から東に向かった丁字路です。丁字路には、歩行者用信号機の設置は困難なのでしょうか。東松山警察署と埼玉県公安委員会との調整はあると思いますが、その内容と今後の対応について教えてください。

町内の小中学校通学路でまだまだ安全が確保されていない場所が多数あると思われます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、通学路の安全確保についてのうち、町内通学路の点検実施の有無と対策場所、件数、対策状況についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、通学路の安全確保についてのうち、歩行者信号機設置の今後の対応についてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、小澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

通学路の安全確保についてでございますが、学校におきましては、毎年、通学路の安全点検を実施していますが、この令和3年6月の事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し、通学路における合同点検等実施要領を作成し、これに基づいた点検の要請を受け、実施いたしました。この点検は、これまでも学校、道路管理者、地元警察と通学路の合同点検等を積み重ねていることから、一斉の再点検を改めて求めるものではなく、新たな観点を踏まえた補完的なものとして位置づけられております。

埼玉県では、5年に1度策定いたします第5期通学路整備計画に係る令和3年度通学路安全総点検の実施時期と重複していたため、県警、県土整備部、県教育局と協議をし、この点検に今回の通学路における合同点検等実施要領の観点を追加し、統一した形で通学路の点検を実施する方針を打ち出し、町でもこの方針に基づき同年7月に通学路点検を実施いたしました。

具体的な追加の観点ですが、見通しのよい道路や抜け道となっていて、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、過去にヒヤリハット事例があった箇所、保護者や地域住民等から市町村等へ改善要請があった箇所などが挙げられます。

実施した安全総点検は、実施要領に基づく点検表を用いて、保護者、教職員とで実施をいたしました。危険箇所ごとに写真、地図を添付し、問題となっている状況を具体的かつ詳細に記述して報告していただいております。この点検の結果で、町内で39か所の危険箇所の報告がありました。主な内容としては、木や雑草が生い茂って見通しが悪い、歩道が狭い、交差点に信号機がなく危険、横断歩道や停止線が消えかかっている等の報告が上がっております。この点検結果をまずは県へ報告し、危険箇所の管轄、改善内容により、県、警察、町とで振り分けを行っています。その後、県、警察、町で改善内容を協議、確認をし、県へ集約し、第5期通学路整備計画へ反映させております。

町の対応として、まず建設課と教育委員会とで協議の場を設け、町が対応する危険箇所について、改善内容、学校への確認事項、子どもたちへの指導など、それぞれの対応を確認いたしました。その結果、建設課として対応していただくべき箇所が36か所となりましたが、それらについては非常

に速やかに着手し、改善をしていただきました。道路施設の整備など予算が必要なものについては、緊急性、危険度を勘案し、優先順位をつけて既存の予算の中で順次対応していただき、令和3年度中にほとんどの箇所の対策が終了しております。令和4年12月時点で警察が対応すべき1か所を残すのみとなっておりますが、現在、点検結果で報告された危険箇所は全て対策済みとなっております。

通学路の安全点検につきましては、例年、各校にて実施しており、また通学に関わる様々な方からも情報提供をいただきながら、その都度、関係機関と連携して対応し、通学路の安全に努めております。

なお、今年度は、子どもたちが通学で利用する信号のない横断歩道にも着目し、各校で改めて調査をいたしました。その結果、危険箇所を把握し、横断歩道の標示が薄くなっているなどの報告が提出され、速やかに対応したのも含め、教育委員会でも現地の確認を実施いたしました。危険箇所の情報共有を図るとともに、未実施の部分については、警察等へ要望させていただきたいと思っております。

今後も通学路の道路管理者や地元警察署との連携により、また学校、保護者をはじめ交通指導員、スクールガードリーダー、通学ボランティア等の見守り活動されているたくさんの方々のお力をお借りしながら、昨日、西宮議員のご質問の中でも答弁させていただきましたが、交通安全、防犯、防災の3つの観点から児童生徒の通学の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、通学路の安全確保についてのうち、丁字路への歩行者用信号機の設置について、東松山警察署と埼玉県公安委員会との調整の内容と今後の対応についてでございますが、役場の西側を通る町道159号線と、宮前小学校の南側を通る町道109号線が交わる羽尾地内の丁字路について、片側にのみ歩行者用信号機がついており、地域からも両側に信号機を設置してほしいとの要望はいただいております。町もその要望を受け現地を確認し、東松山警察署へ今年の9月15日に要望書を提出しております。東松山警察署からは口頭ではありますが、埼玉県内において当該丁字路と同様に片側にのみ歩行者用信号がつけられている交差点が多数あることを警察署も把握しており、優先度の高い交差点から随時改良をしていくとの回答をいただいております。当該箇所の改良時期について具体的な回答をいただいておりますが、できるだけ早く改良をいただけるよう、引き続き警察署へ働きかけてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、再質問願います。

○8番（小澤 実議員） 再質問させていただきます。

私は、今、羽尾神社の前で通学ボランティアとして交通指導員と一緒に、宮前小学校の生徒と中学生の自転車通学の見守りをしております。羽尾神社の前の歩道ですけれども、幅員等もありまして中学生の自転車通学は認められております。時たま、小学生を気にしないでそのまま中学生が走行することも見られます。それに対しまして、現在、中学校または教育委員会等で中学生の自転車通学に対してどのような教育、または指導しているのか教えていただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、小澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の答弁でございますが、昨日、西宮議員のご質問の中でお答えさせてもらった通学の4つの安全対策のうち、安全教育の実施における具体的な内容になるかと存じます。滑川中学校では入学しますとほぼ全員が自転車通学となるため、自転車通学における安全指導については、きめ細かく、また繰り返し実施することで生徒への意識づけ、交通安全に対する啓発を促しております。

指導の機会ですが、初めに中学入学前の12月に滑川中学校自転車通学に関するお知らせという形で通知を発出しています。これは、学校で決められている自転車通学の規定について、子どもと保護者の方に入学前に周知していただくようにまずは通知をしております。これには自転車通学の方法、自転車の乗り方、使用できる自転車について、また自転車通学等の禁止事項、こういったことを事前にお知らせをしています。

また、年度初めには子どもたち全員に自転車の通学の許可証、こちらを交付しておりますが、このときにも、全校生徒を対象にして対面で安全指導のほうを行っております。

また、新入生、新1年生については入学直後の4月に交通安全教室を実施しています。これは、アサヒロジスティック株式会社、東松山警察、交通指導員の方々のご協力を得て、ヘルメットの大切さですとか自転車点検の大事さ、正しい乗り方、また大型車の死角、内輪差の体験、交通安全マナーなど実技を伴った講習を実施しています。

また、登下校の現場等においても、昨日西宮議員のほうでおっしゃっていただきましたが、中学校教職員が町内の交差点、危険箇所など各所に赴いて直接指導をしていただいております。

また、夏休み、冬休みの長期休業期間前など、随時、自転車通学における安全指導を全校生徒対象に行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、再質問願います。

○8番（小澤 実議員） 再質問を行います。

それと、全国的に言いましても自転車による事故が発生しているような状況をホームページのほ

うから検索させていただきました。これによりますと、かなりの高額賠償事例等が発生をしております。その際に、このような事故が発生した場合に、滑川町の住民、私もそうですけれども、年1回、傷害保険等に加入をしているわけですけれども、その傷害保険は小中学生については公費で賄われていると聞いております。もしこのような事故が発生した場合に、現在の傷害保険で対応が可能であるかどうか、細かな点をお聞かせください。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

先ほどの質問の答弁なのですが、交通災害共済のほうで対応できるかなというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、再質問願います。

○8番（小澤 実議員） ありがとうございます。なるべくその交通災害共済で賄えればいいと思いますけれども、事故が発生しないのが一番でございます。

それと、最後になりますけれども、丁字路にも歩行者信号は必ず必要なものでございます。これも県と公安委員会等で順位等が発生している状況は詳しく私も知っておりますけれども、なるべく小中学生が安全安心で通学できるような状況を一日でも早く整備していただけるようお願いをして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、小澤実議員の一般質問を終わります。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位6番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず1、防犯まちづくりについて。今年、町内で集会所の空調室外機が盗難に遭うという事件があったと聞きました。警察庁などが策定した防犯まちづくりガイドライン「安全で安心なまちづくり」では、犯罪が起こりにくく、犯罪に対して抵抗力のある町づくりを推進する基本的な手法として、人の目の確保（監視性の確保）、犯罪企図者の接近防止（接近の制御）、地域共同意識の向上（領域性の強化）を図る防犯手法が記載されておりました。町内の公共施設への防犯カメラの設置等の防犯対策の状況を教えていただきたい。また、町では防犯まちづくりとしてどのような施策を講じているのかを説明してください。

2、健康寿命について。集団の健康状態を表す健康指標の一つに健康寿命というのがあります。2019年における平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳であり、健康寿命とはそれぞれ9年、約12年の差があります。2019年に厚生労働省で策定された健康寿命延伸プランでは、2016年は男性72.15歳、女性74.79歳だった健康寿命を、2040年までに男女共に3年以上延伸して75歳以上とすることを目指しています。(男性75.14歳以上、女性77.79歳以上) 少子高齢化において平均寿命と健康寿命の差である不健康な期間を減らすことが重要な課題です。町として健康寿命の延伸施策について説明してください。

3、子ども・子育ての支援について。滑川町では平成27年3月に滑川町子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた施策を総合的に推進してきました。こども家庭庁の「健やか親子21」の調査によれば、子育て環境についての指標は改善しているそうです。しかしながら、出生率は下降の一途をたどり、出生数の減少はマスコミに大きく取り上げられています。結婚や子どもを持つということに関する意識が多様化するとともに、子どもに対する虐待やいじめに関する社会的関心の高まり、仕事と子育ての両立を図ることができる雇用環境を整備する必要性の増大、家庭や地域における子育てを担い、支える機能の低下など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、少子化の進行を招き、経済活動の衰退、地域社会の活力の低下、子どもの社会性の減退などが懸念されます。

また、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや、誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいます。このような状況に対処するためには、子どもの権利が保障され、仕事と子育ての両立が図られ、地域が一体となって子どもと子育てを支える体制が必要だと思えます。家庭の子育てに夢を持ち、子どもを産み育てる者が誇りと喜びを実感し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる活力あふれた地域社会の実現が必要だと思えます。他の自治体では、子どもの権利条例を制定しているところが散見されます。子どもたちが健やかに成長する権利を保障するとともに、地域や町で子ども・子育ての支援を総合的に推進していくことは、ひいては子どもたちを守り、健やかな育成につながると考えますが、町の考えを聞かせてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、防犯まちづくりについてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、健康寿命についてを武井健康づくり課長に、質問事項3、子ども・子育て支援についてを木村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、防犯まちづくりについてのうち、町公共施設への防犯カメラの設置等の防犯対策の状況でございますが、現在、町の公共施設への防犯カメラの設置状況は、宮小4台、福小4台、月小3台、滑中4台、幼稚園4台の学校関係15台、図書館に7台、エコミュージアムセンターに4台、水道タンクに4台の合計30台となっております。

続いて、町では防犯町づくりとしてどのような施策を講じているかでございますが、滑川町防犯のまちづくり推進条例に基づき、啓発、情報提供、活動支援、環境整備等の防犯対策事業を行っております。また、事件や事故防止・抑止のために、自主防犯活動団体等のボランティアによるパトロールも実施していただいております。地域のコミュニティ力は、防犯対策において重要な役割を果たしていると認識しております。

町として「広報なめがわ」や町内回覧、ホームページ、町公式LINEなど様々な媒体において犯罪情報や防犯対策等の情報発信を引き続き行ってまいります。また、住民の皆様におかれましても、地域のコミュニティを大切にいただき、不審者を近寄らせない地域づくりにご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員のご質問のうち、大きな2番、健康寿命についてについて答弁させていただきます。

まず、健康寿命について若干説明させていただきます。健康寿命とは、健康上の理由によって日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されております。内田議員のご質問の中にもありますが、この健康寿命と平均寿命との差、不健康な期間とは、何かしらの健康上の問題があり、制度の多少はあっても医療機関での治療や継続的な通院が必要になる場合、身体的に不自由があり家族の補助や公的なサービスが必要になるなど、自らの生活に制限がある状態を言います。健康寿命を延伸するということは、この不健康な期間を減らし、一人一人が健やかに生きることができる期間を維持していくということになります。

この健康寿命につきまして、埼玉県では独自の算出方法を取っており、65歳以上の方が要介護2相当に達するまでの期間を健康寿命としています。

ご質問の中の国の健康寿命とは、計算、表示方法が違っておりますが、健康寿命の期間につきましては、県内市町村の状況をまとめて埼玉県の健康指標2022年版をホームページで県が公開しております。この中で滑川町の健康寿命につきましては、2021年、令和3年のデータで、男性の健康寿命が17.96歳、女性が21.46歳となっており、県全体では、男性が18.01歳、女性が20.86歳となっており、女性の健康寿命については県内3位、男性は県内36位ということになっております。

健康寿命延伸に取り組む施策につきましては、国では健康増進法、食育基本法、健康日本21、ま

た議員に挙げていただいた健康寿命延伸プラン、また埼玉県では健康埼玉21、食育推進計画、健康長寿計画などを策定し、これらの中でも健康寿命の延伸を基本方針の一つとして挙げております。

ご質問の町の施策につきましては、平成24年6月に滑川町健康づくり行動宣言を行い、町内に暮らす人や企業、グループ、地域、行政が一体となり、医療費を抑え生涯を通じて健康で安心して暮らせる町づくりを目指し、同年、滑川町健康づくり行動計画を作成しました。平成30年までに第3次まで改定を行い、現在、国の改定に合わせて令和5年度中に第4次改定のため、予算をいただき見直し作業を現在行っているところです。

改定前のため、現行計画でのご説明にはなりますが、滑川町健康づくり行動計画では、基本理念を「みんなが健康で長寿のまち」とし、基本目標を「健康寿命の延伸」と設定しております。これにはバランスの取れた食生活、身体機能維持のための適度な運動、ストレスを軽減するための生活環境の改善など様々なアプローチが必要であり、具体的な事業については、健康づくり課だけではなく、町民保険課、高齢介護課、教育委員会、社会福祉協議会など、多くの部署、組織が各種の取組を実施しております。

例を挙げさせていただきますと、健康づくり課では、主に健康増進を目的とした地区ごとの健康推進員の方への研修、地域や有志による健康づくりグループへの支援事業、ヨガ教室、また森林公園とのコラボ事業である「ウォーキングを楽しもう」などを行っており、また町民保険課と共同で疾病予防、早期発見のための特定長寿健診、特定保健指導などを実施しております。高齢介護課では、介護予防の観点から健康教室を開催しております。また、教育委員会では、食育や健康増進のため、学校での食育事業、高齢者を対象とした寿学級、スポーツ協会と共催し輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会、マレットゴルフ大会といった各種競技会などを開催、また社会福祉協議会では高齢者向けのふれあいいきいきサロン等での健康増進への啓蒙や環境づくりを行っています。

これらそれぞれの取組は、各部署組織の主たる目的、効果を期待して行われており、健康増進のほか医療費の抑制であったり、事業を通じた個々に生きがいを感じていただくことであったり、健康に関する知識、意識を高めるものであったり、皆さんが暮らしやすい環境づくりといった、それぞれの部署、組織が滑川町健康づくり行動計画にある健康寿命の延伸という目的を補完し合う形で行われております。それぞれの取組による成果は、直ちに結果として目に見えるものではなく、時間が必要とされるものでございます。今後も健康寿命の延伸を指標とし、その延伸を目標に今年度中に見直される滑川町健康づくり増進計画については、町広報やホームページ等を利用し、高齢の方だけでなく全ての町民の皆様へ改めて周知し、一人一人に健康を意識していただきたいと思っております。

町としては、引き続き健康増進、疾病、介護予防等による健康寿命の延伸を目標とし、これまでの取組を継続するとともに、効果的な取組があれば新たに実施を検討するなどしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、内田議員の質問のうち、質問事項3、子ども・子育て支援について答弁申し上げます。

ご質問にもありましたとおり、滑川町では平成27年3月に滑川町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として継続性のある子ども・子育て支援を進めてきたところでございます。

ご指摘のとおり、この間、全国的には出生率の減少、子どもに対する虐待やいじめ、子育てに寄り添った雇用環境の整備など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきております。さらに、問題を抱え我慢をしている子どもや悩みを持つ子どもも非常に増加しているところでございます。

内田議員ご指摘の子どもの権利条例の制定につきましては、これまで平成30年12月定例会において、阿部議員より子どもの権利条約を各方面へ周知するという方法についてご質問がありました。所管している各課局よりそれぞれ答弁がございました。さらに、条例制定の検討については、関係課局と協議を行い、必要に応じ条例化を検討していく答弁がされたところでございます。

さらに、令和元年9月の定例会においてその後の検討についての質問もあり、県内の町村での制定事例がないこと、複数課局に関連する施策であることから、今後、庁内調整会議を開催し情報を共有し検討することと答弁がされております。

参考までに、現時点での県内では条例制定している自治体につきましては、令和4年10月に北本市のみでございます。ふじみ野市ではこどもの未来を育む条例、さらに桶川市では男女共同参画推進条例で子どもの権利に関する内容を盛り込んでいるところでございます。比企郡市の状況といたしましては、現在、条例制定している自治体はございません。

滑川町におきましては、子どものいじめや虐待をはじめ部落差別、女性差別、高齢者や障害のある人、外国籍の人への差別など、ありとあらゆる人権問題を網羅した施策を総合的に展開しております。児童虐待防止については、近年、相談件数の増加や家庭環境が複雑で対応が難しい事例が非常に増え、虐待対策に万全を期するため、ご案内のとおり、本年4月より子ども家庭総合支援拠点を福祉課内に開設をいたしました。子どもの健やかな成長をサポートする場所として、子ども家庭支援員を中心に、ゼロ歳から18歳までの全ての子どもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげております。子育てについてつらい思いや不安を抱えたり、子育てに悩んでいる、もしかしたら虐待なのかもしれないなど、子どもや子育てに関する内容についての相談等に対応し、支援体制の強化を図っておるところでございます。

このように庁舎一丸となって対策をより一層強化してきたところでございますが、今後、子どもの権利条例の制定については、子どもの権利の内容及び権利を守る仕組みづくり等を町、保護者、町民、さらには子ども関係施設等の役割を精査し、さらに現在国において、子ども政策を総合的に推進するため政府全体の施策の基本的な方針を定めるこども大綱について議論が進められている状況のため、今後、国から示される方針を基に、条例制定の必要性について検討を進めたいと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。まず、防犯町づくりについてですが、町内の集会所で空調の室外機が盗まれた事件なのですが、その後の対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

本年9月議会において、9月補正を議決をいただきました。盗難防止未実施の集会所空調室外機盗難防止対策工事を実施いたしました。工事のほうは終了しております。集会所16か所の室外機47台の盗難防止工事でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 盗難防止対策なのですけれども、私が見たあれでは、何か固定しているような方法を取られているのがあったのですけれども、実際の盗難防止方法については、町で何かこういう形でという指導をしているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

盗難防止につきましては、特に町では指導をしておりません。しかし、東松山警察署等からもそういった室外機盗難がありましたよということも話もいただいております。その中で防災無線等により住民の方に周知をしているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） そうすると、盗難防止対策というのは各地域にお任せしているということになるのですか。今回は、室外機の盗難ですけれども、それ以外にも公共施設の盗難防止対策は必要だと思うのです。盗難防止というか、防犯対策は必要だと思うのですけれども、防犯カメラみたいなものが設置されているのか、各集会所に関しては防犯カメラの設置というところは、1件もな

いのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

集会所の防犯カメラの設置については、現在のところ把握はしておりませんが、住宅地内の集会所もあるため、一律に設置するのではなく、各自治会で判断をしていただきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 最近のマスコミなんかを見ていますと、やっぱり防犯対策として防犯カメラの設置を推奨するような番組は結構見かけたりするのですけれども、町としてその防犯カメラの設置の推奨というのはやる予定はないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

防犯対策として防犯カメラの有効性というのは認識をしています。その一方で、プライバシー保護の観点の問題もあると思われれます。防犯カメラ設置の際は、そのような問題に留意することが重要と考えております。そのため、公共施設以外の個人宅、一般家庭の防犯カメラの設置についても、各家庭でプライバシーに配慮し設置をしていただきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 防犯カメラの話が出ると必ずそのプライバシーの話が出てくるのですけれども、最近の世論としては町にある防犯カメラがプライバシーの侵害になるという話は、前ほど出てこないような気がするのです。防犯カメラの設置そのものがかかり市民権を得てきているという状態ではないのかなというふうに思うのですけれども、例えば学校に防犯カメラを設置して防犯対策をしているというお話だったので、通学路については滑川町ではスクールバスを導入したことによって、徒歩で通う児童の数が減っているわけです。逆に言えば、徒歩で通っている児童は危険にさらされる確率が高くなっているというふうにも取れるかと思うのです。そういうことを考えると、道路に防犯カメラとかあると、日頃、滑川町の中には目の届きにくいようなご道路もあって、通学路になっている部分もあると思うのですけれども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時47分）

再開 (午前10時47分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長(馬場敏男) 教育長、内田議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスが始まってから、特に下校時に1人になってしまうという不安の声をいただいています。今現在は、なるべく集団で下校できるように、そのような措置をさせていただきます。その措置の一つとして、11月から少し1年生が単独で帰る日があったのですけれども、それを単独で帰らないように2年生の時間を1時間切り上げて1、2年生で帰れるようにとかというような措置をさせていただきます。今、これ暫定的な措置なので、年間を通じて安全確保ができるように、今なるべく一緒に帰れるような体制整備をつくっておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(吉野正浩議員) 内田議員、再質問願います。

○13番(内田敏雄議員) 町全体の防犯力を上げるために、やっぱり防犯カメラみたいなものは必要なのだろうと思うのですけれども、それともう一つちょっと気になっていることがあるのですが、今滑川町では町のコミュニティーが衰退しているというふうに感じています。特に南側の地域については、自治会への加入数も減っているようなので、多分コミュニティーが薄れてきているのだらうかと、そうするとやっぱりそれは防犯上マイナスに働くのかなというふうに思うのです。先ほどの答弁の中にもコミュニティーを維持するよというふうな話もあったのですけれども、その辺は具体的にはどういう対策を取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長(吉野正浩議員) 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長(篠崎仁志) 総務政策課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

防犯活動のボランティアの件でございますけれども、特に町としては地域の行事とか、そういうところに参加していただいて、その中で防犯活動について、勧誘というわけではないですけれども、話をしていただいて、参加していただくよう、そういうことを行事とか地域の催物、そういうところで声かけをして参加していただくようお話をしているところでございます。また、そのようお願いをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(吉野正浩議員) 内田議員、再質問願います。

○13番(内田敏雄議員) 具体的な働きかけとしては、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長(吉野正浩議員) 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

具体的な働きかけといいましても先ほど申し上げましたこと、それを地域の中で参加していただくというようなことをございまして、町として特にそういった具体的な施策というのはございませんけれども、繰り返しになりますが、地域の中でそういった防犯ボランティア等に活動していただくよう働きかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 滑川町の中でのコミュニティーの希薄というのは、防犯上のこと以外でも次に質問する健康寿命のほうでも、やっぱりコミュニティーが活発になれば役に立つとは思っています。その辺のところを具体的に推し進めてほしいというのが私の要望でありまして、その要望をお伝えしたところで防犯については終わりにしたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。次の滑川町の健康寿命についての再質問なのですが、健康寿命の話は、実は私、たまたまある医療関係の方とお話しているときに、日本には健康寿命を延ばすための法律があるのだよというような話を言われまして、調べてみましたら、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法というのが平成30年にそういう健康寿命を延ばすための法律ができたということをおも初めて知りまして、具体的には多分自治体としてできる一番のあれは、健康診断の受診率の向上だと思えます。その辺について滑川町はどのような対策をされていますか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。

滑川町では、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、特定健診、長寿健診、それから成人健診ということで、がん、それから心臓病等についてもメニューの中に取り入れて実施しております。また、その結果が出ましたら、結果について再検査が必要な方には個別にはがき等で通知し、病院の受診を進める等の対策を取っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 具体的にどういうふうに働きかけているかを教えてもらってもいいですか。

広報とか何かで案内をして、前年度受診された方には案内も送っているのだと思うのですが、そういうのはどこでもやっていると思うのです。その上で受診率を向上するために、何かやっぱり働きかけをしていかないと増えないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。

接種券というのがあるのですが、毎年、集団健診を受けるか個別に医療機関で受けるかというものにつきましては、65歳以上の方には全員にお送りしています。また、前年度、成人健診でいわゆるひっかかった人、そういう方についても個別に通知、受診勧奨、それから健診の勧奨のはがきを個別にお送りして、基本的には集団を健診を受けなかった方、個別健診を受けなかった方につきましても、改めて健診を受けたほうがいいですよという形の通知は送らせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 前年度受けなかった方にこそそういう受けてほしいというアプローチが必要なのではないかなというふうに思うのです。その点を何かできる方法を考えてやっていただけるといいなと思うのですけれども、それともう一つ、健康寿命を延ばす上で大事なものは、日頃の生活習慣病の予防なのだろうと思うのです。健康診断ともう一つ対処的に必要なのがシニアサークルへの参加だとか、そういう行動的なものに参加することがやっぱり非常に大事なのだろうなというふうに思うのです。

滑川町にもシニアサークルたくさんあって、広報なんかにも新しい会員を募集していますよみたいな案内が載っていたりするのですけれども、でも最近、先ほどの答弁の中でも健康クラブですか、それから老人会の寿学級ですとか、そういう活動をしていますよというお話があったのですが、そういうシニアサークルの人たちの話を聞いていると、何か世代交代していかないとというような話をよく耳にするのです。入って今活動しているけれども、だんだん年代が上がってきて、活動できなくなっている人が欠けたりなんかしていると、次の人が入ってこないの、だんだん先細りになっているような状態だという話をよく耳にするのですけれども、そういうことに対する対策みたいなものを町でバックアップするようなことは考えていないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

公民館のサークルに限ってでございますけれども、今内田議員さんがおっしゃったとおりに、以前公民館教室からサークルになった方々がやはり高齢化してという声が聞かれています。そこで、一昨年度から広報のほうにこういうサークルでありますよという募集のものを載せたり、今年度につきましても、夏休みに公民館のサークル体験会というのをやらせていただいて、周知が足りなくてあまり人は来なかったのですが、そのようなことをさせていただいたり、今コミュニティセンターで常設、毎月毎月サークルの展示会というのも今年からやらせていただいております。それから、さらに公民館教室において、また新たないろんなものを入れさせていただいて、そこからサークル

にということで、昨年度1つ、ガーデニングのサークルさんが公民館教室からサークルになりました。

このように少しずつではありますけれども、やはり以前、公民館教室からサークルさんへという時代があったと同じように、今は周知とそのような体験会、それから公民館教室等を活用しながらサークル活動を充実させるように努めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） シニアサークルなんかの活動について公民館活動の一環としてサポートしていくというようなお話なのですが、例えば、先ほどちょっと話出ましたコミュニティセンターなんかで囲碁クラブだとか将棋だとかというのをやっていらっしゃるとか、あとダンスのサークルの活動をやっていらっしゃるのとはたま見かけたりするのですが、そういう意味でもやっぱりコミュニティセンターにそういうサークルをサポートできるようなものを充実させていくというのは必要なのではないかなというふうに思います。そういう意味では、新しいコミセンを造るのであれば、ぜひそういうものをバックアップできるようなものを造っていただければなと思いますので、よろしく願います。これは要望でございます。

最後に、次の質問に移ります。子ども・子育て支援についてなのですが、少子化が進んでいるという話は前の一般質問でも私はさせていただいたのですが、やはりその中で一番のあれは、若い人たちが子どもを産み育てることに喜びを感じていただけないと、子どもを産んで育てようとはならないのだと思うのです。そのために何が必要なのかというと、一番生活に密着している自治体で安心して子どもを産むことができる、子どもを育てることができるというそういう自治体にならないと、なかなか少子高齢化の対策にはならないのではないかなというのが、理想論といえば理想論なのですが、そういう意味で子ども・子育ての支援について、今までは滑川町は子育て支援が充実した町であるというようなことを言われて移住したいとか、そういう住みたいまちということで評価されてきたと思います。だけれども、それを突き詰めていくと、やっぱり学校給食の無償化だとか、18歳までの医療の無償化だとか、そういうのがある程度目玉になったようにも思いますし、それがもう今は決して目玉にはなっていないと思うのです。やっぱりそれでも滑川町に住みたいと若い人が思えるようなものが必要なのではないかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、安心して子どもを産み育てられる自治体に住みたいというご意向は、多くの世帯のご家庭から声が聞こえてくるところでございます。実際、滑川町でも先ほどお話ありまし

たとおり、こども医療費あるいは給食費の無償化ということで、こちらの政策につきましては、少子化対策というよりも現在お住まいの町民の方の子育て支援ということで事業を実施してきたところでございます。結果的には、区画整理事業とかそういった事業のために転入されるご家庭も多かったということで結果的になっておるところでございますが、少子化対策というよりは子育て対策ということで事業を運営してきておるところでございます。

今のところ、新たな目玉の事業、施策については、現在予定はしておらないところでございますが、引き続き子育て支援に着眼して事業を推進してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 今のところはまだその目玉になるようなあれはなかなかないという話なのですけれども、ぜひそういうものをつくっていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前11時15分とします。

休 憩 （午前11時04分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位7番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章です。町長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

質問事項1、防災意識の希薄化について質問させていただきます。東日本大震災は2011年3月11日午後2時46分に発生、この地震の規模はマグニチュード9.0で観測史上最大の揺れを観測いたしました。東日本大震災による被害は甚大なものでした。震災の被害は、地震、津波、原子力発電所事故の3つの要素が複合的に作用して引き起こされました。原発事故の放射性物質の拡散は、被災地の復興に大きな障害となっていると思います。

幸いなことに我が滑川町は屋根瓦等の被害はありましたが、ライフラインなどの被害はなく、震災から12年が経過し、時間とともに町民の皆様や行政、消防団にあってはどうしても危機意識が低下してきております。30年以内に70%の確率で発生するとも言われております首都直下型地震、または沈黙している南海トラフ、首都直下型地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われ

ております。首都圏のどこで発生しても我が滑川町も甚大な被害が予想されるわけであります。

3.11の地震とは被害規模が違うと思います。そこで、質問をいたします。

①、町として少しでも危機意識の低下を防ぐため、行政、消防署、消防団、区長会、議会と合同の緊急招集訓練などを行う計画はないのか。以前は、地震の発生時間に合わせ、消防団、消防署合同で招集訓練を行ったこともありましたが。消防署はトリアージ訓練を行いました。町の考えをお聞きしたいと思います。

②、危機意識の低下を防ぐため避難場を想定し、宿泊被災訓練を実施したらどうか。町民の皆さんに募集をかけ、実際に電気なし水なしの体験を体育館などで一晩経験していただく。避難所生活や救助活動の流れがリアルに体験でき、災害への対応力も身につけることができると思います。

③、危機意識の低下を防ぐため、実際の被災地を訪れる研修を実施したらどうか。個別に多くの団体が被災地研修を行っていると思いますが、行政、消防署、消防団、区長会、議会の連携を図る意味においても、町で予算組みをしていただいでぜひ合同の視察をお願いしたいと思います。被災者の声や体験談などを聞くことで、災害の被害をより深く理解することができ、必ずや滑川町の防災に役立つと思います。

以上、防災意識の希薄化について町の考えを①から③までの3点をお願いいたします。

続きまして、質問事項2、災害救助法について質問いたします。非常災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護の徹底と社会秩序の保全を図ることを目的としている。住宅の応急修理とは災害のための住居が半壊、半焼の被害を受け、そのままでは居住できない場合、応急的に修理すれば居住可能になり、かつそのものの資力が乏しい場合に、自治体が必要最小限の修理を行う制度であります。住宅の応急修理の範囲や基準額、応急修理の期間、年収等様々な条件があると思いますが、この制度は滑川町でも適用されるのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、質問事項3、滑川町の道路舗装について質問いたします。滑川町の舗装整備率をAIで調べますと、現在96.2%から96.9%と出てきました。この数字は正確なものか疑問もありますが、町が管理する認定町道のうち舗装がされている道路の割合と聞いております。町は舗装の整備率を100%にすることを目指して計画的な修繕を進めていると思います。また、安全で快適な道路環境を保つように、舗装の劣化状況や交通量などの状況を踏まえて、修繕の優先順位を定めていると思います。そこで、質問いたします。

①、舗装の整備率残り3.数%はやはり北部地区の未舗装の数字なのではないでしょうか。南部との比率的なものを教えてください。

②、整備率の数字に農道も含まれるのでしょうか。

③、町道において民家に隣接していながら未舗装の道路もありますが、北部地区は調整区域で家が建てづらいことから、道路を利用する何件くらいの家が建てば舗装申請ができるのでしょうか。

以上、道路舗装について①、③までの3点の質問をお願いいたします。

質問については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、防災意識の希薄化についてと、質問事項2、災害救助法についてを篠崎総務政策課長に、質問事項3、滑川町の道路舗装についてを稲村建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、防災意識の希薄化についてのうち、①、行政、消防署、消防団、議会と合同の緊急招集訓練などを行う計画はないのかでございますが、町では本年9月3日に地域防災訓練を実施し、役場職員、消防署、消防団をはじめ自主防災会、社会福祉協議会、日赤奉仕団など各団体にご協力いただき、各種訓練を行う中で防災意識の向上に努めました。それぞれの団体が災害時に求められる役割が異なっていることから、それぞれの団体ごとに訓練を実施いただき、その中において合同で実施したほうが効果的な訓練があれば、調整し検討してまいります。

次に、②、避難所を想定し、宿泊被災訓練を実施したらどうかでございますが、被災状況を体験することは防災意識を高める上で必要なことと考えます。しかしながら、町職員がそういった状況を想定できなければ、町民への周知、啓発もままならないことから、まずは職員の防災意識向上のための研修や訓練に努めてまいります。

次に、③、実際に被災地を訪れる研修をしたらどうかでございますが、本年11月8日、9日の区長会研修において、宮城県松島町を訪問し、東日本大震災時の体験等について話を聞くなど研修をしてきました。また、震災遺構である東松島市の旧野蒜駅を訪れ、現地研修を実施したところです。被災地を訪れ見聞きすることは、防災意識を高める上でも重要なことと考えます。しかしながら、各団体合同の視察となるとスケジュール等の調整も難しいことから、それぞれの団体において現地研修が行われることが望ましいと考えます。

また、現地を訪問するのではなく、被災経験をした方を講師として迎え、講演会等の開催も防災意識の向上につながると考えられますので、そういった事業も今後できればと考えております。

次に、質問事項2、災害救助法についてでございますが、災害救助法は非常災害等が発生するおそれがある段階から、都道府県が救助を実施するために国の災害対策本部が設置された場合に適用が可能となります。災害救助法による住宅の応急修理は、実際の災害が発生した後、被災した住家に対し、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の家を引き続き住むことを目的としています。ただし、住家等の被害が生じた場合の災害救助法の適用には、災害救助法施行令で人口に対する住家滅失世帯数が示されており、その基準を上回った場合に災害救助法が適用されることとなります。

町単独の1号基準では、町人口1万5,000人以上3万人未満で、住家滅失世帯数が50世帯以上、

県及び町の2号基準では、県人口300万以上、住家減失世帯数2,500世帯以上、町人口1万5,000人以上3万人未満では、住家減失世帯数が25世帯以上となっております。

なお、災害時の住宅の補修などの支援としては、被災者生活再建支援制度もあり、こちらは自然災害により10世帯以上が住宅全壊の被害に遭った市町村が支援の対象地域となり、被災した世帯に支援金等を支給する制度です。さらに、埼玉県では、前述の制度の要件に合わない市町村を対象とした市町村被災者安心支援制度も創設しております。災害時には各制度をスムーズに活用できるような事務に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、井上議員の質問事項3、滑川町の道路舗装について答弁いたします。

初めに、道路とは、道路法第2条では、道路とは一般交通の用に供する道と定義されており、町が認定している全ての道路が道路法の対象となります。まず、滑川町の道路状況でございますが、議会の議決をいただいて町道認定している道路については、1級線、2級線、その他3級線となっております。この中には、一般的に農道、林道、遊歩道等と言われるものも道路認定して町道として建設課で管理しているものもございます。

滑川町道路管理規則の規定では、町道1級線とは、町の主要部を縦断し、横断または循環し、国道、県道間をつなぎ、全町的な幹線道網の枢要部分を構成する路線及び政治、経済、文化上特に重要な路線と、隣接市町村に通ずる主要道路とする。また、町道2級線とは、集落相互また幹線道路と連結しもしくは幹線をつなぎ、交通上1級路線に準ずる路線及び地域的な道路網の枢要部分を構成する路線とする。その他の3級線とは、1級及び2級以外の町道とすると定義しております。

現在の町道の舗装状況ですが、いずれも延長比での回答となります。町道1級線は28路線、3万4,217.61メートルで舗装率は100%となっております。町道2級線、52路線、3万3,472.74メートルで舗装率は93.8%、その他の3級線は2,825路線、33万5,272.15メートルで舗装率は39.5%となっております。なお、町道全体としての舗装率は49.2%となります。

ご質問の①、未舗装の比率でございますが、道路は各路線の延長で考えることから、行政区や地域をまたがり、単純に地域、区域を分けるのは非常に難しいものがあります。例えば森林公園駅北口を東西に走る町道108号線は、東は東松山市境から羽尾、大字月輪、月の輪3丁目、6丁目、7丁目、六軒地区から嵐山境へと続く、このような道路もあります。今回は、1つの路線の起点と終点が同一地域にあり、地域をまたがらない路線であって、なおかつ1級、2級道路の舗装率に限って答弁をさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

また、このことから未舗装の比率を出すのも難しいことをご理解いただきたいと思います。その

上で建設課で調べたところ、市野川以北地域の舗装率は約93%、市野川以南は95%となっております。当然、道路が接続する土地の使用状況の影響が大きく、農地や山林などのエリアは未舗装が多くなっております。また、未舗装の残りについては、北部地域に限らず南部地域にも存在をしております。

②の整備率に農道が含まれるかのご質問ですが、先ほど答弁したとおり、町長が道路管理者として管理する道路については、全て町道と認定しております。一般的に農道と言われている道路につきましても、町道認定して道路管理している道路につきましても、集計に含めております。なお、農道は未舗装が多いことから舗装率は全体的に低くなっております。

次に、③の舗装の申請についてでございますが、冒頭お伝えしたとおり、道路法では、道路とは一般交通の用に供する道と定義していることから、町では原則として2件以上の住居としての利用がある町道について対象としております。希望される場合は、地域代表の区長から申請をいただき、整備を検討し、予算要求しております。ただし、新たな開発行為などの際は、道路法に基づき自己負担が生じる場合もございます。

一昨年、長期にわたって道路整備の要望があった地域で、将来的な有効性を地元地域で再度検討してもらったところ、あえて車が通りにくいということで不法投棄の防止にも役立っている。また、太陽光発電事業の抑止にもつながっているという観点から、道路整備の取下げがあったこともございました。今後も道路の整備や維持修繕につきましても、地域代表の区長を通じた要望等がありましたら、その都度関係者で協議し、整備できる手法等を検討してまいりたいと考えております。

建設課としては、北部、南部の区分けなく、緊急性や危険度、利用状況等を総合的に判断し、町全体の整備状況を見ながら、引き続き道路整備計画に基づいて事業を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 危機意識の低下でございますけれども、東日本大震災から時間が経過し、災害の記憶が薄れてきて、警戒感もなくなっております。災害は忘れた頃にやってきます。ぜひとも滑川町の町民の皆様に関する情報提供を繰り返し行っていただき、回覧版や広報紙等で啓発活動を行っていただきますようお願いいたします。要望といたします。

そして、災害救助法ではありますが、また違った補助があると、先ほど総務政策課長からもお話がありました。災害の、これも啓発とともに、一緒に、特に北部地区は南部地区と違って耐震基準を満たしていない古い家が多くて、全壊や半壊の家が出てくると予想されますので、有事の際にこの制度、または先ほどお話があった違う制度を町民の皆さんが利用して、何とか一時的にでも居住できるように、非常時でございますのでいち早い対応をお願いいたし、要望とさせていただきます。

続きまして、道路の関係でございますけれども、農道ですが、これはやっぱり町道の一部という

ことで理解をいたしました。滑川町では、圃場整備などで農道、舗装箇所の道路が多く見受けられますけれども、この農道の舗装の優先順位というのは、やはりこの1級、2級、3級とそれで決めているのか、再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、答弁させていただきます。

農道という道について、1級、2級の順位でございますが、特別そういうふうな区分けはしてございません。先ほど答弁させていただいたとおり、地元からの要望がありました段階で、関係者とも協議をさせていただいて検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 私も町道と農道の区別が分かりづらくて、今日説明をいただきまして理解をさせていただきました。

中には舗装になっている農道や未舗装の農道がありますが、地域の草刈り等で、中にはこの道は町道で町の管理だから町が草刈りをするから我々は草刈りをする必要はないと思うと話す人もいれば、地域の皆さんが環境美化の面からボランティアでやらなければ草だらけになってしまうと言う人もいます。草刈り一つとっても、農道も舗装になれば作業効率も上がると思えますし、ぜひ農道の舗装化も、予算がかかることではありますが、進めていただければなと思えます。

北部地区にはまだまだ未舗装の道路や農道がたくさんあると思っておりますので、ぜひとも町民の要望に応じていただくように私から要望させていただき、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時40分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

議席番号7番、北堀一廣議員から早退届が提出されました。

◎発言の訂正

○議長（吉野正浩議員） 議席番号14番、井上章議員より午前中の一般質問について発言を求められておりますので、これを許可します。お願いします。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章です。議長のお許しをいただきましたので、訂正の申出をいたします。

午前中の一般質問の冒頭、発言の許可をいただいたのを議長と言うべきところを町長と申し上げてしまいました。おわびして訂正をいたします。大変失礼いたしました。

○議長（吉野正浩議員） ただいま井上章議員から一般質問の発言について、訂正したい申出がありました。会議規則第64条の規定により、議長においてこれを許可します。

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 一般質問を続けます。

通告順位 8 番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目、水害への備えについてでございます。前回の一般質問で私は大規模地震災害への備えについて質問させていただきましたが、今回は水害への備えについて質問をさせていただきます。

一般的には、これからの冬から春にかけては出水期が終わり、洪水の心配は低くなる時期でありますけれども、10月 1 日に開催されました公民館講演会で気象予報士の依田司さんの講演を聞いて気になることがありましたので、ここで水害への備えについて滑川町の状況を確認したいと思えます。

依田さんの講演で気になった点でございますが、その内容は洪水の危険性が高いと避難指示等が出されたときに、あなたは避難等の行動を取りましたかというアンケートに対して、避難等の行動をした人の割合がたったの 5 % でしかなかった。もっと危機感を持って対処してほしいというような趣旨のお話でございました。ここの 5 % というところに私違和感を持ったのですけれども、アンケートの対象はどのような人たちだったのか。浸水想定区域等に住んでいる人たちだけを対象にしたアンケートであれば、この 5 % が低いということに全く異論はないのですけれども、そのような状況で 5 % であるとする、大きな被害が生じる危険があると思えます。しかし、居住地等を限定せず一般の人に対してアンケートを取ったのであれば、浸水想定区域でないところに住んでいる人のほうが多いはずですので、それほど低い数字ではないと考えます。

実際に、滑川町の状況を考えますと、滑川や市野川周辺などに洪水浸水想定区域はありますが、人口が集中している月の輪やみなみ野などの土地区画整理事業を行った区域などでは、その大半が河川からは高い位置にあって、洪水の心配はほとんどない地域だと思われれます。町内では大雨のときに避難する必要がある人は 5 % に満たないのではないかとというのが、私のそのときに感じた感想

でございました。

そこで、大雨等に対する町の備えについて分かる範囲の概算で結構ですので、次の点について確認させていただきたいと思います。

まず、1点目です。町内の河川等が氾濫した場合に想定される洪水浸水想定区域のおよその面積はどれくらいでしょうか。また、それは町全体の面積の何%程度であろうか、それをお答えいただきたいと思います。

2点目です。その区域内の人口は何人くらいです。それは町の総人口に対する割合としてどの程度になりますか。

3点目です。洪水と同時に発生する危険性のある災害として、崖崩れ等の土砂災害が想定されます。急傾斜地等の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は町内にどれくらいあり、その区域内に居住する人は何人くらいいるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

4点目です。洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等に立地している指定緊急避難場所及び指定避難所はありますか。ある場合、その名称と収容人員を教えてくださいいただきたいと思います。

5点目です。浸水想定区域や土砂災害警戒区域に住んでいる人は、高齢者等避難や避難指示などが町から出されたときに、実際にはどのように行動すればよいのか、どこに避難すればよいのでしょうか。想定している避難所等の名称と、それらの避難所等の収容人員をご教示いただきたいと思います。

6点目です。滑川町地域防災計画の資料編の11ページには、指定避難所等の一覧が掲載されています。その一覧表の下部には、米印として、上記の指定緊急避難所については、洪水、土砂災害、地震、大規模な火災、内水氾濫等、いずれの災害も対象としていると記載されていますが、これでよいのでしょうか。洪水や土砂災害、内水氾濫等の避難所と地震等の際の避難所は、その立地条件等によって分けて考える必要があるのではないのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

7点目です。洪水等の避難指示が出た場合に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等以外の場所に住んでいる人は、どのような行動を取るべきなのでしょう。町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2つ目の項目に移らせていただきます。選挙の投票率向上対策についてお伺いいたします。

本年10月17日の埼玉新聞に「選挙手帳で投票を」、「政治参加スタンプで後押し」という記事がありました。具体的な内容をちょっと長くなりますが、次のとおり読み上げさせていただきたいと思います。

スタンプ帳のような「選挙手帳」を有権者に配布し、選挙の際、投票の証として押印する取組が一部の自治体で広がっている。人生80年と想定して、合計の投票機会に相当する100回分の押印欄

を設け、新たに選挙権を得る18歳に配るケースが多い。「生涯投票率100%を目指そう」を合い言葉に、若年層の政治参加を後押しするのが狙いだとして、具体的な取組例が次のように記されています。愛知県稲沢市は今年初めて選挙手帳を作り、18歳を迎える市民約560人に郵送した。押印欄と並んで選挙ごとに投票したときの思いなどをメモできる欄がある。予定される主な選挙の種類と任期も記載している。投票所に一番早く来た人には、空の投票箱を確認してもらうといった豆知識を紹介するページも、選挙の際は、期日前を含む全投票所に市の公式マスコットキャラクター「いなっピー」をあしらったスタンプを設置する。総務省の抽出調査によると、選挙権年齢が18歳以上となった2016年以降の5回の国政選挙で20から24歳の投票率は、18、19歳を4から12ポイント程度下回っていた。こうした傾向は、稲沢市選管による分析でも見られたといい、選挙への関心を継続して持ってもらうと取組を始めた。中略で、稲沢市は「政治を身近に感じてもらうための主権者教育でも活用できる」と期待を込めると記載されています。

18歳から80歳までの投票機会は100回程度となるのを目安に、100回分の押印欄があるそうです。

埼玉県内でも寄居町で同様の取組を行っているようで、町のホームページを見ますと、町選挙管理委員会では、県内では初となる自らが投票した選挙を記録する選挙手帳を作成しました。手帳はB6判で記録できる選挙の回数は50回分、選挙ごとにスタンプを押印する欄やメモ欄があり、選挙の争点や自分の考えなどを書き込むことができます。スタンプは各投票所に配置し、これまで発行していた「投票済証明書」の代わりとして、投票した方の手帳にスタンプを押印します。投票した選挙を継続して記録するために、ぜひ選挙手帳をご活用くださいと掲載されています。

昨今の選挙においては、国政選挙のみならず各自治体の首長や議員の選挙においても投票率の低下が問題になっています。滑川町においても今年の町議会議員選挙の投票率は、4年前を辛うじて2.4%上回りましたが、20年前と比べると24.66%のマイナス、町長選挙の投票率も昨年より投票率は20年前を20.02%下回っています。このような状況を目の当たりにすると、やはり投票率向上のための対策が必要と考えざるを得ません。

この埼玉新聞で紹介された選挙手帳の取組は、記事にもあるとおり、特に選挙権を取得し、初めて投票を行えるようになる18歳の新成人に対して手帳を交付することにより、政治を身近に感じてもらうための主権者教育でも活用できる有効な投票率向上のための施策と考えられます。滑川町でもこのような取組を導入したらよいのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。答弁願います。

質問事項1、水害への備えについてと、質問事項2、選挙の投票率向上対策についてを篠崎総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、水害への備えについてのうち、①、洪水浸水想定区域のおよその面積とその区域は町全体の面積の何%程度かでございますが、現在、滑川町洪水ハザードマップにおいて、浸水が想定されている区域は約4.3平方キロメートルで、町全体の14%程度の面積となります。

次に、②、その区域内の人口と総人口に対する割合はどの程度かでございますが、正確な数字を出すことが難しいですが、大体1,620人くらいで総人口の8%程度だと思います。

次に、③、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は町内に何か所で、そこに居住している人は何人くらいいるかでございますが、土砂災害警戒区域は土砂災害特別警戒区域の周りが指定されており、そのため、町内の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、いずれも21か所となっております。区域内に居住している世帯は32世帯、79人でございます。

次に、④、洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等に立地している指定緊急避難所及び指定避難所はあるか。その名称と収容人数はでございますが、指定避難所につきましては、滑川中学校体育館の1か所で浸水想定区域内にあります。指定緊急避難場所は、滑川町役場の1か所で浸水想定区域内にあります。

次に、⑤、避難指示等が出された場合の実際の避難場所の名称と収容人数でございますが、災害の規模にもよりますが、洪水の場合、河川に近づくことは危険なことから、滑川以北に居住されている方は福田小学校体育館500人、滑川以南、市野川以北の方は宮前小学校体育館500人、市野川以南の方は月の輪小学校体育館500人や文化スポーツセンター100人が避難所として想定しております。

避難指示が出された場合、まずは身の安全を確保するために指定緊急避難所に避難していただきます。また、指定緊急避難所に避難するまでの安全性が確認できない場合等に、指定緊急避難場所を補填する滞り場所が公園などの一時退避所でございます。災害がある程度収まり、自宅の安全性が確認できれば在宅避難をしていただきますが、自宅の安全性が確保できない場合は、指定避難所に避難していただきます。災害の程度が大きく、復旧までに長時間を要する場合は、仮設住宅を設置し、そこで避難生活をしていただくことになります。

次に、⑥、防災計画において指定避難所の一覧があるが、災害内容や立地条件によって分けて考える必要があるのではないかとございますが、町では防災計画に記載のある場所や建物について、基本的には、全ての災害において対応できるよう選定はしてきましたが、災害の規模によって利用できない場所もあると認識しております。今後検討してまいります。

最後に、⑦、洪水等で避難指示が発令されたとき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外に住んでいる人は、どのような行動を取るべきかでございますが、洪水等で避難指示が発令されたとき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外に住んでいる人につきましては、避難指示が発令されたから

といって避難所等に移動するのではなく、住家の周辺の安全が確認できれば、在宅において災害に備えることが必要と考えております。

次に、質問事項2、選挙の投票率向上対策についてでございますが、選挙の投票率向上につきましては、選挙管理委員会としても喫緊の課題と考えております。滑川町では、投票率向上を目的として、18歳になる新成人に選挙の啓発冊子を送付し、啓発活動をしております。お示しいただいた選挙手帳の活用など、他自治体の事例を参考に滑川町でできる啓発に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 答弁ありがとうございます。

洪水浸水想定区域の面積が4.3ヘクタールあって、町の約14%、私が思っていたより数字で集計してみると、結構な面積にはなってくるのだなというのが実感です。そして、そこに住む人が約1,620人、8%ということですので、依田さんがおっしゃっていた5%、8%のうちの5%という数字だとすると、その5%という数字がいいのか悪いのかということではあるのですが、少なくとも町内のこの8%の人については、洪水に対する備えというものをしっかりしてもらわないといけないということが明らかになったと思います。

実際に、洪水ハザードマップを見ますと、浸水想定区域の中でも黄色の50センチ未満のエリアというのが多くを占めておりますので、その方が避難指示が出たからといって、直ちに避難をしなければいけないのかどうかというのはあるかと思えますけれども、しっかり災害に備えておく必要があるかと思えます。

この洪水に対する備えとしては、マイタイムラインを作成して備えていくことが有用だというふうに言われております。マイタイムラインとは、住民一人一人のタイムライン、防災行動計画であって、台風の接近などによる大雨によって河川の水位が上昇するときに、自らの様々な洪水リスクを知り、どういうタイミングでどのような避難行動が必要かをあらかじめ時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものでございます。滑川町の地域防災計画や国土強靱化計画にはマイタイムラインについての記載もあるようですが、町のホームページで私たちが検索した範囲では、今まで広報紙等で周知されたかどうかを確認できませんでした。浸水の想定されない地域に住んでいる人には必要ないかもしれませんが、特に土砂災害の危険な区域や浸水想定が50センチを超えるような地域にお住まいの人たちに対しては、それらの危険性の周知とマイタイムラインの作成についての情報提供やサポートが必要ではないかと思えます。

一方、洪水により浸水の危険性のない地域に住んでいる人については、答弁もいただきましたけれども、激しい雨の降る中、外出することは非常に危険ですので、外出は控えるほうがやはりいいと思いますので、答弁いただいたように、危険性の低い方についてはご自宅周辺の安全性を確認した上で、外出は控えるようにということで、これもやはり各住民の方にあらかじめ承知しておいて

いただくような周知というのが必要だと思います。避難の必要のない人が緊急避難場所に行ってしまうと、本当に避難の必要な人が緊急避難場所に避難できない人があふれてしまうということにもなりかねません。実際に、私、東松山市の職員でいたときに、そのような問題が生じた事例もございました。そういうことで、しっかりとその人が住んでいるところによって、適切な対応を取ってもらうような形での行動を取ってもらうように、町としては周知徹底をしていただきたいと思います。

洪水というのは基本的に水ですから、高いところから低いところに流れるものです。お住まいの場所や河川の堤防の標高というのは国土地理院の提供する地理院地図というサイトがあるのですが、こちらで簡単に確認することができます。試しに滑川町役場周辺について地理院地図で確認してみたところ、役場と体育館の間の駐車場のところで大体一番低い値で標高が42.1メートルというふうに表示がされました。実際に見てもらっても地理院地図でもそうなのですから、堤防の高さもほとんどそこと同じようになっておりますので、洪水ハザードマップでは役場の周りの駐車場辺り、黄色で50センチ未満の浸水が想定される区域となっていますけれども、実際には浸水してもごく僅かであろうということが推定できる内容とはなっております。

ハザードマップで見ると、総合グラウンドや滑中の校庭はもう少し浸水深が深くなるようになっているのですが、総合グラウンドや滑中の校庭、役場の駐車場と併せて、これらは出水時の遊水地としての機能を持たせるような設計になっているのではないだろうかということが、こういうふうに私のほうは理解させていただいております。

今後、整備が予定されているコミュニティセンター、福祉センターについて、役場周辺に立地するというので、当初ハザードマップ見たときには、浸水区域なのでちょっと心配していたのですが、そのような計画だとしますと、現実に設計する中で十分高さを確保した形で設計もされるでしょうし、今後整備される公共施設についても浸水の心配はほとんどなさそうだと地理院地図を見て、改めて安心したところなのですから、最近、東日本大震災での津波を経験した後に建てられた茨城県の某市の市役所が河川の氾濫で大きな被害が生じたという事例もございましたので、念には念を入れて、公共施設の今後の設計の中では浸水被害に備えていただきたいと思います。

今後、慎重に各種災害に備えた避難所については検討はしていきたいというようなお話もいただいたのですが、やはり洪水とか土砂災害、内水氾濫への対応と地震等の際の対応とは、その立地条件によってやっぱり分けて考える必要があると思います。今、申し上げたように遊水地としての機能、駐車場をある程度持たせてあるとすると、そこに置いてある車が被害に遭ってしまう、人命にはそれほど影響はないと思うのですが、被害を極力最小にするという意味でも、しっかりとその辺の想定をして設定をし直してもらえたらいいかなというふうに思います。

実際に大雨のときには、雨の状況と河川の氾濫の危険性、土砂災害、崖崩れ等の危険性の状況を

気象庁が提供しているキキクルというサイトでは確認できるようになっております。キキクルと地理院地図、この2つ、そのほかに気象庁なり町のほうでも情報発信していますが、大雨のときには情報発信して被害が最小になるように行政の側の発信も必要ですし、住民の意識を高める必要があると思います。

いざ本当に、大雨になってからでは遅いので、今からしっかり情報発信をしていただいて、町民の皆さんがあらかじめ洪水ハザードマップや地理院地図などでご自宅の洪水などの危険性をしっかりと把握して、キキクルなど気象情報や警戒レベルをしっかりと把握した上で、ご自身の身体、生命を災害から守れる行動が取れるように、町では今から計画的にこれらの情報提供に努めてほしいと思います。

1点目については要望で終わりにさせていただきたいと思います。

続いて、2点目の選挙の投票率向上対策についてですけれども、この投票率の向上につきましては、私たち議員も自らその行動をもって有権者の皆さんの信頼を得て、投票率の向上につながるように襟を正して向き合っていかなければならないことではあると思います。しかし、やはり18歳という選挙権を取得する段階でしっかりと投票行動につながる教育や施策を行うことは、非常に重要であると思います。

投票率向上に向けた方策は、今回提案させていただきました選挙手帳以外にも様々なものが考えられると思います。町としても、今後、それらの方策をしっかりと研究していただき、町政をはじめとする政治に町民の皆さんがもっと興味を持って、貴重な権利である選挙権を有効に行使していただけるように対策を展開していただきたいと思います。

以上、要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時45分とします。

休 憩 （午後 1時33分）

再 開 （午後 1時45分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 瀬 上 邦 久 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位9番、議席番号3番、瀬上邦久議員、ご質問願います。

〔3番 瀬上邦久議員登壇〕

○3番（瀬上邦久議員） 3番、瀬上邦久です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に基づき2点の質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

初めに、1のふるさと納税についてでございます。ふるさと納税とは、自分のふるさとや応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄附ができる制度です。自治体の取り組む町づくりや復興支援など、様々な課題に対して寄附金の使い道を指定できます。手続をすれば実質自己負担額2,000円のみで応援したい地域の名産品等をもたらえる制度でございます。

ふるさと納税は、本来、自分の住まいがある自治体に納税する税金を任意で選択し自治体に寄附することで、税金の還付、控除が受けられる仕組みであるが、本来の趣旨から逸脱し、返礼品一辺倒の寄附金があるのではと感じられます。ふるさと納税制度に関する新基準が10月1日から始まり、自治体はこれまで含めていなかった費用を経費として算入し、総費用額を寄附額の4割以下に抑える、また返礼品は地場産に限定等の新ルールが厳格化されました。

それでは、次のことについて伺います。①、町ではどのような対応をするのですか。

②、寄附受入額（過去3年間）。

③、流出超過額（過去3年間）。

④、町の返礼品の種類、また増減するとの考えはあるかお聞きしたいと思います。

⑤、上記の返礼品で希望される順位。

⑥、この制度を取り扱うへのメリット、デメリットについて伺います。

以上がふるさと納税についての質問でございます。

次に、2の歯止めのかからぬ農地減少について質問をさせていただきます。新聞等では、国民の食料を生産する農地の減少に歯止めがかからないことから、10年先の農地利用の姿を明確にするため、4月から全市町村で策定が始まり、地域計画を通じて農地を維持する取組を全市町村に対して、24年度中の地域計画を促し農地の維持を目指す。同計画は、農地1筆ごとに10年後の耕作者を書き込むものと報道されています。

町で作成している既存の人・農地プランの区域については、既に実質化されているわけですが、休耕地・耕作放棄地等の歯止めのかからぬ農地が増加傾向にあると感じています。いかに関係機関及び組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制を取っても、借手にとってその土地の水利状況等によっては借り受けできないものもあるものというふうに思います。

それでは、次のことについて伺います。①、休耕あるいは耕作放棄地となった場合には、関係機関と協議しているのでしょうか。

②、私の在住する地区では、何か所か返却されるようです。いずれも水利状況の悪い場所です。産業振興課ではこれらについて把握しているのでしょうか。

③、農地が宅地や工場などに転用され減少しているものと思います。過去3年間の状況を教えてください。

④、休耕・耕作放棄地の割合（過去3年間）を教えてください。

⑤、圃場整備が済んでいるところであっても、水利の非常に悪い場所があります。用排水路の整

備が必要であると思いますが、計画はあるのでしょうか。

以上の2点の質問でございます。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、ふるさと納税についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、歯止めがかからぬ農地減少については服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、瀬上議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、ふるさと納税についてのうち、①、町ではどのような対応をするのかについてですが、本年10月1日からふるさと納税制度の本来の趣旨に沿った運用が適正に行われるよう、新たな基準が定められました。主な改正の内容についてですが、次の2点でございます。

初めに、1点目ですが、募集に要する経費については、ワンストップ特例事務や寄附金受領証明書の発行などの付随費用も含めて、寄附金額の5割以下とする募集適正基準の改正。

2点目ですが、返礼品として提供する加工品のうち、熟成肉と精米については、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り認めるとする地場産品基準の改正でございます。

まず、1点目についてですが、ふるさと納税の制度運用に当たっては、返礼品の調達費用を寄附額の3割以下とするほか、送料などの経費も含めた費用総額については、寄附額の5割以下にするものとされています。これまでは、この経費として従来は含まれていなかったワンストップ特例に要する事務経費や、寄附金受領証明書の発行等に要する経費についても付随費用とすべきものとされ、これら経費も含め寄附額の5割以下にしなければならなくなりました。しかしながら、本町においては既にこれらの経費については、ふるさと納税の経費として算定対象としており、寄附額の5割以下を経費総額とする事務を行っていることから、特段影響はございません。

また、2点目ですが、従来は、加工や製造の主要部分を自治体内で行っていれば返礼品として認められていましたが、今回の改正により、食品のうち熟成肉と精米については、その原材料も同じ都道府県産であることが必要になりました。本町の返礼品においては、現在、加工品の取扱いがございませんので、こちらについても特段影響はございません。

以上のことから、本町においては今回の改正基準による対応は不要であり、これまでと同様の寄附額の設定及び返礼品の取扱いが可能となっております。

次に、②、過去3年の寄附受入額についてですが、令和2年度は10万4,088円、令和3年度は100万3,000円、令和4年度は984万3,000円でございます。

次に、③、過去3年の流出超過額についてですが、滑川町においてはふるさと納税制度によりまして、近年、寄附額が増加しているとはいえ、トータルで考えると依然として流出額が多い状況でございます。ご質問の流出超過額でございますが、考え方といたしましては、次のとおりです。な

お、算定に当たっては、実績の金額をベースに計算した数値であります。把握している税額控除と寄附額とでは年度の対象期間が異なるといった事情等から、正確な流出額を算定することは困難であるため、あくまでも目安の金額としてご理解くださいますようお願い申し上げます。

歳入である寄附額をベースに計算しますと、この寄附額から町内在住の方が町外へふるさと納税をした場合、町税の控除がございますので、ふるさと納税による町税の控除額を差し引き、さらには返礼品等の調達経費を差し引きます。一方、町税の減収に当たっては、地方交付税において、その減収額の75%が補填されていることを考慮いたしますと、過去3年の流出額については、令和2年度は約740万円、令和3年度は約860万円、令和4年度は約440万円でございます。

次に、④、町の返礼品の種類、増減する考えはについてですが、現在、町で取り扱っている返礼品については5種類ございます。内訳といたしましては、1、谷津田米、2、町内ゴルフ場利用券、3、国営武蔵丘陵森林公園における入園券及び施設利用券、4、郷土紙芝居、5、伊古の里フィッシングパーク釣り券及び農家レストラン利用券でございます。

返礼品につきましては、近隣自治体と比較して本町の返礼品の数や種類については、少ない状況でございます。しかしながら、返礼品の拡充については、町内事業者及び地域の経済、経済活性化にもつながることから、今後につきましても、返礼品の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑤、上記の返礼品で希望される順位についてですが、寄附額ベースの順位でございますが、寄附額が高い順に上位3つを申し上げますと、1、町内ゴルフ場利用券、2、谷津田米、3、国営武蔵丘陵森林公園における入園券及び施設利用券となっております。

最後に、⑥、この制度を取り扱う上でのメリット、デメリットでございますが、まずメリットについては、ふるさと納税制度の趣旨にもあるとおり、寄附者をご自身で選んだ自治体に寄附、すなわち納税することが可能であることから、生まれ育った自治体やお世話になった自治体を応援することが可能であり、ふるさと納税により寄附先の自治体に対して財政面の資金援助が可能となる点が挙げられます。また、ふるさと納税は寄附先の自治体からふるさと納税に対する返礼品が受け取れるという点もあり、自治体にとっては返礼品を広く国民へPRすることとなり、自治体の知名度の向上や町おこしにつながる点がございます。

一方、デメリットですが、返礼品競争という言葉があるように、言わば買物感覚で寄附者が返礼品を目的にふるさと納税を行う方もいるという点で、ふるさと納税の本来の趣旨から逸脱した制度運用となっている点がございます。これに関連し、返礼品については地場産品でなければならないという点で、地域の特産品が充実している自治体にとってはこの制度は有利に働き、一方で、乏しい自治体にとっては不利となり、これは自治体の努力によって解決できるものではなく、自治体間での不公平感を生みやすい制度設計になっている点があるほか、ふるさと納税をした場合、寄附者が住んでいる自治体の減収が減ることとなり、その自治体の寄附者が多ければ多いほど税収減が大きくなり、結果として住民サービスの質の低下を招くおそれがあるという点が挙げられます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、瀬上議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、農地減少についてのうち、1の休耕あるいは耕作放棄地となった場合に、関係機関と協議を行っているかについてを答弁させていただきます。1年に2回程度の割合で遊休農地対策に係る地域推進会議が開催されております。この地域推進会議は、遊休農地の発生防止と解消、活用に向けた会議となっており、滑川町にある耕作放棄地に関する検討を行っております。この地域推進会議では、実務担当である農業委員会の担当者、産業振興課の担当者、埼玉県農林公社内にある農地中間管理機構の担当者、そして東松山農林振興センターの担当者が一堂に会して、遊休農地の発生防止と解消、活用に向けた検討が行われております。

次に、2の農地の水利状況等の悪い箇所や返却理由の把握についてを答弁させていただきます。農地を使用する期間を決めて町に届出を行う農用地利用権設定等申出書により貸し借りが行われている場合には、産業振興課に合意契約の届出が提出されるため、対象となる土地は確認できております。合意解約の届出をされた方には、時間がある場合には取りやめる理由を問うことがあります。取りやめる理由には、単に水利状況の悪さだけではなく、耕作農地を縮小したいといった理由や、自宅近くで耕作する農地が見つかったために耕作地の変更を行うといったもののほか、幾つかの要因により合意契約をしたいということを知ることがあります。そのような中で、排水不良による返還も聞くことがありますので、利用権設定した農地に関する情報については、ある程度の土地情報が町では蓄積されております。

次に、3の過去3年間の農地転用の状況についてを答弁させていただきます。農業委員会において審議された一時転用除く令和2年度から令和4年度の過去3年間の転用実績について、ご報告させていただきます。令和2年度では約5.2ヘクタール、主な転用は、個人住宅、分譲住宅、アパート建設といった住宅開発が約28%、太陽光発電事業が約25%となっております。令和3年度では約2ヘクタール、主な転用は、住宅開発が約40%、太陽光発電事業が約40%となっております。令和4年度においては約1.4ヘクタールとなっており、主な転用は、住宅開発として約55%、太陽光発電事業についての申請はありませんでした。3年間の合計では約8.6ヘクタールの転用実績がありました。主な転用実績でご報告した以外の申請は3年間とも同じような目的となっており、資材置場や駐車場といった転用申請の実績となっておりました。

次に、4の過去3年間における休耕農地及び耕作放棄地の割合についてを答弁させていただきます。休耕農地と耕作放棄地を区別した調査もなく、区別することも難しいため、毎年、農業委員会が行っている農地利用状況調査の数値を回答させていただきます。この調査の中では、数年に

わたり耕作していないような状況が続いていて、耕作が行えなくなった農地を再生困難農地と呼び、耕作放棄地と同様な扱いで滑川町にある農地の状況を把握しています。

それでは、過去3年間の調査実績を申し上げます。令和2年度は約158.9ヘクタール、令和3年度は約147.2ヘクタール、令和4年度は142.8ヘクタール、過去3年間の平均で約149.6ヘクタールの面積が町内における耕作放棄地面積となっております。先ほど申し上げたように、徐々にですが、滑川町の耕作放棄地面積は減少傾向となっております。

次に、農地に対する耕作放棄地の割合も徐々に減少傾向となっておりますが、報告させていただきます。令和2年度は約19.7%、令和3年度においては約18.3%、令和4年度は約17.8%、過去3年間の平均では約18.6%の面積が町内における耕作放棄地の割合となっております。

最後に、5の圃場整備実施後の水利状況が悪い箇所への整備計画についてを答弁させていただきます。滑川町では、昭和40年代から圃場整備事業が始まり、現在までに約17の地区で工事が完了しております。古いものでは工事完了後40年を超える地区があります。このため、経年劣化により支障が出ている箇所があるのも認識しております。そのような箇所があった場合には、その都度、地元区長さんからの要望により対処してきた箇所も多々あります。

現在、圃場整備事業が終了した地域の多くで、多面的機能支払交付金を活用する組織が立ち上げられております。この交付金により簡易な修繕工事等が行えるようになっておりますので、多面的組織のある地域では修繕工事が計画的に行われてきております。しかし、多面的組織のない地域や、あっても簡易修繕ではなく、地域的に排水路を解消したいとなると、2回目の圃場整備事業の必要性や水路改修工事といったことも考えられます。

10年ほど前から埼玉県内では、過去に行われた小さな区画の圃場を大きな区画に変更する埼玉県型圃場整備事業を実施しております。この再圃場整備事業である埼玉県型事業は、事業採択をするには実施に関する要件もあるようですが、農家負担が少ない圃場整備事業のようでございます。産業振興課では、面的整備である再圃場整備事業や水路改修工事も含め、どういった方法で水利整理不良箇所の解消を行えるのかといった点についても、一緒に地域の要望をお聞きし、考えていきたいと思っております。

このような、地域的に解消したいといった要望等ございましたら、一度担当窓口にお越しいただき、協議していただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、再質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） いずれも丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思いますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

初めに、ふるさと納税について再質問をさせていただきます。地方交付税において減収額の75%は補填できるということですが、その全く逆で、例えば財政規模に対し寄附金が多過ぎる

ことが理由で多くが基金の具体的な使途とも決めないまま積み立てているという自治体があると聞きます。こういった寄附金の使途が明確でない、決まっていない、そのままで特に問題はないのか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、瀬上議員の質問に答弁させていただきます。

寄附金が多過ぎることが理由で多くの基金の具体的な使途を決めないまま積み立てている自治体があると聞きますけれども、寄附金の使途が明確でなくても特に問題とならないのかという質問の答えでございますが、近年のふるさと納税制度の人気の高まりにより、全国の自治体における寄附の受入れ実績額の合計は増加傾向でございます。また、受入れ実績額の上位の自治体の一部においては、議員ご指摘のとおり、その自治体の財政規模に対して多額の寄附金をいただくこともあり、この場合、寄附金を基金に積み立てるものの、その使い道が決まらず、基金残高が増加している自治体も全国にはあるようでございます。このように多額の寄附金が集まって、その寄附金を使い切ることができず、毎年、基金残高として積み上がっている状況については、寄附金を有効に活用できないという観点から、決して好ましい状況にあるとは言えません。やはりその使い道の明確化を図る必要があり、寄附者の意向に応じた事業が実施されるべきであると考えております。

町においてはふるさと納税によるまちづくり応援基金を設置し、いただいたふるさと納税は本基金に積み立てさせていただいております。本基金については、令和4年度末時点で1,095万3,088円の残高がございまして、滑川町においては過去のふるさと納税の実績額が少額であるため、他の自治体と比較してその基金残高が過大になっているとは想定しにくい状況でございます。今後のふるさと納税を活用して実施する事業を具体的に選定する中で、一定の金額を積み立てた時点で、本基金を取り崩すことにより寄附者の意向に応じた実施事業の財源としてふるさと納税を有効に活用させていただきたいと考えておりますので、よろしくお申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上委員、再質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。滑川町では目立った返礼品等がなく、寄附者が増加するという事は考えづらいものがあるわけですが、本来の趣旨から離れ、不公平感が非常に強いと私は感じております。ふるさと納税の実態は税収の奪い合いで、住民サービスの低下につながる可能性があることを寄附者も認識すべきであろうというふうに私は思っております。町として今後も一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

以上をもってふるさと納税の質問は終わりにさせていただきます。

次に、産業振興課長に再質問をさせていただきたいと思っております。先ほど④の質問の中で、休耕・耕作放棄地の割合の中で、町内における耕作放棄地面積が徐々にではあるが減少傾向にあるとの答弁をいただきました。誠に結構なことだというふうに思いますが、その減少傾向となった主な理由

について具体的に教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、瀬上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

感覚的な回答になってしまう部分も多々あるので、ちょっとご了解いただきたいと思うのですが、耕作放棄地を転用したことによる減少のほか、自主的な管理によって減少した箇所もあると感じております。それは、荒れていた農地がきれいになると、その周りの農地もきれいになっていきます。自分もそうなのですが、隣がきれいになるとやはりどうしてもこのままではまずいなというのがありますので、そういったことも働くのではないかなというような感じを思っております。

はっきりとこのようにすれば耕作放棄地解消に効果があるといったことはないような状況であります。産業振興課の職員や農業委員さん、または農地利用最適化推進委員さんと併せて、地域住民単位での地道な解消努力、これによるものだと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 瀬上議員、再質問願います。

○3番（瀬上邦久議員） ありがとうございます。親切、しかも丁寧なご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。私の質問は以上でございます。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、瀬上邦久議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日7日は午前10時に開会し、引き続き一般質問を行います。一般質問終了後、全員協議会を議場において開催します。また、全員協議会終了後、総務経済建設常任委員会を開催しまして、請願の審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦労さまでした。

（午後 2時18分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第239回滑川町議会定例会

令和5年12月7日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	大熊緩子

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第239回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位10番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問、よろしくお願いいたします。

私からは、まず第1に、子どもの命を守り、発達を保障する保育所や保育士支援の町の施策をとという課題です。愛知県から始まった、子どもたちにもう一人保育士をという運動が全国に広がっています。保育士の人数は子どもの年齢によって国が配置基準を決めています。ところが、4歳児、5歳児の子ども30人に保育士1人という基準ができたのは、敗戦直後、アメリカ占領下の1948年、75年前の基準です。ある保育園の園長さんとお話をする機会がありました。園では国基準より多く保育士を配置しています。事故が起きないように、子どもたちから目を離せません。お昼寝のときは、5分置きに息をしているかななどの安全確認。その中で、連絡帳の記入等事務作業も増えています。休憩時間が取れない実態です。この実態を改善しようという保育士や保護者の運動です。ようやく国は配置基準改善を盛り込みました。今回の改善策の1歳児、6対1から5対1、5、6歳児、30対1から25対1は、2012年、社会保障と税の一体改革のときの宿題によりやく取りかかった段階です。それも試案の段階です。いつになったら実現するのかという声も聞かれます。

このような保育園や保育士を町が支援し、子どもの命を守り、発達を保障するための施策を進めることが責務だと考えます。以下について質問します。

①、町独自の保育士の配置基準を設けること。

②、保育士確保のための支援を行うこと。

次に、国保税の大幅な引上げにつながる県の国保税統一に反対の立場をとという課題です。11月7日、埼玉県国保運営協議会は、2024年から6年間の運営方針を修正し、2029年度に完全統一を目指すとししました。この修正案を大野知事に答申することを決め、12月に知事が決定公表される見通しと報道がされました。

これまで、県は国保の準統一化を2027年までに行うとし、完全統一への方針については、直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいくとしていました。これに対し県民からは、国保税の引上げにつながる準統一は進めるべきではないなどのコメントが上がっていました。県は、修正案の撤回をすべきであり、県民コメント後の修正であれば、県民への説明責任を果たすべきではないかと思えます。

県の資料によると、準統一化の段階で町の国保税が大幅に上がります。特に世帯全員にかかる均等割が、医療分1万3,298円、後期高齢者支援分が3,651円、介護納付金分が3,942円の値上がりです。40歳から64歳の方、均等割だけで合計2万891円、141%の値上がりになります。こんな引上げに住民が耐えられると思えますか。今、住民の暮らしは、相次ぐ値上げで限界に来ています。

国保加入者は高齢者や失業者など4割以上が無職です。年収200万円以下の非正規労働者も増え、加入世帯の平均所得は1995年の230万円から2020年には136万円にまで下がっています。にもかかわらず上がり続ける国保税。この大きな原因は、1984年国保法改悪により、これまで45%だった国庫負担率が30%程度までに引き下げられたことによるものです。また、他の被用者保険にない国保税は、世帯人数にかかる均等割があり、応能割と応益割の比率が7対3から5対5に変更され、収入に関わらない保険税を増やしてきたことも大きな原因であります。これらの改悪を元に戻すことが求められています。この状況を踏まえ、町に次のことを質問します。

①、低所得者向けの減免制度を拡充し、所得を単身所得95万円以下から生活保護以上に引き上げる。

②、法定外繰入れの実施、国は法定外繰入れの解消を求め、町もそれに従っています。しかし、基金も減少し、保険税の大幅な引上げをせざるを得ない段階で法定外繰入れは必要です。国が繰入れ解消を要求することは自治権に抵触するものです。

③、均等割の減免制度を拡充してください。

④、県の国保の統一化をやめるように、また急ぐべきではないと改めて意見を述べてください。県の国保税統一化は、基礎自治体の主体性を奪うことになり、国保税だけでなく、保健事業や減免なども統一化され、その地域に即した事業ができなくなります。地方自治の本旨である住民の福祉向上を基本に取り戻し、国保制度の再構築を図るべきだと考えます。

次のテーマは、国連決議の支持と日本政府に停戦を求める行動を。国連総会は10月27日、パレスチナ自治区ガザ地区の情勢に関して緊急特別会合を開き、持続的な人道的休戦を求める決議案を、

121か国の賛成で採択しました。決議は、全てのテロ行為や無差別攻撃、挑発行為、扇動行為、破壊行為など、パレスチナとイスラエルの民間人を狙った全ての暴力的行為を非難し、①、敵対行為の停止につながる、即時、永続可能かつ持続的な人道的休戦を求める。②、全ての当事者に対し、国際人道法及び国際人権法を含む国際法の下での義務、ガザ地区で必要とする全ての民間人に必要不可欠な物資やサービスが届くよう人道的アクセスを可能にし、促進することを要求する。③、不法に拘束されている全ての民間人の即時かつ無条件の解放を求め。④、この地域における暴力のさらなる不安定化とエスカレートを防ぐこと。全ての当事者に最大限の自制を求め、当事者に影響力を持つ全ての人々に対し、この目的に向けて努力することなどを求めています。

グテーレス国連事務総長は、パレスチナ自治区ガザの悪夢は人道的危機を超える人間性の危機だとして、改めて停戦の必要性を訴えました。ガザでは連日何百人もの子どもが殺害され、負傷しているとして、ガザは子どもの墓場と化しつつある。保育器の中の新生児や生命維持装置に頼る患者が命を落としかねないと警鐘を鳴らしました。

町は、この人道的な危機と言われる事態を受け、次の行動を起こすべきと考えます。①、国連総会決議への支持を表明すること。②、日本政府に全ての当事者が国際人道法、国際人権法など国際法の遵守を求めることやイスラエルとハマスの双方が一日も早く停戦を行うことを求めること。

次が、公共施設の長寿命化計画から切り離されたコミセン建設の理由と長寿命化計画の進捗状況はこのテーマです。町は41の公共施設について、法定耐用年数より長い日本建築学会が発表した建築物の耐久計画に関する考え方に基づく目標使用年数を示しました。それによると、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造は50年を80年に、鉄骨造を38年から80年に、軽量鉄骨造を30年から50年に、コンクリートブロック造を41年から80年に、木造を24年から50年に長寿命化させるとしています。そのため、建物を長期的に使用していくには、損傷等が発生した後に修繕を行う事前保全型管理から、計画的に保全や改築を行う予防保全型管理へと転換していくとしています。そのため、点検、診断の必要性、劣化度に合わせた優先順位づけと計画を定めています。最も劣化度が高いグループに23棟挙げて、早期に大規模な修繕を図る必要があるとしています。ここには総合体育館、文化スポーツセンター、滑川中学校室内運動場、福田小校舎、宮前小校舎、コミュニティセンターなど多くの人や子どもたちが利用する施設も含まれており、対策を急がなければならないと思います。

また、この計画は従前の計画から比べると、年間にかかる経費が個別施設で年間2億4,000万円、学校施設で年間3億3,200万円必要とされています。これは、個別施設13%、年間3,300万円、学校施設で14%、年間5,300万円も削減するという計画であり、町の財政にとっても有意義な計画であることは明らかです。町は、この計画とコミュニティセンターの建設計画を切り離すとしていますが、理由が明確ではありません。その理由をお尋ねします。

また、公共施設個別施設計画の進捗状況についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、子どもの命を守り、発達を保障する保育所や保育士支援の町の施策をについてを木村福祉課長に、質問事項2、国保税の大幅な引上げにつながる県の国保税統一に反対の立場をについてのうち、①、低所得者向けの減免制度の拡充についてと、③、均等割の減免制度の拡充をについてを島田税務課長に、質問事項2、国保税の大幅な引上げにつながる県の国保税統一に反対の立場をのうち、②、法定外繰入れの実施についてと、④、国保制度の統一化についてを會澤町民保険課長に、質問事項3、国連決議の支持と日本政府に停戦を求める行動をと、質問事項4、公共施設の長寿命化計画から切り離されたコミセン建設の理由と長寿命化計画の進捗状況はを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問のうち、質問事項1、子どもの命を守り、発達を保障する保育所や保育士支援の町の施策をについて答弁申し上げます。

初めに、現在の国の保育士配置基準につきましては、保育士1人が受け持てる子どもの人数、ゼロ歳児が3人、1、2歳児は6人、3歳児は20人、4、5歳児は30人となっております。これに対しまして、政府の異次元の少子化対策のたたき台で、保育士の75年ぶりの配置基準改善が明記され、見直し案では1、2歳児を5人、4、5歳児を25人にという案が示されております。一方で、担当大臣からは、配置基準そのものの改定を改めて規定し、基準を引き上げると全施設で基準に見合う保育士を確保する必要が出てきて、保育現場に混乱が生じる可能性があるなどとして、保育士を手厚く配置した施設に運営費を加算して支給する方式で対応するとも説明があったところでございます。こちらにつきましても、議員ご指摘のとおり試案の段階ではございます。

現在、滑川町の認可保育所では、国の配置基準に加え、埼玉県による1歳児担当保育士雇用費の補助を受け、配置基準の6名を4名とし、児童1人当たり月額2万円の補助金の交付を受けている保育所は町内で7園ございます。また、3歳児の保育士さんも、配置基準20人を拡大し、15人とした場合、配置改善加算を委託料と合わせて運用している保育所も7園となっております。町内の認可保育所及び認定こども園において、児童人数に対する保育士の人数については、ほぼ配置基準どおりとなっておりますが、各園とも保育士の人数がぎりぎりの状態となっており、苦慮しているところでございます。

ご質問①の町独自の保育士の配置基準を設けることにつきましては、事業が単独事業となり、財源の確保が必要となります。また、政府の示したとおり、各施設で基準に見合う保育士を確保しなければならない別の問題も生じ、町内の認可保育所にとっても悩ましいところではないかと考え、独自の配置基準を設けることは、現在のところ想定しておりません。

次に、ご質問②の保育士確保のための支援につきましては、埼玉県による保育士確保支援施策が

数多くございます。保育士養成学校に在学中の方に対して、保育士奨学資金を貸与する事業につきまして、こちらの奨学金の返済については、県内の保育所に5年間勤務されれば返済免除となる制度となっております。また、新卒保育士就職準備貸付金といたしまして20万円を貸与し、こちらでも2年間勤務で返済免除となります。

復職支援プログラムといたしまして、復帰に向けての最新知識やスキルを学ぶこともできます。保育料の支援といたしまして、その半分貸与し、こちらでも2年勤務で免除となります。保育士宿舍借り上げ補助金事業といたしまして、保育所が保育士の宿舍を借り上げた場合に補助をいたします。また、保育士・保育園支援センターによる様々な相談支援を実施しております。さらに、保育士就職フェアの開催を行い、保育士確保を目的とし、保育所のPRの場も準備をされているところがございます。これらの支援メニューを各保育所に周知をしながら、ぜひご利用いただくよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問、質問事項2、国保税の大幅な引上げにつながる県の国保税統一に反対の立場をのうち、①と③のご質問に答弁させていただきます。

初めに、①の低所得者向けの減免制度を拡充し、基準を単身所得95万円以下から生活保護以上ににつきましては、均等割額の軽減につきましては、令和5年度より5割軽減を71万5,000円から72万円以下に拡充し、2割軽減を95万円から96万5,000円以下に拡充しております。

次に、③の均等割の減免制度の拡充につきましては、令和4年度に未就学児の均等割を半額とする改正を行っており、また令和6年1月から産前産後期間の均等割及び所得割減免を内容とする条例改正案を今定例会での上程を予定しております。これらの改正は法令の改正に伴い、町の条例を改正したものでございます。軽減や減免制度の拡充は、これまで各市町村から埼玉県国保協議会へ要望し、また全国町村会や全国町村議会議長会からも国へ要望されております。今後も国民健康保険の財政基盤の拡充、強化のため、国庫負担割合の引上げなど、さらなる財政支援を要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員の質問事項のうち、質問事項2、国保税の大幅な引上げにつながる県の国保税統一に反対の立場をのうち、②、④のご質問に答弁いたします。なお、両方の質問に共通するところもあり、重複した内容となるところもありますので、ご容赦いただきたいと思います。

最初に、②、法定外繰入れの実施についてですが、国民健康保険に加入している方の傾向として、他の医療保険と比較して高齢者が多いことから医療費水準が高額となりがちであり、かつ所得が少ない離職された方々や無職の方々も多く加入しており、財政基盤としてはかなり脆弱であるといえます。今後は、さらに社会保険の適用も拡大される予定なので、さらにこの傾向は強まっていきます。

本来は医療費の支払いをはじめとした国保事業の運営費を保険税によって賄うことが健全な考え方ではありますが、それではあまりにも高額な保険税を設定することとなり、そういった保険税を抑制するために、国や県からの負担金等のほかに町の一般会計からも一定の決まりの下に財源をいただいております。これが法定繰入れと呼んでいるものです。しかし、それでも財源が不足する場合や、保険税を抑制するために町が独自に財源を補い、国保財政を支えることがあります。これが阿部議員がおっしゃる、いわゆる法定外繰入れと言われるものです。この法定外繰入金については、赤字補填分として扱われております。本来、加入者の保険税で賄うべき財源を国保被保険者以外の方の税金を一定の決まり以上に充当することになりますし、多額の繰入れは一般会計をも圧迫することになり、これまでこれを予算計上したときに町民の理解を得ることは難しいと考えてきました。

現在、滑川町においては、この法定外繰入れは行っておらず、財政上は健全な運営ができていることと考えており、一般会計を圧迫し、町民の方の理解も得にくいと思われる法定外の繰入れを行うことは考えておりません。しかしながら、医療費は上昇を続けており、国保の基金も財源を支えるだけの蓄えも不足しており、さらに令和9年以降は県内の保険税率を統一するために税額を上げなくてはならないため、9月議会の全員協議会でも状況をご説明したとおり、今後の税額について国保運営協議会においても検討している最中であります。

阿部議員ご質問の趣旨が、国保運営のために一般会計を積極的に利用しなさいと後押ししていただくご意見であれば非常に心強いものではあります。残念ながら、これは逆に国保税率をさらに上昇させる結果となる構造も含んでおるため、よほどの理由がなくては実施に踏み切るわけにはいかないものと考えております。

また、そして、国保の財政状況を心配してのご質問でもあると理解させていただいております。医療費負担をはじめとした経費上分を国保税収入にウエートを置き過ぎるのは、先ほど申し上げたとおり、加入者の構造上の特性も考えるとかなり難しくなっているのではないかと感じております。法定外の繰入れといった手段を市町村が選ばなくていいように、これまで以上に公費負担を拡充してもらえよう、県や国に対して要望を上げていきますので、現状での判断にはご理解いただきたいと思っております。

次に、④、県の国保の統一化をやめるように、また急ぐべきではないとのご意見についてですが、国保税率の統一化については、令和2年12月に策定された第2期埼玉県国民健康保険運営方針において計画が示されております。令和6年度から市町村ごとの納付金額の算定基準が統一されます。

次に、令和9年度に完全統一の前段階として、収納率格差以外の項目を統一します。そのために各市町村は、収納率の向上や法定外繰入れの解消といった課題解消に向けた取組を行うこととなります。税率も、県が算出している標準保険税率まで引き上げることとなります。県に納める納付金を賄うためにはこの税率での課税が必要となります。その後、令和12年度を目標に各市町村間の収納率格差をさらに想定範囲まで縮めたところで完全統一を実施する計画となっており、これをもって県内において世帯構成や所得状況が同じであれば、基本的には県内のどこの市町村に住んでも同じ保険税率で国民健康保険に加入できることとなります。

現在策定中の第3期埼玉県国民健康保険運営方針でも同様の考え方を踏襲し、進めていくことになっております。この第3期運営方針の策定については、市町村側より国保財政基盤強化について、国への働きかけを期待することや、保険料水準の準統一時期を再検討してほしいなどの意見も出されております。県民コメントとしても、国保負担の増額や保険税引上げ反対、市町村の法定外繰入れや県の一般会計からの繰入れによって保険税を引き下げてほしいといった保険税に関する意見が寄せられておるところでございます。既に財政運営の責任主体が平成30年度に県に統一されておりますので、国への働きかけであったり、我々市町村がこれまで基金の積立てや一般会計からの赤字補填などで税率を抑制してきた努力を、今度は県が代わってしっかりやっていただきたいという思いでいます。

また、保険制度は国の政策でもあるわけですから、安定した運営と税額の抑制のためにも、さらなる公費負担、特に国費の増額について期待するところでもあり、町としても、場面、場面において要望を行っております。

現に各団体からも要望が上がっております。例えば行政側からですと、埼玉県をはじめ埼玉県国保協議会の各地区ブロック、全国知事会、全国町村会などから、議会側からも全国町村議会議長会などから様々な団体単位で提言や要望といった形で、国への意見を届けております。これら多くの提言、要望の内容を見ると、共通の課題として挙げられている主なものは、国の財政負担の在り方や公費増額に関するもの、各種保険制度の統一といったものであります。

大塚町長も、県の会議の場において、既に問題を提起する発言をしていただいております。担当としても、県からの調査などで意見や提案を述べる機会には、税率の見直しや国費投入の拡充についての意見回答を上げております。今月中には県において国保運営に関する市町村からの意見を集約し、その後、2月をめどに県から総務省へ提出することになっており、こちらへもしっかり答えたいと思っております。その後は国の議論の場で十分に実情を勘案していただき、真に国民皆保険制度としての役割を果たす手だてを考えていただきたいと期待しております。

今後、国や県が私たちの提案、要望をどのように酌み上げていくかは想定できませんが、決められた現在の計画に沿った準備をしていかななくてはならないことはご理解いただきたいと思っております。また、今後も引き続き現状を訴える手段ができた際には、できる限り活用したいと考えております。

ことも併せてご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項3、国連決議の支持と日本政府に停戦を求める行動をでございますが、一括して答弁をさせていただきます。現在、パレスチナ自治区において起きているイスラエルとハマスの紛争に対し、国連総会の決議では、人道的な休戦、人道回廊の設置、違法に拘束されている民間人の即時解放を求めることなどが採択されています。町としても、人道的な観点から早急に停戦がなされることを望んでおります。しかし、この問題は国際的な問題であり、国も停戦に向けて外交努力に努めていることと存じますので、町としては国の動向に注意してまいります。

次に、質問事項4、公共施設の長寿命化計画から切り離されたコミセン建設の理由と長寿命化計画の進捗状況はでございますが、文化振興と生涯学習施設の拠点整備は、第4次総合振興計画から位置づけられている事業でございます。途中、総合体育館や図書館との複合化について検討された時期もございましたが、現在の第5次総合振興計画においても、文化振興と生涯学習施設の整備は重点施策として位置づけられております。

一方、議員のご指摘のとおり、財政負担軽減の視点から、公共施設個別施設計画の中で、滑川町中央公民館であるコミュニティセンターの長寿命化についても検討されております。当計画では、令和7年度に約3億6,400万円のコミュニティセンター本体に係る長寿命化対策工事が計画されております。また、総合振興計画での位置づけもあるため、コミュニティセンターの今後の方針として、複合施設建設の検討状況を見据えながら計画的な修繕、改修等による長寿命化について検討していくものとしております。

一般的に長寿命化対策工事のメリットとすると、躯体を生かした財政負担の軽減が挙げられます。デメリットとすると、施設の構造自体は変わらないため間取りの変更が難しく、耐震化もされないということが挙げられます。現在の施設は昭和54年に建設されてから44年経過しており、この間、町民の活動内容も変わりつつあります。活動によって利用が集中する部屋と、ほとんど利用されていない部屋があるのが実情でございます。また、今後、さらに多様化が進む町民ニーズに対応できる施設が求められています。さらに、施設の老朽化が進んでおり、簡易補修では直せない箇所が出てきています。特に給排水管や空調設備の更新は喫緊の課題であり、今後も使い続けるとなると大きな改修工事が必要となります。また、旧耐震基準で建てられているため、いざというときに避難所として利用できない可能性がございます。財政的な状況と施設の役割を考え、複合化施設から切り離し、滑川町中央公民館であるコミュニティセンター単独で整備する方針でございます。

また、公共施設個別施設計画につきましては、町内41の公共施設を対象に、公共施設の維持コス

トの縮減及び財政負担の平準化を図るための計画として令和3年3月に策定いたしました。本町が所有する公共施設の多くは老朽化が進んでおり、これらの公共施設について、これまで対症療法的に行われてきた自然保全型の在り方を見直し、点検、診断に基づく計画的な予防保全型に切り替え、施設の長寿命化を行う計画となっております。また、計画期間については令和3年度からおおむね40年間を設定し、施設整備の方針については、施設の劣化度や築年数に応じてその優先度を決定しております。

現在の計画の進捗状況でございますが、特に計画策定後の令和3年度から5年間における実施計画を本計画において定めておりますが、この計画書どおりに進捗していないというのが実情でございます。その理由といたしましては、計画書内にも記載がありますが、あくまでも本計画については財源の確保できることを想定した計画でございますが、この間、新型コロナウイルス感染症の流行や社会情勢の変動等の理由により他の優先すべき課題も多くあり、優先性や緊急性を考慮すると、計画事業への財源の確保は困難であったということが大きな理由でございます。本計画については、計画策定時から町が置かれている状況も変化していることから、必要に応じ計画内容の見直しを図りながら、引き続き公共施設の総合的な管理に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ご答弁ありがとうございます。

まず最初に、福祉課についてなのですが、独自の配置基準については、やる気ないということ分かりましたが、保育士確保の件なのですが、おっしゃったように、埼玉県、いろんなメニューを持っていて、特に就職準備金貸付けという20万円の制度がありますけれども、これについては、5万円を、要するに県がというか、県の社協が出すのですけれども、15万円なのです。残りの5万円は町や自治体が出すと。もし、町、自治体が出さない場合については、保育園が出さなくてはいけないというふうになっているのですけれども、これは、うちの町はやっていないと思うのですけれども、これについてのお考えをお聞きします。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の再質問に答弁申し上げます。

こちらの新卒保育士就職準備金貸付けにつきましては、議員ご指摘のとおり5万円を負担ということで、保育事業者が20万円のうち5万円が負担となっております。この事業につきましては、現在滑川町では実施をしておらないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問お願いします。

○5番（阿部弘明議員） ぜひ検討して、これは今年度中に、要するに来年保育士になる方も含めて、

準備金、出ますので、1人5万円ですから、何人いらっしゃるかわかりませんが、そんなに大きな予算になるとは思いませんから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続いて、税務課のほうなのですけれども、条例改正を今検討しているということですが、具体的な中身について教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

産前産後期間の均等割、所得割、免除がございます。これにつきましては、今定例会で上程を準備しておりますけれども、1人妊娠されたときには4か月分を減免いたします。それから、複数妊娠されているときにつきましては6か月間減免という形になりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今には国の改正に基づく条例改正だということで、町独自の、要するに減免制度、減免条例をつくっていただきたいというのがお願いなのです。先ほど町民保険課長のほうからは、赤字補填については基本的には、いわゆる法定外繰入れは解消すべきとして国も言っているわけなのですけれども、これは仙台市なのですけれども、仙台市では、3割減、これを18歳未満均等割全て3割減ということをやっているのです。例えば、今、就学前の子どもについては均等割半額になっているわけなのですけれども、これについては、これプラス3割減ですから8割減になる。続いて、低所得の場合については7割減というのがありますけれども、これを3割減入れると、均等割ゼロというふうになる。こういったような町独自の条例による改正、軽減とか減免措置については、これは国も認めているのです。そういったようなことを検討していただきたいということなのです。これはぜひよろしく願いしたいというふうに思います。それについていかがでしょうか。国保年金、よろしく願いしたいのですが。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

現状では、いろんな形で市町村が知恵を絞って、政策的な面も含めて、なるべく税額を抑える、そういう手段を取っていると思います。私も勉強不足で大変申し訳ないのですが、今、仙台市の例を挙げていただいたのですが、恐らくこちら国も言っている以上に減額をしているということになると、政策的な範疇に入ると思います。これも、ある意味では法定外の繰入れという範疇に入ってくるのかなと、私としては認識しております。

これが令和9年度には準統一を迎える、今の計画では迎えるということで、さらには完全統一に

向けて動いているときに、県内で、先ほども私答弁させていただきましたけれども、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料を払う。こういう趣旨でいくと、それぞれの市町村の単独の色合いでもって、同じ税率であっても払うお金が実際には違ってきてしまうということになると、これから外れていってしまうということで、その辺はこれからどのようにしていくのかということも含めて、まだ時間があるので、協議、あるいは中によっては提案、意見ということで出されている中で、ある程度の決着点は見えてくる可能性はあると思いますけれども、現時点での考え方としては、そういうことですので、完全統一に向けてはなかなか難しい課題ではないのかなと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願ひます。

○5番（阿部弘明議員） この国保税については、基本的に市町村が運営していたものについて都道府県化されて、それがこういったような形で、要するに全て統一していくような流れをつくって、そして国保税の引上げがどんどん、どんどん行われるというような流れにはまってしまっているのですけれども、しかし、やれるところについては本当に、例えば完全統一に向けても、しかし各自自治体でやれることはやっぱり追求していただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、総務政策課のほうなのですけれども、もう一度お聞きしたいのですけれども、この個別施設計画について、予定どおりは行っていないというようなご回答だったのでしたけれども、要するに予定どおり行わなくてもいいというような感じで今までしているのですか。それとも、なるべくそういう方向で進めたいというふうにやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

計画どおりに進めていくという予定でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな社会情勢の関係で進捗状況がなかなか進んでいないというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願ひます。

○5番（阿部弘明議員） それであれば、なぜコミセンだけを外して、コミセンの新築だけを取り上げていくのか。私はそれが不思議なのです。財源がないと言いながら、財源のかかるやり方を追求していく。それによって、コミセンの建設によって、ほかの施設の改善計画というのはもっと遅れてしまうということではありませんか。どうですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

現在のコミュニティセンターにつきましては、老朽化が著しく、また設備等が古いです。また、公民館という機能も果たすべく、町民の文化活動、地域活動の拡大、また防災の面からも災害の安全確保という点から切り離してコミセンをしていくというふうに考えてございます。また、これによって、ほかの施設の整備が遅れるということは重々承知しております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、残り時間僅かですので、まとめに入ってください。

○5番（阿部弘明議員） 今、発言聞いて驚いたのですけれども、要するにほかの施設は遅れてもいいから、改善については遅れてもいいからコミセンだけはやるというようなお考えなのかということなのです。本当にそれでいいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 時間が切れましたので、阿部議員の質問を終わらせていただきたいと思えます。

○5番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。

休 憩 （午前10時53分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（吉野正浩議員） ここで、ただいまの阿部議員の一般質問に対する答弁について、篠崎総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議長のお許しをいただきましたので、先ほどの阿部議員の答弁について訂正をさせていただきます。

先ほどは時間のほうがなくて、言い訳ですけれども、慌てて答弁をいたしました。したがって、言い方を間違えましたので、訂正させていただきます。

他の公共施設についても計画のとおり進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） ただいま篠崎総務政策課長からの訂正がございました。

会議規則第64条の規定によりまして、会期中に限りまして発言を取り消すことができますので、

議長においてこれを許可します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（吉野正浩議員） 一般質問を続けます。

通告順位11番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず1、滑川中学校の自転車通学について。2023年9月6日、滑川町中尾の町道で、中学1年生女子生徒が自転車で通学中、ワンボックス車にはねられ、生徒は頭などを打ち、重傷となる事故がありました。このような事故を防ぐための対応を伺います。

①、ヘルメットについてです。女子生徒がかぶっていたヘルメットは、サイズ調整ができず、女子生徒はぶかぶかで、中にスポンジを当てて着用している状態でした。生徒はヘルメットを着用して自転車に乗っていましたが、ヘルメットは事故の際に飛ばされてしまいました。滑川町ではヘルメットを無料配布しています。このヘルメットをサイズ調整が可能で装着しやすいタイプに変更すべきと考えます。検討されていますでしょうか。

②、この女子生徒は小柄で、またふだん自転車につける荷物が重く、自転車を運転する際は荷物がハンドルが取られ、運転が困難という感じられる場面もある中で自転車通学を行っていたそうです。生徒が持参しなければいけない学用品は、2学期が始まるために、ふだんより多く、かなり重い状態でした。通学する全ての日について、通学時に運ぶ学用品を減らす取組が必要です。特に学期始まりや学期終わりの荷物について、必要最小限の持ち帰りとし、学校保管を可能とするなど、対策をお聞かせください。

2、町の公共施設計画と利用状況。コミュニティセンター施設整備計画に当たり、現状の施設利用状況等を調査した上で整備計画をつくることは必須の過程と考えます。

①、現在、町民がサークル活動等で借りることができる各施設の部屋について、稼働率を伺います。体育施設を除いたコミュニティセンター、エコミュージアムセンター、図書館、保健センター等の利用可能スペースと個々の稼働率を教えてください。

②、今年11月1日から3日にかけて行われた滑川町文化祭の出展団体、展示数は、以前よりも減っています。コロナ禍での活動停止、高齢化が要因で活動の継続ができない団体が多くあります。また、活動を継続している団体でも、高齢化による活動の継続には悩みを抱えている状態です。施設を新しくすることで活動団体数が戻ってくるとお考えでしょうか。

3、子ども家庭総合支援拠点の業務と（仮称）滑川町福祉センター。（仮称）滑川町福祉センターには、子ども家庭総合支援拠点が入ります。相談件数が増えており、現状の業務場所ではスペースが足りないため新施設が必要とのことでした。子ども家庭総合支援拠点の業務について伺います。

- ①、在庁し課内デスクで行う仕事と、訪問や会議等で外出して行う仕事の割合を教えてください。
- ②、連携する課で、日常的にやり取りをする主要な課を教えてください。
- ③、要保護、要支援児童等の機密性の高い資料の保管方法について教えてください。

4、子ども第三の居場所とこども基本法。子ども第三の居場所を新築する計画についてお聞きします。前回9月議会で、対象者は小学1年生から中学3年生であり、様々な事情から教育環境に課題を抱える家庭の子どもたちで、申込みに基づき必要が認められた場合に利用できるということでした。車での送迎を行い、在所時間中は学習支援等を行うとのことでした。

対象者について、B&G財団のモデルケースでは、学童保育と併設することで利用者の多様性を確保する運用方法が示されています。現在、滑川町が計画しているやり方ですと、子ども第三の居場所利用者は、要保護、要支援児童及び教育環境に課題を抱える家庭の子どもたちとなり、学校から施設、施設から家庭へと車送迎となります。これは、対象者を囲い込み、地域から切り離すこととなります。福祉課の言う地域全体で子どもや家庭を支援する環境を提供することから離れていく仕組みと考えます。

①、学校からも家庭からも離れた役場隣接地において、どのように地域全体で子どもを支援する環境を提供するのか。地域の意味を明確にして説明してください。

②、こども基本法第11条には、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあります。子どもの意見表明権が示されています。子どもの施設を造ることは、子ども施策を実行することにほかなりません。子どもの意見を聞かず、養育者となる町民の意見を聞かずに本施策を進めることは、こども基本法に反すると考えます。この点について、町の考えを説明してください。よろしくお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、滑川中学生の自転車通学についてのうち、①、ヘルメットのモデル変更についてを総務政策課長に、質問事項1、滑川中学生の自転車通学についてのうち、②、通学時の学用品の持ち運びについてと、質問事項2、町の公共施設計画と利用状況についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項3、子ども家庭総合支援拠点の業務と（仮称）滑川町福祉センターについてと、質問事項4、子ども第三の居場所とこども基本法についてを木村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、滑川中学生の自転車通学のうち、①、ヘルメットをサイズ調整が可能で装着しやすいタイプへ変更できないか、検討されているかでございますが、現在、多くの中学生が通学の際に使用しているヘルメットは、滑川町から無償配布したものではなく、滑川町交通安全対策協議会よ

り中学校への入学祝い品として贈呈をいただいたものです。ヘルメットについては、産業用、乗車用、自転車用があり、当該協議会において贈呈いただいている自転車用ヘルメットについては、使用者自身が転倒または衝突した際に頭部を保護することを目的としているため、衝撃吸収性能、あごひも延長強度、脱げにくさなど、使用条件に合わせた性能値をクリアしているSG基準、製品安全協会が定める規格に適合したものとなっております。

ヘルメットの配布については、小学校を通して注文書を配布し、サイズの選択、MもしくはLをしていただき、中学校入学前に配布をしております。現在のヘルメットのサイズ調整は、ヘルメット内に頭に密着させるためのスポンジが入っています。これは脱着式となっておりますので、頭の形や成長に合わせて調整することができます。また、装着についてもあごひもを調整し、適切に使用することで密着性が高まり、安全性がより向上します。

学校においても、日頃の安全指導の中でヘルメットのかぶり方なども周知徹底されています。現在のヘルメットの安全性能、機能については基準適合品であり、問題はないと考えます。より安全性能や機能が高い製品もあるかと思いますが、ヘルメットの選定は当該協議会にて行っているため、ご意見があったことを伝えていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の1、滑川中学生の自転車通学の質問2について答弁いたします。初めに、ご質問の中で、このような事故を防ぐための対応ということですので、答弁については、今回の事故を直接対象としたものではなく、自転車事故への一般的対応ということでお答えをさせていただきます。

児童生徒の携行品に係る配慮については、平成30年9月6日付事務連絡による文部科学省からの通知を踏まえ、本町でも児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学時の負担など、学校や地域の実態等を考慮して、各学校において判断し配慮しております。

中学校においては、教科書等の学用品の持ち帰りについてを以前確認した際、家庭学習に必要なもの以外は持ち帰らず、学校のロッカー等へ置いていくように指導しており、それは現在も継続して行っております。その上で、生徒自身が家庭での学習計画を考慮し、その必要性に応じた持ち帰りをするとともに、部活動等での荷物や自身の体力等を自ら考え判断して、分割しての持参、または持ち帰りを行うことで各自工夫して通学時の負担軽減を図っています。

特に学期初めや学期終わりは、上野議員のおっしゃるように荷物が多くなりがちですので、少しでも負担が軽くなるように、学用品等の持参、持ち帰りについては日を分けて計画的に行うように指導しています。また、長期休業明けの課題等の提出についても、提出期限を科目ごとに変更する

などの工夫をしております。

通学時の荷物については、体格や体力に個人差があるため、同じ重さであっても負担に感じる、感じないは、人によって変わりますが、当然荷物が軽いほうが生徒への負担は少なく、自転車の運転にも余裕が生まれると考えます。今後も通学時の荷物が過重となり、生徒たちの負担とならないように、これらの対策を継続するとともに、見直し、検討を続け、さらなる対策等を模索しながら、自転車事故の防止、低減を図っていきたいと思います。

続いて、大きな質問の2番、町の公共施設計画と利用状況についての質問1、町民がサークル活動で借りることのできる各施設の部屋の稼働率について答弁をさせていただきます。

初めに、コミュニティセンターですが、施設管理については総務政策課にて所管しており、シルバー人材センターによる指定管理者制度により実際の管理業務を行っています。利用人数については把握しているそうですが、各部屋の稼働率等については把握していないということでした。

今回のご質問によるコミュニティセンターの各部屋の稼働率については、教育委員会で把握しているコミュニティセンターを利用しているサークル等団体のうち、定期的に活動している団体の活動計画より各部屋の稼働率を推計しています。実際の稼働率とは若干相違があることをご承知おきいただければと思います。コミュニティセンターを利用するサークル等団体は、現在60団体あります。これはお互いに譲り合い、配慮しながら活動する部屋と時間を決めて活動していただいております。利用可能な部屋は、大集会室、和室、コミュニティ集会室、談話室、ふれあいルーム、第1会議室、第2会議室、調理室の8部屋となります。使用時間については、午前、午後、夜間の3区分になりますので、1日3こまという形になります。

稼働率ですが、1か月単位で推計し、月曜日から日曜日まで毎日3こまで1週間ありますので、21こま。4週間で1か月という形で推計し、84こまとし、各部屋における84こま中の活動計画の有無、これをカウントして稼働率を算出しています。推計の結果、サークル団体等の使用による稼働率ですが、大集会室の稼働率が最も高く48.8%、次に和室で23.8%、続いて第1会議室が22.6%、次にコミュニティ集会室が21.4%、第2会議室が11.9%、ふれあいルームが10.7%、談話室が4.8%、調理室はゼロ%となっています。なお、実際の稼働率は、先ほどお話ししたとおり不定期に使用する団体があったり、スポット的に使用する個人の方もいらっしゃったりしますので、もう少し高い数値になるかと思われます。

次に、エコミュージアムセンターですが、一般の方が予約し使用できる部屋はセミナーハウスのみとなります。今年度の数値で、11月21日時点ですが、開館日が182日ありました。これに対してセミナーハウスの利用日が70日ありましたので、38.5%となります。内訳としては、社会福祉協議会で開催しています、いきいきサロン、こちらが55日で30.2%、その他の団体利用が15日間で8.2%となっています。

最後に、図書館についてですが、上位法である図書館法や図書館運営規則により図書館奉仕のた

めに図書館資料や施設の活用、事業の実施等を行うことが規定されておるため、現在、一般の方に貸出しして利用できる部屋がございませんので、稼働率については該当なしということになります。

続いて、質問の2番、コロナ禍での活動停止、高齢化が要因で活動できないサークル等の団体について、施設を新しくすることで団体数が戻ってくるかということのご質問に答弁をさせていただきます。滑川町文化祭の出展団体、展示数については、令和元年度の24サークルから令和2年度には7サークルと大きく減少しています。これは、コロナ禍により作品等の出展団体を希望するサークルのみに限定したことが大きな要因ですが、コロナ禍により活動を縮小、制限した団体が多くあり、希望するサークル数も少なかったためだと推察をしています。しかし、その後は参加サークルも年々増加し、昨年度は出展範囲を拡大し、希望サークルと福祉施設、今年度は希望サークル18団体と4つの福祉施設、また個人も18名の参加となり、少しずつ出展数が戻りつつあります。

コロナ禍によりサークルの活動には様々な制限がかかり、活動維持には厳しい状況でしたが、この間も滑川町文化祭は途絶えることなく開催し続け、サークルの方々の思いにより町の文化の火をともし続けています。

また、上野議員のおっしゃるとおり、平成30年度をピークにサークル団体数は減少しています。平成30年が83団体、令和5年度は、先ほど話したとおり60団体となっています。この要因は、サークル参加者の高齢化や、コロナ禍をきっかけに活動が縮小、収束したものであると推察しております。

この課題解決のため、先日、馬場教育長も内田議員のご質問に答弁をしておりましたが、サークル活動を様々な形でアピールし、サークル団体の活性化を図っております。この2年間、町内回覧にて各サークル団体を紹介し、メンバーを募集してきましたが、さらに今年度からはコミセンのロビーにて月ごとに各サークルの作品を展示する常設展示を行ったり、夏にはサークル活動の体験会を開催し、各団体での活動を実際に体験していただき、各団体のメンバー拡大を図っております。

また、公民館教室についても、時代とともに変化する多様なニーズに対応できるよう様々な分野からテーマを選択して企画をし、多くの人々の体験していただく機会をつくったり、また教室の点検を通して、興味、関心を持っていただいた方に対してサークル団体設立の支援をしたりすることで、サークル活動が発展していくよう努めております。

このような取組と併せて、公民館としての機能を併せ持つコミュニティセンターを新設するに当たり、既存の機能を向上させること、新たな設備が備わること、使用可能な部屋の利便性を高めることなどが実現されれば、既存のサークル団体や新たに設立されたサークル団体が、より活動しやすい施設となり、サークル活動の活性化、団体数の増加につながっていくことが期待されます。

また、コミュニティセンターを新設することで、新たに活動拠点とする団体が出てくることで、利用団体数が増える可能性もあると考えます。新たなコミュニティセンター及び中央公民館が既存の機能向上、新たな設備の設置、利便性の向上などにより、文化の振興と生涯学習の学びの場とし

ての様々な方々が活発に活用されるとともに、円滑な施設運営によりその設置目的を十分に果たすことで、さらなるサークル活動の充実が図れるものと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

初めに、質問事項3の子ども家庭総合支援拠点の業務と（仮称）滑川町福祉センターについて答弁申し上げます。ご質問の①、在庁し課内デスクで行う仕事と、訪問や会議等で外出して行う仕事の割合につきましては、1日の就業時間のおおむね3分の2以上は、2名の支援員のうち、どちらかが外出しております。また、どちらかが在庁し、相談通告受理の対応ができる体制を取っておりますが、緊急かつ重大な案件が発生した場合については2名での対応もごございます。現状、各学校園及び保育所、放課後児童クラブ、さらにはご家庭への訪問が多くなってきております。また、相談に際し、プライバシーが確保できる決まった相談スペースが常時確保されていないため、随時、その都度場所を確保しながら対応している状況でございます。

4月から11月までの支援員の外出の状況でございますが、新生児訪問、育児相談、養育相談、安全確認、児童相談所同行等の訪問及び出張につきましては延べで41回、学校訪問、母子保健事業等健診、各種教室、利用者支援事業派遣等で延べ91回、養育、発達、就学、教育等に関する相談あるいは虐待通告の前後での対応等で延べ64回、要保護児童対策地域協議会施設別会議が17回、代表者会議と実務者会議、それぞれ1回、個別ケース会議が3回となっております。その他の会議といたしまして、就学支援委員会、教育相談委員会、情報共有会議、保健所会議等、延べ10回となっております。

続きまして、ご質問②の連携する課で、日常的にやり取りをする主要な課につきましては、母子保健事業につなぐ必要に応じて健康づくり課との連携、さらには学校生活の状況把握と支援等のため、教育委員会事務局と連携を図っております。さらに、生活困窮支援に関しましては、福祉課の社会福祉担当、保育所、放課後児童クラブ等での状況把握と支援に関しましては福祉課の子ども福祉担当との情報共有も密接に連携を図っているところでございます。

続きまして、ご質問③、要保護、要支援児童等の機密性の高い資料の保管方法につきましてはでございますが、機密性の高い主な資料といたしましては、登録児童台帳及び要保護児童対策地域協議会会議資料等となります。これらの資料につきましては、福祉課事務所に設置しております鍵付のキャビネットに保管しており、退庁時は施錠して管理をしているところでございます。

続きまして、質問事項4、子ども第三の居場所とこども基本法につきまして答弁申し上げます。ご質問①の地域の意味に関してでございますが、今回建設を予定しております福祉センター内の子ども第三の居場所につきましては、ご質問にもありましたとおり、支援が必要なご家庭の子どもた

ちを保護者の方からの申出によりお預かりする予定となっております。こども基本法における子どもの施策の基本理念の中には、子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも家庭と同様の環境が確保されることとなっており、今回の居場所についても、この理念に基づく事業として進めておるところでございます。よって、本施設につきましては、いつでも、誰でも、1人でも自由に利用できる施設ではなく、利用者申請に基づき、B&G財団子ども第三の居場所実施要綱の常設ケアモデルの実施内容に基づく運営とするものとなっております。登録をされた方にご利用いただく施設としております。したがって、ご利用時は、ご家庭の送迎あるいは車両での送迎を想定しております。送迎することが、対象者を囲い込み、地域から切り離すものではないと考えているところでございます。

続きまして、ご質問②の子どもの意見の反映につきまして答弁申し上げます。今回建設を予定しております（仮称）滑川町福祉センターについては、1つの建物内に3つの施設の設置を予定してございます。このことにつきましては、前年度末、3月定例会の全員協議会において、子ども家庭総合支援拠点、これが4月から設置いたしますというご説明をさせていただき、同時にB&G財団からの支援を受けながら、子ども第三の居場所の設置と併せて整備をする計画であることも議会へご説明をさせていただいたところでございます。その後、6月定例会、9月定例会においても、その進捗状況を報告してきたところでございます。

子どもや若者の意見につきましては、議員ご指摘のとおり、今回（仮称）滑川町福祉センター内に設置される子ども第三の居場所につきましても、こども基本法第11条、子ども施策に対する子ども等の意見を反映させる事業に該当すると思われますので、設置の目的やB&G財団の実施要綱の実施内容に基づいた基本計画が出来上がった時点で、滑川町のホームページ上でパブリックコメントを実施する予定となっております。いただいた意見につきましては、事業目的を踏まえ、意見をいただいた方の年齢や事業の実現可能性、予算の制約なども考慮し、政策を進める上での資料として参考とさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 再質問いたします。

まず、中学生の自転車通学について、ヘルメットは協議会が提供しているということでした。ご家庭から状況をお聞きしますと、M、L選択では足りない。Mでは、小柄な子にとっては大き過ぎるということです。なので、事故が起きてしまっているわけですので、現状、しっかりしていただいているということは、総務課、教育委員会とも重々承知というところの上でお願いをしたく存じます。

そして、ヘルメットについては、できれば試着が可能な状態。そして、小柄な子でもMで大丈夫なのかどうかというのを協議会でも検討していただきたいなと思います。こちらは要望です。

それから、教育委員会の自転車通学中の荷物の低減についてというのは、かなり前から取り組んでいただいているというのも承知しております。それでもやはり事故は起きてしまったわけですので、通常の日というのは、もしかしたら荷物の重さというのが回避されつつあるかもしれませんが、でも、学期の始まり、そして終わりのところでの荷物というのは、検討すべき荷物の重さのレベルになっているのかなと思いますので、さらなる検討と対応をお願いしたいと思います。

次に、コミュニティセンターのところを質問いたします。現在、やはりサークル活動を行う団体数は、ピークの83から比べて60まで減ってしまっているということでした。そして、コミセン等の稼働率もお伺いしました。新しい施設を造るときに、民間であれば、今ある既存施設の稼働率というものは必ず調べます。そして、その稼働率が低いのであれば、その稼働率が低い部分を使って新設部分、新しく造りたいものを補っていくことができないかということは必ず調べます。

コミュニティセンター、一番大きい大会議室、一番大きいところでさえ48.8%、調理室に至ってはゼロ%です。そして、子ども家庭総合支援拠点の話ともかぶるのですけれども、かなり母子保健指導というところとリンクした仕事をしていると思います。保健センターの2階の部屋の稼働率というのは、現在かなり低い状態かと思えます。保健センター、大きなホールと、それから隣に調理室があったと思いますけれども、コミュニティセンターの調理室が稼働率ゼロ%なのであれば、保健センターの調理室を例えば改造して事務室にしていくだとか、そのような既存施設を活用した上で、新しい施設を造らないで行くべき方向性というのも考えられるべきなのではないかなと思います。

第5次総合振興計画にも、既存施設との整合性を図りながら新施設を整備していくというのは書かれております。そして、前の方の一般質問でもあったのですけれども、予算編成に当たっては、第5次総合振興計画にのっとりということも書いてあります。そういった中で、先ほど阿部議員の質問でもありましたが、個別施設計画について、財源がないからなかなか進まない。その中で、コミュニティセンターは新設する。そして、財源がない中で、ほかの個別施設計画も進めていく。そのような話は予算計画の中で大変大きな矛盾をはらんでいるかと思えます。その点について、では、まず予算と絡めたところでのコミュニティセンターの新設、それから福祉センターの新設ということで、予算との整合性というところをどのようにお考えになっているのかをお聞きします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

予算につきましては、前にも申し上げましたとおり、今、まさに各課局からの予算要求中がございます。この後、財政担当、それから副町長、町長による査定にも入ってまいりますけれども、まず真に今年度やらなければならない予算等々も、方針のほうで職員に話させていただきましたけれども、その中で、このコミセンの関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、文化活動の

推進ですとか防災拠点、そういった重要な施設でもございますので、この6年度予算に関しましては、申し上げましたとおり、査定の中で、またどれほどのものがこの後必要になってくるかということもさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願ひます。

○2番（上野葉月議員） では、新コミュニティセンターについて、必要とされている大体の予算額、そして福祉センターについて必要とされている予算額、そして予算がないために進められていない個別施設計画の修繕計画、財源不足によって進められていないというところでの個別施設計画、財源不足だからの財源不足の額、この3つを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 暫時します。

休 憩 （午前11時44分）

再 開 （午前11時44分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今、コミセンの施設整備基本計画を委託中でございます。この施設整備計画は今進行中でございます。この計画が終わらないと概算事業費につきましては出ません。したがって、予算のほうも、今現在は申し上げることはできません。なおかつ、それに伴いまして財源不足額についても、今現在では申し上げることはできませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願ひます。

○2番（上野葉月議員） 概算事業費を業者に委託しているわけです。業者に委託する際には、予算どれくらいですかと必ず聞かれると思います。予算はありません、青天井ですというふうなことで施設整備を委託するということは、一般的には考えられないかと思うのですけれども、このような予算の上限というのもし示さない状態で施設整備を委託しているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

このコミセンの建設に対して、施設を整備するということの委託の業務でございます。その中でどのような施設を造るのか、どの程度の規模を造るのかということで概算事業費を出していただく

事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。関連しますので。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

（仮称）滑川町福祉センターにつきましては、ご案内のとおり9月定例会におきまして、設計施工管理業務の業務委託の補正をいただいたところで、11月2日に入札を行って選定業者が決まったところでございます。こちらの業者に、現在積算をさせていただいておるところでございますが、9月の定例会の全員協議会のときにお示しした予算額について報告いたしますと、当時ですと総額で約1億8,000万円から、それ以上になるかなというふうな話をさせていただいたところであるかと思っております。この後、基本設計を終わった後、詳細設計に入るわけですが、おおむねそのぐらいになるのかなというふうに考えておるところでございます。なお、詳細につきましては、午後の全員協議会でも説明をさせていただくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 滑川町が今まで、いわゆる箱物をなるべく造らないという方針の下に町の都市整備、施設計画等進めてきました。そして、役場庁舎も使いづらい点等あると思うのですけれども、大事に使っていらっしゃると思います。その中で急に出てきたコミュニティセンターと福祉センターの計画です。これが個別施設計画、財源がないから進められないということで止まっている個別施設計画にどのような影響を与えるのかというのは非常に疑問なところであります。

それから、コミュニティセンターが老朽化しているということですが、コミュニティセンター、毎年かけているメンテナンスというのは、とても、あの規模に比べては低いものです。民間のビルメンテナンス会社と仕事をしていたこともありますが、民間のビルメンテナンス会社に委託した場合、あの程度の修繕で、あの規模を維持するということはありません。メンテナンス費をかけずに老朽化が加速することを放っておきながら、これだけ古い施設だから建て替えなければならぬ。これは理論としておかしいと思います。

そして、先ほども災害の際の耐震化というところで、一刻も早く建て替えなければいけないということでしたが、もし災害ということを考えるのであれば、地震のほかに水害も必要です。これも前の方の一般質問で出ておりましたが、滑川町の浸水地域は、たった16%。それなのに、その浸水区域の16%に災害のときの避難施設となるようなものをなぜわざわざ建てるのでしょうか。その用地選定というものは正しいのでしょうか。災害計画、災害施設といいながら、確かに耐震の問題はあると思います。でも、なぜ浸水地域を選んで建てるのか、その点についてお答え願います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

申し上げましているとおおり、コミセン施設整備基本計画策定業務委託を今お願いしているところでございます。建設予定地につきましては、現在のコミセンの東側ということでお話をしてまいりました。ただし、この業務委託の中で建設予定地として、現在4か所選定し調査を行っていただいております。北部では旧松寿荘の跡地、町の中央で、先ほど申し上げましたコミセンの東側、それと総合グラウンドの東の職員の駐車場、それと南部では現在民間に貸している町立の4か所でございます。こちらにつきまして、メリット、デメリット等を含めまして、委託業者のほうにお願いして調査しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

滑川町の役場周辺が、滑川町ではそれほどない14%の浸水区域であるということは、もし災害ということを実際にお考えになっているのであれば考慮すべきだと思います。

そして、福祉センターについても、役場と体育館の間の駐車場に建てるということでしたが、仮にそこに建てて、浸水の可能性を防ぐために、そこを上げていくというような、もし設計にするのであれば、逆に現在の滑川町役場のほうに水が流れることになります。

そして、遊水地として総合グラウンド等使うのではないかというようなお話も出ていたのですが、仮に遊水地で駐車場を使ってしまった場合、多くの町民が車で来るであろう場合の車の止める場所はどのようにするかなど、今回、一般質問で皆さんしていただいたことだけでも数々の疑問点、そして仮にそこで進めるのであるとしても、十分な説明が必要な点が出てくると今回この議会を感じております。やはり業者への委託を、設計を委託する前に、福祉センター及びコミュニティセンターともに大きな住民を集めた状態での説明会、そして説明だけではなく意見を聴取する会が必要だと思います。第5次総合振興計画、予算でも重点的に考えるとおっしゃった第5次総合振興計画にも町民視点と町民ニーズの的確な把握を行うとともに、そして町民の利便性を考慮し、行政サービスの最適化を図りますと基本方針として書いてあります。今の進め方は、完全にそれに反すると思うのです。なので、コミュニティセンター及び福祉センターについて、意見を聴取する余地を残した上での住民説明会を望みますが、そのような会の想定はしていらっしゃらないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

来年度予算で通常予定をしておりますコミセンの詳細設計につきまして、今、コミセンの施設整備計画の業務委託を行っておりますけれども、その計画書の内容が出た時点で議員の皆さんにもお

話をし、また町民の皆様にもパブリックコメント等をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

えてして概算設計や計画が出てしまったところでは、既に予定を変えられない場合も、行政の計画の中ではよくあることと思います。そのようなものではなくて、計画がきちんと変えられる状態、場所、立地、そして規模、用途、それから幾らぐらいで造るのかという要素、これが住民の意見を聞いて、そしてそれが予定に反映できる状態での住民説明及び議員含めて説明と意見聴取の場を設定することを切に要望します。

そして、このようなことを強く要望する根拠というのが、今まで町がこのように意見聴取をあまりせず、速いスピードで進めてしまった件について損失を出してきた、そのような経緯から、私はこの施設計画について強く疑問を呈しているわけであります。近いところだと、農村公園の予定地、南部地区土地改良事業にて土地2万4,300平米を町が購入しました。これはサッカー場になるということで、議会でも度々取り上げられていました。そして、そこは今サッカー場とすることはできず、ただの資材置場、残土置場になっています。これで町が損失を出した額、損失ではないですけれども、有効利用できていない額は4,800万円です。この件について、議会でお話しして、そして課内でのやり取りが不足していたということは、執行部のほうもご答弁いただいた記憶があります。今後、このようなことはしない、課内でのやり取りを十分にした上で進めるというような意味のことを申し上げていただいたと思います。税金を無駄にした、有効に利用できないような計画を立ててしまっても、では誰が責任を取るのか。町が、例えば4,800万円、これを誰か関係者が弁償するのかというと、そういうことはしません。ありません。では、どういうふうに関省を生かせるのかというと、今後の失敗に生かさない位置づけをできる、その一点しかないのです。皆さん、それをされていますか。

そして、埼玉中部資源循環組合、こちら長い期間をかけて施設整備が進みませんでした。そして、この吉見ごみ処理場建設計画、これも浸水地域に建物の計画が立っていました。これについて、場所の土盛り等する費用というのは見込まれていませんでした。宮小のプール建設、3億円と予算計上されていました。そして、福小を元の場所に建てるのであれば8,000万円。その差額というのは、土地の整備費で、やはりもともと建っている場所に造る、建てられる場所に建てるのと、それから災害等考慮した上で建てるのでは、額が全然違ってきます。立地の選定というのは、それだけ予算に反映をするものです。皆さん、私がここで言わなくても重々ご承知のことと思います。埼玉中部資源循環組合で出した純損失は3,790万円、これは確実な損失額です。そして、これに数年にわたって派遣した職員の人件費というのは入っていません。このように財源がない、ないと言いな

がらも、損失は出しているわけです。

今回、もっと有効な、そして損失を出さない最少の費用で最大の効果を上げられる施設建設を進めるために、皆さんの真摯な発想と業務の進め方をここに切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。

この後、午後1時から全員協議会を議場において開催します。また、全員協議会終了後、総務経済建設常任委員会を開催しまして請願の審査を行います。

明日8日は午前10時から本会議を開き、議案審議を行います。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

（正 午）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第239回滑川町議会定例会

令和5年12月8日（金曜日）

議事日程（第4号）

開議の宣告

- 1 議案第60号 滑川町地域公共交通会議条例の制定について
- 2 議案第61号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第62号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第63号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第64号 滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第65号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第66号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第67号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について
- 10 議案第69号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 11 議案第70号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
- 12 議案第71号 町道路線の廃止について
- 13 議案第72号 町道路線の認定について
- 14 請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願書について
- 15 滑川町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 16 閉会中の継続調査の申し出について

日程の追加

- 17 議案第73号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 発議第5号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	西浦俊行

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第239回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、議案第60号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第60号 滑川町地域公共交通会議条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、滑川町地域公共交通会議条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

滑川町地域公共交通会議が地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関に該当するため、現行の要綱を廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

本条例は、全9条から成り、第1条には設置を規定し、第2条に所掌事項、第3条から第5条にかけては、組織、任期、会長及び副会長などに関して規定を整備し、第6条は会議、第7条に守秘義務、第8条に庶務、第9条に委任に関する規定を整備しております。

なお、施行は、公布の日からでございます。

以上、議案第60号 滑川町地域公共交通会議条例の制定についての説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問よろしくお願ひいたします。

全員協議会でお聞きしたわけですが、すぐこの条例を使った具体的な、会議をやって、それでまた、何か町の交通政策にこれに反映させられるようなことではないというふうにお聞きしたのでありますが、そのとおりなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、今すぐこの会議を開いて協議をする事項等はありません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういうことなのです。まず、ちょっとこの構成についてちょっとお聞きしたいのですが、旅客自動車運送事業者の代表、乗合、要するにバスとタクシーの代表と、あと埼玉県バス協会というようなことになっているのですが、この民間の方々とかいった社団法人と住民、利用者、あと国機関その他と掲げているのですが、具体的な言うと、どんなふうな方々を想定されているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

具体的に申し上げますと、町内にあるバス会社、それからタクシーの会社、東武鉄道等でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 東武鉄道も入るのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

東武鉄道のほうも入ります。

以上でございます。

○5番（阿部弘明議員） このどこに入るのですか。ごめんなさい。この12のうちのどこが東武鉄道

のあれなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時08分）

再 開 （午前10時09分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

申し訳ございません。今の東武鉄道につきましてはちょっと私の勘違いでございました。申し訳
ございません。おわびして訂正いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 鉄道関係入るのは法定協議会ということになるのだろうと思いますので、
そこまではまだ想定していないということだと思います。

それで、お話しましたのですけれども、非常にデマンドタクシー利用者も今増えてきていると、登
録人数も増えているということなのですけれども、この前もお話ししましたけれども、やはりこの
町外の病院、医療機関に行きたいというお年寄り、免許返上しなければならない、その不安は非常
に大きいというふうに思うのです。その場合、どうしても公共交通会議を設置をして、そこでの協
議を踏まえなければならないというふうに思うのですけれども、ぜひそういったような目的でこの
会議の設定をしていただけないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

この地域公共交通会議の根拠法令が道路運送法でございまして、乗合バスとかタクシーなどが協
議の対象となっております。また、自家用車による有償運送も対象となっております。したがっ
て、デマンド交通は無償ということになるため対象外になろうかというふうに考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） だから、対象外なのです。それで、今やっているやつは対象外になってい
て、要するにこれに引っかけられないやり方でやっているわけなのですけれども、どうしてもタクシーな
どを使う場合については、この会議を経て計画を出さなければいけないというふうになるだろうと
思うのです。ですから、そういう目的で、こういったようなことをまたこの会議を設定をして、ぜ
ひそういった事業者の話なども聞きながら、どういうやり方がいいのか検討を始めていただきたい

というふうなのをお願いなのですが、いかがでしょうか。この前、一般質問でお願いしたところ、福祉課のほうでは、要するに今のデマンド交通では町外には行かないと、これが要するに限界というか、これがそういうシステムになっているということで、どうしても町外に行くとなると別なシステムを使わなければいけないというお話だったのです。これが、この公共交通会議がその一つの流れなので、流れというか、これを使うしかないのです。これをどうやって使うかというようなことを、町でも協議を始めていただきたいということがお願いなのですが、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問にお答えいたします。

今後、公共交通会議のほうが開かれる場合には、皆さんのほうには諮ってご意見等を伺っていきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 公共交通会議を開くのは町が主催ですので、それは町がこういう目的で皆さん集まって、要するにそういう方々をお呼びして会議を行うということになるかというふうに思うのです。ですから、そういったようなことを早急にやっていただきたいということです。

あと、これもあれなのですが、ぜひこの会議の中にそういう利用者、非常に不便されている利用者とかお年寄りなど、本当に切実な思いを持っていますので、そういう方々にも参加をいただくようお願いしたいということなのですが、もう一つ、傍聴についても、これもこの要綱の中で原則公開というふうになっていますけれども、これもきちんと傍聴についても公開と言っても、なかなかいつやるとかについてはお知らせいただけないようなこともあるので、できればそういうようなちゃんと住民の方にもお知らせするというようなことをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

まず、公開につきましてはそういうふうに行うように考えていきたいというふうに思います。

それと、住民の代表がメンバーになっておるのですが、メンバーの中には住民代表として区長会の方とか交通安全地域の方等も入っております。そういう方たちから交通弱者の方に対するそういったご意見等も伺いながら、会議のほうを開催していければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

- 議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。
- 5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 滑川町地域公共交通会議条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

- 議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第61号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

- 議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

- 総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第61号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、滑川町地域公共交通会議の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表をお開きください。別表第1に、地域公共交通会議委員を加え、月額報酬を7,200円するものでございます。

なお、施行は、公布の日からでございます。

以上が議案第61号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員、質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副です。質問させていただきます。

地域交通会議の委員さんの日額報酬が7,200円ということですが、条例を制定する場合、予算を伴うものについては地方自治法の222条第1項の規定により、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでは、この議会に提出してはならないという制約がかかっております。今回提出の補正予算には、地域交通会議の委員さんの日額報酬、費用弁償は計上されていないように思われます。現在、地域交通会議を開催する議題はないということですが、今年度は予定されていないので歳出することが予定されていないということで予算措置をしなかったのか、あるいは地域交通会議の委員さんは、公共の組織のこういった代表者が多く、これらの人たちは報酬を辞退すると考えられます。そうすると、報酬費用弁償の支給対象者は数少なく、現在、予算措置されている報酬費用弁償で支給が可能であるので、その意味で予算上の措置が的確に講ぜられているというふうに考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

赤沼議員のおっしゃるとおり、今年度は地域公共交通会議の開催が予定されておりません。したがって、歳出することが予定されていないことで、予算措置をしておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。

以上で質問を終わりにします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第62号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第62号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年8月7日付の人事院の勧告を踏まえ、町長等の期末手当を改定するため、滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。人事院勧告により本年度の期末手当の総支給月数が4.40月から4.50月に改定されました。新旧対照表の第1条は、本年度の支給に関してでございますが、期末手当の支給割合を定めた第6条に関し、6月は支給済みでございますので、12月支給に0.1月上乗せし、100分の230とする改定でございます。

第2条に関しては、令和6年度からの支給に関してでございます。年間4.50月の支給月数を6月、12月の支給割合を平準化するため、それぞれ100分の225とする改定でございます。

施行は、公布の日からでございますが、第2条に関しては、令和6年4月1日とするものでございます。

以上が議案第62号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） _____

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） _____

○議長（吉野正浩議員）

休 憩 （午前10時28分）

再 開 （午前10時34分）

○議長（吉野正浩議員）

ほかに質疑ございませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

人事院勧告を踏まえ給与の上下をするというのが慣例になっているように思います。これについてなのですけれども、民間の給与が例えば上がらない状態であっても、人事院勧告を踏まえ、公務員、そして町長、議員は上がる場合等もあります。もちろん下がる場合等もあります。それがこのように審議にかかるわけでありましてけれども、今、その質疑の内容等についてご意見等もある中で、この審議について私たちは何を判断すればいいのかなというのをいつも感じております。人事院勧告を踏まえている以上、あまり判断の余地がないのかなというふうに思っているのですけれども、この審議出したところで、どのような点を重視して審議をしてほしいと思って執行部のほうはこの議案を出しているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

人事院勧告につきまして、町では、毎年、この人事院勧告が出されたときに、国、県の人事院勧告を踏まえて給料改定をやってきたという経緯がございますので、今回につきましてはその勧告どおり準拠しまして給与改定をするものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、行政の中で人事院勧告によって、連動して、固定的に給与を上げたり下げたりするというような規定みたいなものは持っているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

特別職につきましては、特に給料表は、国の給料表とかなく、町のほうで定めているものでございまして、一般職につきましてはこの後お話をいたしますけれども、国の給料表に準拠した形で町のほうもつくったと。人事院勧告がなされますと、一般職の給料もそれに連動して改定をするわけですけれども、特別職につきましては今申し上げましたとおり、町のほうで給与のほうが決まっております。それに対しまして人事院勧告がありますと改定をするというようなこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

慣例で人事院勧告が出ると各職の給与を上げ下げするということが続いておりますので、それに賛成してきたわけではあります。ただ民間の方々の給与が上がらない中で、自分たちの給与を上げていくというところは心苦しく感じるような場面もないわけではありません。

もし人事院勧告というものがあつて絶対的なもので、それにつれて給与が連動するということももう固定化して決まっているのであれば、何かしらそういうような決まりをもうつくってしまったものではないかなといつも思いながら、この審議の決を考えておりますので、そのような思いでいながら採決しているということをお伝えするとともに、どの点を私たちは考える余地があるのかというところを疑問に思ったので、質問いたしました。この人事院勧告に連動するような内部での決まりというものがあるというところは、恐らく内部的にはあると思いますので、そここのところは承知しました。

質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員、お願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。この条例に反対の立場から発言をしたいというふう

に思います。

まず、町長の政治姿勢の問題についてです。大塚町長が就任して1年が経過いたしました。この間、大塚町長の下で様々な改革が行われ、多くの町民による喜ばれていると感じております。特にスクールバスの運行、コロナ、物価高騰に対する温かい支援、デマンド交通の運行日の増発、庁舎の案内など町民に寄り添ったもので大いに歓迎をするものである。

○議長（吉野正浩議員）

○5番（阿部弘明議員）

○議長（吉野正浩議員）

○5番（阿部弘明議員）

○議長（吉野正浩議員）

○5番（阿部弘明議員）

今、町は大きく変わりつつあると思います。これまでは、町は、行政は自分たちに任せろと頑張ってきたのではないかというふうに思います。しかし、今、多様性の社会と言われるように、住民

参加をどう促すか、多様な住民の声をどう聞くか、そしてそれを行政にどう生かしていくのか、これが今行政に問われているのではないかというふうに思います。

今、多くの国民は、国の政治については失望しています。希望は町の政治にあるというふうに思います。これは、私たち議員の責任でもあると思います。ぜひ議会、執行部とともにこの希望の持てる町づくりを住民の声を聞き、そしてそれをどう生かしていくかという方向で進めていただきたいというふうに思います。ぜひそのことをお願いして私の発言を終わります。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

赤沼議員、よろしくお願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 本案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例の改正案、一般職はこの後出ますけれども、それと同じ形で三役等の改正がなされたものであります。先ほど反対討論の中にも町長の事業の評価、いろんなことがありました。私もこの4月から議員になって、いろんな実施する事業を見てまいりました。そういった中で、一生懸命やっているということは肌で感じております。

そして、また職員もそれに応えて一生懸命やっている。今回、人事院勧告が出され、国の給与改定が行われ、地方自治法に基づきまして国の給与改定に準じて地方公共団体もやるというような形で法律にも決まっております。それをそのままやったことでありまして、そしてまた、事業の内容あるいは職員、そういった町長の事業に対する仕事の仕方を見ても十分、できればそれ以上の月数を出してあげたいというふうに思います。そういった意味で今回の改定月で私は賛成をいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第62号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第63号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第63号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年8月7日付の人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、新旧対照表の1ページをお開きください。本年度の改正に係ります第1条関係でございますが、条例第14条の2第2項は、一般職職員の期末手当の支給に関し、人事院勧告により、支給月数が年間2.40月から2.45月に改正されましたので、本年度の一般職職員の支給に関して6月は支給済みでございますので、12月支給に0.05月上乗せし、100分の120から100分の125に改定するものでございます。

その下の第3項に関しては、定年前再任用短時間勤務職員に関する期末手当の支給でございますが、人事院勧告により本年度の支給月数が年間1.350月から1.375月に改定されました。6月は支給済みでございますので、12月支給に0.025月上乗せし、100分の67.5から100分の70に改定するものでございます。

また、勤勉手当の支給割合を定めた条例第14条の5第2項第1号でございますが、一般職職員の勤勉手当の支給に関し、人事院勧告により支給月数が年間2.00月から2.05月に改定されましたので、本年度の一般職職員の支給に関して6月は支給済みでございますので、12月支給に0.05月上乗せし、100分の100から100分の105に改定するものでございます。

その下の第2号に関しては、定年前再任用短時間勤務職員に関する勤勉手当の支給でございますが、人事院勧告により本年度の支給割合が年間0.95月から0.975月に改定されました。6月は支給済みでございますので、12月支給に0.025月上乗せし、100分の47.5から100分の50に改定するものでございます。

その下の別表第1に関しましては、人事院勧告により初任給を含め行政職給料表全ての級において給与改定が行われましたので、国の俸給表に準拠した改定を行ったものでございます。

続いて新旧対照表9ページを御覧ください。第2条関係でございますが、こちらは令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給に関して整備をするもので、第17条の2では、期末手当の支給に関し一般職職員の年間2.45月、定年前再任用短時間勤務職員の年間1.375月を6月支給、12月支給で平準化するための改正、第10条の5では、勤勉手当の支給に関し一般職職員の年間2.05月、定年

前再任用短時間勤務職員の年間0.975月を6月支給、12月支給で平準化するためのそれぞれ改正するものでございます。

なお、施行は、公布の日からでございますが、第2条に関しては令和6年4月1日とするものでございます。

以上が議案第63号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 起立全員です。

よって、第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

休 憩 （午前10時56分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第64号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第64号 滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁

償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表をお開きください。第2条では、条文を期末手当及び勤勉手当と改正し、第14条の2では任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、規定の整備をしたものです。

第24条では用語の改正を行い、第24条の2では任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、規定の整備をしたものでございます。

なお、施行は、令和6年4月1日からでございます。

以上が議案第64号 滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、町の状況についてお聞きしたいのですけれども、この会計年度任用職員、フルタイムとパートの割合、そして全体の女性の割合について教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

まず、会計年度職員の人数全体でございますけれども、学校関係入れると百二、三十人ほどいるのではないかというふうに思います。その中でパート、いわゆる週15時間30分以内で働いている方につきましては、そのうち14名。男女比の差ですけれども、女性につきましては9割近くいるのではないかというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 町の会計年度任用職員の割合については、滑川町はかなり抑えられているのかなというふうに思うのですけれども、この制度が始まったのは2020年だと思うのですけれども、それまでのいわゆる非常勤職員の方々がこの会計年度任用職員に移行したわけですけれども、これ

によって給料上がった方と下がった方といらっしゃるのかなと思うのですけれども、その辺については分かりますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

会計年度任用職員につきましては、町の給料表に準じた形になりましたので、お給料自体は上がったというふうに考えております。また、日額報酬につきましても、それぞれ増額と、給料のほうも上がっているというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） この人件費の削減がこの非常勤職員が増える原因だというふうに思うのですけれども、それをこういった形で半ば保障する、要するにこういう制度をきちんとするというようなことでよかったかなという面と、しかし今おっしゃったように女性が9割なのです。そして、その賃金の格差と、常勤というか普通の職員とこの非常勤の方々の格差というのは、依然として非常に大きいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、職員と会計年度任用職員の格差というものはあるかと思えますけれども、職員につきましては給料表に基づいたもの、会計年度職員につきましても職員の給料表に準じてといいますか、基づいたもので給料のほうもお支払いをしております。職員と会計年度任用職員につきましては、それぞれ立場が違うこともあろうかと思えますけれども、格差につきましてはそのような形で思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 女性が9割ということですから、要するにここで働いている会計年度任用職員の方の給料だけで生活が成り立つのかというふうに考えると、やっぱり非常に厳しいのではないかなというふうに思うのです。そういったようなことで女性の採用になっているのだらうというふうに思うのですけれども、やはりこの格差を是正するというのは、今ジェンダー平等ということで、女性と男性とこういったような性差別がなくなるようにということで、今国際的にもそういう運動が沸き起こっておりますけれども、そういった意味で非常に何とかしなければいけない問題なのだろうと、特にこういった公的な職場の中で、こういったことがまかり通っているというこ

とについては、やはり是正をしていかなければならないというふうに思います。

ただ、今回のこの改定については、勤勉手当が支払われるとか、一時金などもそういったようなこと出るということで、非常に喜ばしいというふうには思うのですが、まだまだそういった意味では、格差激しい、大きいというふうに思いますので、ぜひ町としてもできればこの比率、150人の会計年度任用職員については、できるだけ正規化というか、職員採用にするというような方向で検討いただきたいというふうに思います。要望を申し上げまして、私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第65号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第65号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律において、居住地特例の対象に介護保険施設等が追加されました。これによりまして、令和5年4月以降に当該施設へ入居または入所する障害者については、施設入所前の居住地の市町村が引き続き重度心身障害者医療費の給付を行うものとなります。

さらに、ほかの医療費助成を受けている場合に、本医療費の助成対象としない旨を追加いたしましたところがございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思います。左側の改正後の第3条の対象者につきましては、第1項第1号のイとウについては、ほかの市町村の援護を受けている方は対象外となります。また、第3号と第4号にありますとおり、滑川町から援護を受けている方は対象となります。

さらに、2ページを御覧願います。第2項第5号、6号、7号のほかの医療費の支給を受けている方も対象外とするものにつきましては、既に現在行われている運用であります。条例上に明記をさせていただいたところがございます。

戻りまして、改正文の3枚目をお開き願います。附則におきまして、公布の日から施行とし、改正後の第3条第1項第1号のイ、ウ、第3号及び第4号の規定につきましては、令和5年4月1日以降に入居または入所した者に適用することといたします。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第66号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第66号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、議案書添付の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第21条第3項は法規定の新設に合わせて新設するもので、出産する予定の被保険者、または出産した被保険者について、産前産後期間に係る所得が減少することから定めるもので、減額期間は単体妊娠の場合は出産予定月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間を減額することを定めるものでございます。

第22条の3は法規定の新設に合わせて新設するもので、出産被保険者に係る届出について、届出内容と出産予定日の6か月前から届出を行うことができることを定めるものでございます。

施行期日は、令和6年1月1日でございます。

以上で議案第66号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第8、議案第67号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第67号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。表中第15条第1項各号の下線部及び期末手当を期末手当及び勤勉手当に改めまして、勤勉手当の支給を開始するものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和6年1月1日となっております。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 滑川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第9、議案第68号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度滑川町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,611万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,354万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月5日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページを御覧ください。初めに、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。歳入予算について、款1町税については、今年度の収入実績等に基づき、項3軽自動車税を350万円増額させていただいたほか、款15国庫支出金及び款16県支出金においては、障害福祉サービス給付事業や障害児通所支援給付事業等の民生費を中心とした歳出予算の増額等に伴い、国庫支出金については4,097万2,000円、県支出金については2,062万4,000円をそれぞれ増額させていただきました。

また、款19繰入金については、本補正予算に伴う財源補填といたしまして、財政調整基金繰入金を計上したことに伴い1億6,000万円を増額させていただきました。

次に、3ページを御覧ください。歳出予算の概要についてご説明申し上げます。歳出予算の主な補正でございますが、款2総務費、項1総務管理費に電算機保守等委託料として、システム改修費の予算を1,525万8,000円計上したほか、款3民生費においては、合計1億1,709万7,000円を計上し、項1社会福祉費、項2児童福祉費を中心に歳出予算の増額補正が主な内容でございます。

また、款10教育費においては合計7,290万5,000円の増額でございまして、小学校における指導書教材の購入費等の計上により、項2小学校費に2,504万8,000円の計上のほか、給食用品費等の給食関係予算の増額補正により、項6保健体育費に2,764万4,000円等の計上が主な内容でございまして。

次に、5ページを御覧ください。債務負担行為補正でございまして、廃止を1件、変更を2件お願いしたいものでございまして。内容については、今年度補正予算（第1号）で設定した公用車借上料（令和6年度分）につきまして、滑川幼稚園のバスの入替えを予定しておりましたが、予定していた車両の納車が困難となったため、来年度は再リースにより使用期間の延長を行うことで対応したいため、債務負担行為を廃止したいものでございまして。

また、変更の2件ですが、契約の確定に伴い、期間、限度額を変更するものでございまして。初めに、当初予算にて設定した町立小・中学校校務支援システム賃貸借事業については、限度額を賃貸借契約により決定した額から7,682万5,000円に、次に補正予算（第3号）にて設定した宮前小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業については、期間を令和6年度から令和12年度までを、令和6年度から令和10年度までに、限度額を賃貸借契約により決定した額から2,514万6,000円に変更するものでございまして。

次に、6ページを御覧ください。地方債補正につきましては、変更を1件お願いしたいものでございまして。内容については、庁舎等照明器具LED化事業者につきまして、契約額の確定により限度額2,230万円から1,740万円に変更するものでございまして。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。10ページを御覧ください。初めに、款1町税でございまして、項3軽自動車税、目1種別割ですが、節1現年課税分として、種別割350万円の増額でございまして。今年度の収入見込額は、当初予算額と比較し増額となるため補正させていただきました。

次に、款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金でございまして、減収補填特例交付金（住宅ローン減税分）については、地方税の減収に対して補填される交付金ですが、交付額の確定により602万6,000円の減額補正でございまして。

次に、款15国庫支出金でございまして、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございまして、今回の補正内容については、歳出予算の増額補正に伴う国庫負担金の増額補正が主なものとなっております。

節2障害福祉費国庫負担金については、障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費負担金に2,170万9,000円の増額、その下の節3児童福祉総務費国庫負担金については、障害児通所支援給付費負担金に737万8,000円の増額等の補正でございまして。

次に、11ページを御覧ください。項2国庫補助金でございまして、目1総務費国庫補助金のうち節6企画費国庫補助金につきまして、社会保障税番号システム整備補助金（総務省）に869万1,000円の増額でございまして。こちらについては、歳出予算にて計上させていただきましたマイナンバーカ

ードへのローマ字表記に係るシステム改修費の国庫補助金でございます。

次に、款16県支出金でございますが、県支出金につきましても歳出予算の増額補正に伴うものが主なものとなっております。初めに、項1県負担金、目2民生費県負担金ですが、節2障害福祉費県負担金のうち、障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費負担金に1,085万4,000円の増額でございます。

また、節3児童福祉総務費県負担金でございますが、障害児通所支援給付費負担金に368万9,000円の増額でございます。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金でございますが、主なものとしたしましては、乳幼児医療費支給事業補助金に313万1,000円の増額、安心・元気！保育サービス支援事業補助金に175万8,000円の増額、多子世帯保育料軽減事業補助金に170万5,000円の増額等により、合計748万2,000円の増額でございます。

次に、12ページを御覧ください。項3県委託金、目1総務費県委託金でございますが、こちらにつきましても、県知事選挙費の支出額の確定により、県委託金の減額が見込まれることから251万3,000円を減額するものでございます。

次に、款18寄附金でございますが、項1寄附金、目10教育費寄附金のうち節1教育振興費寄附金として10万円を計上しております。こちらについては、この後、歳出予算でも説明させていただきますが、滑川中学校駅伝部男子チームの全国大会出場に伴う寄附金が見込まれることにより、計上するものでございます。

次に、款19繰入金でございますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に1億6,000万円の繰入金を計上させていただきました。こちらについては、本補正予算に係る財源の不足額を財政調整基金の繰入れにより補填したいため、その所要額を計上させていただくものでございます。

次に、13ページを御覧ください。款22町債でございます。項1町債、目1総務債でございますが、庁舎等照明器具LED化事業債を490万円減額するものでございます。こちらについては、先ほど地方債補正でご説明させていただきましたが、事業費の減額に伴い起債充当額に変更が生じるため減額補正するものでございます。

続きまして、歳出予算のご説明を申し上げます。今回の補正予算については、各款にわたり一般職員、会計年度任用職員の人件費の補正がありますが、こちらについては人事院勧告に伴う給与改定が主なものでございますので、詳細の説明については割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、15ページを御覧ください。款総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。初めに、来年度予定している町制施行40周年事業に関連する補正でございますが、本事業に係る周知用物品購入として、のぼり旗、横断幕等の購入費やロゴ・キャッチフレーズの採用者への謝礼費を計上させていただきました。予算科目については、節7報償費のうちロゴマーク・キャッチフレ

一ズ採用者報償に4万円、節10消耗品費418万5,000円のうち物品購入経費として83万6,000円となっております。

次に、目2文書広報費でございます。節10需用費のうち印刷製本費に62万5,000円の増額補正でございます。これは、毎月発行している「広報なめがわ」について、1部当たりのページ数の増加をしたいため、不足額を増額補正するものでございます。

次に、目5財産管理費でございますが、節10需用費のうち光熱水費に102万円の増額でございます。こちらについては役場庁舎における光熱水費について、今後の不足額が生じる見込みであることに伴い、増額補正するものでございます。

また、その下の修繕料（維持補修分）でございますが、200万1,000円を計上させていただきました。主な修繕としては、役場庁舎の浄化槽修繕等を予定しております。

次に、節14工事請負費でございますが、庁舎等照明器具LED化工事につきましては、契約額の確定に伴い531万8,000円を減額させていただくものでございます。

次に、16ページを御覧ください。目6企画費でございます。初めに、節7報償費でございますが、寄附者謝礼に134万7,000円を計上させていただきました。こちらについてはふるさと納税に係る起債への返礼品の調達経費となっておりますが、今年度のふるさと納税額については、前年度と比較し、現在、約1.5倍程度の寄附額となっております。このことにより現計の予算額では返礼品の調達経費に不足が生じることから、今年度の寄附見込額に基づき増額補正させていただくものでございます。

次に、節12委託料でございますが、電算機保守等委託料に1,525万8,000円を計上させていただきました。こちらの主な事務については、1つ目としてマイナンバーカードの氏名に係るローマ字表記のためのシステム改修業務といたしまして733万8,000円、2つ目として職員用パソコンに係るインターネットシステムの改修業務といたしまして792万円の計上でございます。

なお、マイナンバーカードの氏名に係るローマ字表記のためのシステム改修業務については、全額国庫補助対象でございますので、歳入予算に社会保障・税番号制度システム整備補助金（総務省）の国庫補助金を計上しております。

次に、節18負担金補助及び交付金ですが、集会所施設整備事業費補助金67万6,000円を計上させていただきました。内容ですが、町内の集会所におけるエアコン修繕等の施設整備に対して、町から補助金を交付するものでございます。

次に、17ページを御覧ください。目10コミュニティセンター費でございます。節12委託料のうちコミュニティセンター運営管理委託料140万円を計上させていただきました。こちらについてはコミュニティセンターの指定管理者である滑川町シルバー人材センターへの指定管理委託料となっておりますが、今般の燃料費高騰に伴い、コミュニティセンターでの燃料費が増額傾向にあることから、当初からの不足見込額を委託料として追加で支払いたいたため計上するものでございます。

次に、19ページを御覧ください。項4 選挙費ですが、目3 県知事選挙費については、選挙終了に伴い支出額が確定したことから、各予算の不用額を減額補正するものでございます。減額の補正額については、合計250万7,000円でございます。

次に、21ページを御覧ください。款3 民生費についてご説明申し上げます。項1 社会福祉費、目3 障害福祉費を御覧ください。節18負担金、補助及び交付金でございますが、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費については4,280万7,000円を増額させていただきました。増額理由については、サービス利用者の増加や利用回数の増加等により、予算に不足が生じることから増額するものでございます。

その下の節19扶助費でございますが、主な補正内容については、日常生活用具給付等事業給付費254万1,000円増額、重度心身障害者医療費助成120万円増額等でございます。こちらの増額理由については、支給対象者数の増加に伴い予算額に不足が生じることから、増額するものでございます。

また、節22償還金利子及び割引料ですが、令和4年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の国庫負担金及び県費負担金が確定したことに伴い、超過交付分に係る返還金でございます。補正額でございますが、国庫障害福祉負担金返還金923万円、県費障害福祉負担金返還金463万5,000円でございます。

次に、22ページを御覧ください。項2 児童福祉費でございますが、目1 児童福祉総務費を御覧ください。節18負担金補助及び交付金でございますが、補正額は合計2,171万1,000円でございます。主な補正でございますが、安心・元気（一歳児担当保育士雇用事業）補助金に336万円の増額、保育所等給食費補助金に253万6,000円の増額、障害児通所支援事業給付費負担金に1,475万7,000円の増額でございます。こちらについては既に予算の議決をいただき事業を実施しておりますが、補助金等の支給額について今年度の支払い見込額が現計の予算額より増額になる見込みなどから、予算の不足額を増額補正するものでございます。

次に、節19扶助費でございますが、こども医療費2,982万7,000円増額でございます。支給件数、支給金額の増加に伴い、今後の不足額について増額補正をさせていただくものでございます。

次に、25ページを御覧ください。款4 衛生費についてご説明申し上げます。項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費でございますが、節10需用費に修繕料324万5,000円を計上しております。こちらについては保健センター内の施設修繕料でございますが、空調設備修繕等を予定しております。

次に、29ページを御覧ください。款7 商工費についてご説明申し上げます。項1 商工費、目2 商工振興費でございますが、節18負担金、補助及び交付金として、新たに移動スーパー導入促進事業補助金100万円を計上させていただきました。こちらについては高齢介護課にて実施予定の移動スーパー事業に関連し、移動販売車の購入費用の一部を補助金として交付するものでございます。

また、目3 観光費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に観光協会補助金81万円を増額

させていただきました。こちらにつきましては、今年度の桜まつり事業を実施するに当たっての事業費を観光協会への補助金として計上するものでございます。

次に、32ページを御覧ください。款10教育費についてご説明申し上げます。初めに、項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、節17備品購入費として公立学校情報機器（タブレットPC等）購入費に385万円を計上させていただきました。こちらについては令和6年度の小中学校の児童生徒数の増加が見込まれることに伴い、タブレットパソコンの不足が生じることから、その不足分である25台を追加で購入したいものでございます。

次に、33ページを御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費でございますが、節14工事請負費に新たに事務室新設工事（宮小）に153万6,000円を計上いたしました。こちらについては、新たに宮前小学校内にある既存の部屋を事務室へ改修するための工事費でございます。

次に、節17備品購入費ですが、来年度の小学校の教科書改訂に当たり、必要な指導書教材の購入費を小学校ごとに計上させていただきました。金額については宮前小学校分として573万円、福田小学校分として288万9,000円、月の輪小学校分として684万2,000円でございます。

次に、目3学校建設費でございますが、節14工事請負費に宮前小学校倉庫等解体新設工事に550万円、宮前小学校増築校舎防犯対策工事に82万円を計上させていただきました。こちらについては、現在、宮前小学校の校舎増築事業を進めておりますが、増築校舎の建築確認に当たっての必要な整備といたしまして、校内の倉庫の一部を解体し倉庫の新設を行うための工事費でございます。またあわせて、増築校舎の防犯対策工事といたしまして、防犯カメラ及び機械警備装置の設置を行う工事を行うものでございます。

次に、34ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費でございますが、節10需用費に修繕料（維持補修分）といたしまして93万2,000円を計上いたしました。こちらについては、滑川中学校における消防設備等の修繕を行うものでございます。

次に、目2教育振興費でございますが、節18負担金、補助及び交付金として中学校部活動等振興補助金に262万3,000円を新たに計上させていただきました。こちらについては11月に開催された第91回埼玉県駅伝競走大会中学校の部において、滑川中学校駅伝部男子チームが昨年度の女子チームに引き続き見事優勝したことに伴い、今月に千葉県で行われる関東大会、また滋賀県で行われる全国大会の出場が決定しました。このことにより、滑川町立中学校部活動等振興費補助金交付要綱に基づきまして、選手の大会出場に要する経費に対して補助金を交付したいものでございます。

次に、36ページを御覧ください。項5社会教育費、目4図書館費でございますが、節10需用費に修繕料（維持補修分）といたしまして241万3,000円を計上いたしました。こちらについては、図書館の施設修繕に係るものでございまして、主なものといたしましては、図書館における浄化槽修繕等でございます。

次に、37ページを御覧ください。項6保健体育費、目3学校給食費でございますが、節10需用費

に給食用品費1,377万4,000円を計上し、節12委託料に給食委託料1,204万5,000円を計上しております。こちらについてはそれぞれ学校給食の食材料費に係るもの及び加工・運搬に係る委託料となっておりますが、今年度の不足見込額が生じることから、増額補正させていただくものでございます。特に食材料費については、物価高騰等の影響により1食当たりの食材費が増額となったことも今回補正させていただく主な理由でもございます。

次に、38ページを御覧ください。款14予備費でございますが、今回の補正予算につきまして、歳出予算の超過分である29万8,000円を予備費を減額することにて対応したいため、減額補正するものでございます。

以上、議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

提出議案の説明が終わりましたが、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （正 午）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、12ページなのですが、繰入金なのですが、1億6,000万円、財政調整基金からの繰入金が入っております。この額かなり大きいと思うのですが、補正予算による不足額というふうにご説明いただいたのですが、ここについてどうして当初見込みからこれだけのずれが出たのか、どのような理由によるものなのか、もう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

先ほど補正予算の説明でも申し上げましたけれども、今回については民生費、それから教育費等非常に大きな不足額が見込まれております。特に民生費等では、障害福祉サービスの関係ですと、サービス利用者の増加とか利用回数の増によって不足が見込まれるというようなことでございます。その財源不足に対しまして、財政調整基金のほうから年度間の財政調整、それから財政需要に対応するための今回の財政調整基金を繰り入れたということで、本補正予算のような年度間の財源不足が生じたため、繰返しになりますけれども、この財政調整基金のほうを繰り入れさせていただいたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。次の質問をいたします。16ページなのですが、下のほう、18節負担金、補助及び交付金のところで、集会所施設整備事業費補助金とあります。ここについてどの集会所にこういった内容のものを補助したかということをお教えください。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時04分）

再 開 （午後 1時04分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

集会所施設整備事業費補助金でございますけれども、まず1つ目として月輪の西荒井矢尻集会所の整備補助金です。これにつきましては、シロアリが発生したため、シロアリの駆除及び補修工事。2つ目として月の輪南集会所の整備事業でございます。これにつきましては、エアコン室外機が盗難被害に遭ったということで、その修繕工事を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。集会所をどのように建設するかや維持管理等に関しては、これから大きな課題になってくるのかなと思うのですが、このような例えばシロアリ駆除、そしてエアコンの盗難被害というものは町からの補助が出る。補助率というのはどれくらいなのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

補助率については事業費の2分の1となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。集会所の備品等については、補助は出るのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

備品等については補助はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。住民の自分の持ち出し費用だけではなかなか集会所の施設整備というのが難しい現状にあります。これから、特に地域、そして長く住む方というのが少ない地域において集会所をどう維持していくかというのは、大きな問題になってくるのかなというふうに思います。

そして、備品がやはり古い集会所が多くて、特に築年数が古い集会所になってくると当然備品も古くなっていく。そうすると、古い、使いにくいという印象というか、実際問題、そういうところが増えてくるかと思えますので、今、集会所について公費、町の補助をどのように入れていくかということは、もう一度再検、もう一度というか、新しい時代が流れていく中で検討すべきことなのではないかなと思います。なので、このようなことについて補助してくださるといのはよいことだと思うのですが、例えば補助率を上げるであるとか、備品についても補助を出していくのであるとか、そういったことも検討していただければと思います。これは要望です。

次の質問に移ります。先ほどの財政調整基金との質問にも絡むのですが、21ページ、障害福祉費のところ、18節、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費4,280万円ということで額が大きいのですが、これは滑川町の補正予算は、ある程度見込みがあっても分散して立てていくタイプの補正額と、それから本当に突発的に必要になった場合の補正額とあるかと思うのですが、これはどちらの性質のものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費につきましては、予算の内訳といたしましては介護給付費、あるいは訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費と多岐にわたる給付が行われているところでございます。こちらにつきましては、当初の予算編成に当たって、これは以前の阿部議員の質問にも答えたことがあるかなと思うのですが、現在のコロナの感染症の影響で多大に影響を受けておりまして、町税を中心に大幅な歳入の減額が見込まれるということから、事業実施に当たってはゼロベースで見直して、真に必要な事業のみの予算要求ということで、歳出削減に向けて取り組むように基本方針が示された後、予算編成に当たっては財政部局とのヒアリングを行いながらしているわけですが、見込額に、この大きな事業については一定率減額した予算計上をさせていただきました。そのため予算不足を生じたということで、今回、補正予算を要求したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、当初予算の時点からこれくらいの額が年間通して必要になるであろうことは分かっていた。しかしながら、キャッシュフロー等の関係で補正予算にもう回すということと当初予算の段階である程度織り込みつつ、そしてここで出てきた金額という理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。障害福祉サービスということで、これだけ増える、もし仮に突発的に増えたものであれば、そのような対象者が増えたであるとか、急にサービス利用が増加したとかいう何かしらの理由があるのであればお聞きしようと思っていたのですけれども、そういうことであれば、厳しい当初予算の組み方の中で苦肉の策というところで理解いたします。

でも、前回、補正予算のところでもお話し申し上げたとおり、こういう大きい額が補正で出てくるというようなことはあまりしないよう来年度は組んでいきたいということを前回お答えいただいたと思うのですけれども、今、当初予算組んでいらっしゃると思うのですが、来年度についてはこのようなものも当初予算に入れていくという方針にしていくということよろしいですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

前回の議会のほうでそういった答弁をさせていただきました。今、各課局から予算要求が上がってきてまして、財政担当による査定のほうがこれから始まります。各課局ともそういった年間の見込額のほうを、恐らくといいますか、計上しているというふうに思います。その中で査定をしていく中で、当初予算を編成する関係上、どうしてもやむを得ない場合もあろうかと思っておりますので、そのときには、ある程度の一定の額を減額なり査定させていただくという場面もありますので、どうかそこら辺はご理解をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。それでもやはり4,280万円、そして下のほうでも1,475万円と出てきて、補正額として大きいかなというふうに思います。そして、その予定、12ページでお聞きした財政調整基金の繰入金というところでも、突発的なところではなく、この内容で

したらもう予定していた額に対しての基金繰入れということになるのかなというふうに思います。これはやはり補正ではなく、当初予算でなるべく組み込んでいくべきものかなというふうに思います。やむを得ない場合、そして仕方がないというところは、もちろん完全にぴったり合わせろというふうに私も言うつもりはないのですけれども、やはり姿勢としてこの4,000万円、2,000万円というような補正額を入れないような予算編成というのをやはり組むべきだと思うのですけれども、方針としてはそのような方針で行くということによろしいですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

もちろんそのように努力はさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたとおり、最終的に予算編成の段階でもし差引きが合わない場合には、査定等で減額という場面も出てくるといいますので、ご理解をいただければと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。仕方がないとはいえ、金額として2,000万円以下で収まるように、この補正額が出てくるものがその調整額というところであれば、2,000万円以下ぐらいで収まるような予算を立てていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。32ページです。教育振興費のところタブレットPC等管理・更新委託料、そしてその下に、公立学校情報機器購入費（タブレットPC等）購入費385万円とあります。この385万円のほうについてなのですけれども、これは大体、台数にすると何台ぐらいになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

備品購入費の公立学校情報機器（タブレットPC等）購入費でございますが、これは来年度の児童生徒の増加分に対応するため追加で購入する経費でございます。台数については25台分となります。ハード、それからソフト並びにそれに伴う設定費等全部含めての金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 来年度の新規ということだと、25台、半端な数だなと思うのですけれども、これは例えば6年生のものを1年生に回す、中学3年生のものを1年生に回すというふうにローテーションして使うとお聞きしているのですけれども、そのローテーションの中での破損や修理等が激しかったものに関して買い換えるというそういうイメージでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

基本的には、児童生徒数の増によるものでございます。中学校3年生、中学校1年生、それから来年入ってくる小学校1年生、小学校6年生、この差の中での純粹の増の部分で25台という形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。GIGAスクール構想、そしてタブレットPCを急に導入されて何年かたつわけですけれども、このように機械のメンテナンス費や購入費というのが日々というか、随時発生してくるものと思います。ここで今計上されている費用というのは、大体始めたときの予測なり見込みがあると思うのですけれども、タブレットPC使うことでこれくらいの費用がかかるだろうなというところの今想定内で動いていらっしゃる感じでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

このように新規の購入につきましては、その年度その年度で児童生徒数で多少増減に変化がありますので、想定範囲から若干超えているというところも正直でございます。ただ、修繕、破損等につきましては、導入したときに保険に入っております。保険の上限額、1台当たり、もともとの端末の機械の4万5,000円というのが上限ですが、その範囲内であれば全て補償の中で修繕のほうを行っております。ひどく破損した場合については、4万5,000円を上回る場合がありますので、その場合についてはプラスで修繕費という形で対応させていただいておりますが、これについては年間を通してそれほど大きな金額にはなってございませんので、そういった意味では想定内かなというふうはこちらのほうでは考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。かなり費用がかかる事業だと思いますので、そのところが見込みの中で動いていらっしゃるのよかったですかなというふうに思います。

そして、タブレットを導入したことで期待する効果として、大概、議会なんかでもタブレットを導入するとペーパーレス化ということが期待されるところであるのですけれども、私は学校の副教材がタブレットを導入することで減っていくのかなというふうにも想像していたのですけれど

も、実際のところタブレットというものがあって、教材が増えたわけです。電子機器として増えたわけです。一方で、紙の教材も昔と比べるとかなり増えているわけで、紙の教材をタブレットに入れ込んでいく、例えば資料集であるとか、ドリル的なものも入れやすいのかもしれないのですけれども、そういう副教材がタブレットの中に入って全体の教材の数が減っていくというようなそういう方向性というのはできているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、GIGA端末が導入されたことで端末というハードの部分では教材が1つ増えているというふうに考えられるかなというふうに思います。ただ、その端末を活用する中で、先ほど上野議員おっしゃったようにドリル関係、これについては学習支援ソフトを導入して、ドリルに関してもそのタブレットを使ったドリルを導入して今学習のほう進めております。今まで紙だったドリルがそこに一部変わった部分もございますが、当然、紙の部分も残っておりますので、それぞれ紙のよいところ、電子のよいところを併用しながら、今、何がベストなのかというのを模索しながら学習のほう、タブレットの活用のほうを進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。紙のほうがいいところというのも確実にあると思いますので、全てタブレットに入れ込むというというやり方、未来というのは私も期待しているところではありません。ただ、荷物の重さというところとの関係で、滑川丘陵地域でどうしても坂を通らなければならない、そして坂があるとやはり歩道の拡幅等は平たんな場所よりもコストもかかるし難しくなると思います。なので、坂があって比較的歩道が細いというのは、もうこの町の地形的な条件でなかなかクリアすることはできないのかなと思う部分もあります。なので、そうすると荷物をいかに減らすかということも一つの自転車通学を楽にするための方策の一つになってくるかなというふうに思います。

そこで、期待していくのがタブレットというところではあるので、可能な限り副教材をタブレットに入れ込んでいく、副教材を各教科1冊減らすことができればかなり減っていくと思うので、そのような検討というのもなさっているとは思いますが、通学という面からも進めていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。37ページなのですが、給食費用についてです。先ほど福祉課に行った質問と似ているのですが、給食用品費1,377万円、給食委託料1,200万円というところが、これがもともと想定したものを負担分散のために今出てきたものなのか、それとも突発的な理由の

ためなのかというところを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

この給食用品費及び給食委託料についてですが、こちらも先ほどの福祉の関係経費と同じで、当初予算の編成のときに、まだその編成の時期では児童生徒数の数ですとか給食の提供日数、まだ確定しておりません。ですので、前々年度の決算額を基にそれぞれ当初予算のほう予算調整額という形で計上させていただきました。その後、年度が進みまして、今年度の給食用品費及び給食委託料の使用見込みがほぼほぼ固まってきましたので、そこに合わせて今回その増減分、今回不足分になります。補正という形で12月補正予算に計上させていただいております。

また、給食用品費については、先ほど冒頭、総務政策課長が説明でおっしゃっていたとおり、食材費の高騰分、こちらのほうも若干乗っておりますので、そこも含めての今回補正という形で予算計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、給食については当初予算のところからずらした部分と、それから突発的な理由、混在したところでの金額かなというところで理解しました。

ありがとうございます。私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

赤沼議員、質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、質問をさせていただきます。

10ページ、款10目1地方特例交付金、減額の602万6,000円、住宅ローン減税分ということでございますけれども、この住宅ローン減税分については、今回の補正予算でこれだけの額が減額されているということは、前年度比でマイナスになったというふうに思われるのですけれども、令和4年度の所得税で引き切れなかった分の住民税の減税分、それよりも令和4年度の住民税の減税が終了した分のほうが多かったというふうに考えられますけれども、これは住宅建設が減少傾向にあるのではないかと考えられます。

そこで、過去に前年比減額となったことがあるのかどうかということも含めまして、減収補填債特例金の推移が分かりましたらお願いをしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

本交付金は、赤沼議員おっしゃるとおり、住宅借入金等特別控除による個人住民税の減収を補填するためにつくられた地方特例交付金でございます。令和5年度当初の見積りに当たっては、過去5年間、交付金額について、令和30年度から申しますと、年々増額していたことも考慮しまして、令和3年度決算額から令和4年度決算額の伸び率の50%程度見込んでおりました。しかしながら、令和5年度は令和4年度決算から減額の確定した通知等も来たため、予算も減額となったものでございます。議員おっしゃるとおり、住宅を建設する方々がここに来てちょっと減ってるのかなというのも一つの原因かと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。この収入金額に対して町でどうこうすることはできませんので、ちょっと減ったもので、ずっと上がっていたのかなと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をよろしく願ひいたします。

先ほどちょっと説明でお聞きしたのですけれども、物価高騰が影響しているというお話もあったのですけれども、どのくらいの影響額なのかというのは分かりませんか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

物価高騰等の影響額については、現在のところ分かっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） この補正の組み方でやるということになると、例えば来年度予算を組むときも、いわゆる見込み、なかなか難しいものについては、取りあえず入れないで後で補正で組むということになるのだらうと思いますけれども、今回1億6,000万円のいわゆる貯金を下ろすということになったわけですけれども、これが例えば来年度もそんなふうになってしまうのか、そういうような、例えば災害が起きてもう大変なお金が必要だということではないわけで、要するに通常のそれほど大きな変動はないのではないのかなというふうに思うのです。通常の要するに何かとんでもないことが起きて1億6,000万円使わなくてははいけないということではなくて、要するに通常の財政の運営の中でこういったようなことになったということなのではないかなと思うのですけれど

も、そういうように考えると、また来年も同じようなことになるのかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問にお答えいたします。

予算編成の中で物価高騰等の割合も当然見込んで予算編成はすることというふうに思っております。ただし、当初予算を組む段階と、それからまた来年度の補正予算の段階でどうしてもこういった不足が見込まれる場合には、やむを得ず基金の取崩し等も考えていかないと、予算編成もすることもできないと考えますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 私、要するにいわゆる貯金を崩さなければならない財政運営になってしまっているということなのですかということをお聞きしたいのです。そういうことなのですね。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

基金の取崩し等については、その都度その都度で予算編成を組むものでございまして、財源不足が生じたときに補填をしていくということでございます。ただし、年が明けて決算が出た場合に、またその不足した分を財政調整基金のほうに積み立てていくというようなことも毎年行っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） よく分かりませんが、ではちょっと細かいのですけれども、先ほど出た販売車ありましたよね。何ページでしたっけ。移動スーパー導入促進事業という、この補助金、車を、ちょっと詳しいところを教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ページ数は何ページでしたっけ、すみません。

○5番（阿部弘明議員） 29ページです。

○議長（吉野正浩議員） 29ページ。移動スーパー導入促進事業の補助金の関係ですか。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの滑川町の移動スーパー導入促進事業の補助金になります。こちらのほうは、移動が困難

な高齢者や障害者、子育て世帯に対して、買物の機会や住民同士の交流機会を増やす手段として、町内の各所に移動スーパーで販売をするような事業になっています。それで話をすると、移動の手段を持たない人たちの弱者に対しての移動スーパーという考え方と、それと触れ合いという考え方の2方向になっております。

そして、補助金のほうの話になります。移動販売のほうの販売車の取得費用で2分の1補助で上限が50万円、そして移動販売車の改造費用として2分の1補助で上限50万円、合わせて100万円という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） いつ頃から、どういう業者がこれを始めようとしているのか教えてください。どういったものを販売するのか、そういったことも。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

いつ頃から開始されるかという具体的な内容は、これからになります。移動販売事業につきましては、今年の6月の議会におきまして、井上議員からの一般質問にありました。その際に、高齢介護課からは移動販売を実施する方向で話を進めていますと回答させていただきました。その後、区長会、また民生協議会の中で販売場所とか販売ルート、それらについて情報をいただくように努めてまいりました。今回、早期に町として対応すべき事業と判断しまして、補正のほうを組ませていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） とてもいい事業を開始されるということで、本当にありがたいなというふうに思います。ぜひ早急をお願いしたいと思います。

あと、32ページ、先ほど上野議員からもあったのですが、タブレット購入費というのは、これは一般財源になってしまうのですか。今までは、国の予算というふうに思っていたのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

G I G A端末ですが、令和2年度に導入して令和3年度から活用しておりますが、令和2年度の導入時については、議員のおっしゃるとおり補助金のほうが交付されまして、1台当たり4万

5,000円を上限に補助金があったのですが、それ以降、追加で毎年、滑川町については子どもたちが増えていきますので購入させていただいています。それについては、今のところ一般財源という形で、特に国庫や県からのご支援はない形で町のほうは整備させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） これは、だって国の事業で始めていたわけではなかったのかなと思うのですが、なぜこういう町の負担になってしまうのかというのは、その辺はどうしたのでしょうか。国はもうお金出さないということになってしまったのですか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

G I G A端末については、先ほどお話ししたとおり、導入時については文部科学省のほうの補助金のほうで導入をさせていただきましたが、それ以降については文部科学省のほうも補助の措置ということはございません。ただ、近隣の市町村を見ますと、児童生徒数が増えている市町村ってかなり少ないのです。なので、ほかの市町村ですと追加購入という機会があまりないという話も実は聞いてはおります。そのせいで補助金があるないというのは本来違うことなのかなとは思いますが、いずれにしても文科省のほう、国のほうでは導入時以降の補助の措置は今のところないという形で聞いております。また、来年度以降も特にそういう話は聞いておりませんので、補助のほうはちょっとしばらくの間見込めないのかなというふうには考えています。

ただ、このG I G A端末も令和7年度でしたか、全国的には入替えの時期になってきます。滑川町としては6年をスパンで使う予定ですので、令和8年の入替えを検討しています。その際には、国のほうも補助の措置をするということで今文科のほうでも検討しているということは伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） もう一つ、社会保障・税番号制度システムのところなのですけれども……

○議長（吉野正浩議員） ページお願いできますか。

○5番（阿部弘明議員） 歳入では11ページで、歳出のほうはどこだ。16ページだと思うのですが、先ほど説明でマイナンバーカードをローマ字表記にするシステム変更だというふうにおっしゃったのですが、ローマ字表記というのはなるのですか。ちょっとそこはよく分からないのですけれども、ローマ字表記ってどういうことなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員の再質問にご答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、今のマイナンバーカードには表記がございませんので、そちらのほうにローマ字でもって表記をつけるという形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） なぜ必要なのかというのは、何か説明があるのですか。ローマ字にする必要性を。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員の再質問にお答えいたします。

今、現在の表記では個人の特定とかのときに足りないとかということもあります。それから、これを今後戸籍や何かにも振り仮名がついてくる方向にも関係していて、これを住民票にも振り仮名をつけていくということで、そういったところでマイナンバーカードについてはローマ字で表記をしていくということで、そこら辺の全体を統一化させていく一環と考えていただいて結構だと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ローマ字表記にするときは、例えば私が「ABE」と書いて、こういうふうにしてくださいってやるのですか。それとも町のほうであなたは「ABE何とか」ですというふうに今後ローマ字で自動的に、自動的にいうか、してしまうのか。要するに読み仮名表記になるわけなのだけれども、読み仮名によっては結構難しい読み方もあったりしているわけなのだけれども、その辺はどんなふうになるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員の再質問にお答えいたします。

外国人も含めて漢字だとローマ字表記、今おっしゃられたように読み方がいろいろあったり、それから表記の仕方も違ってくるので、ローマ字でもって統一していけば読み方が均一化されるということで、その表記の仕方については、今いろいろ作業についてのまだ最終的なものは出ていないのですけれども、大方、段取りとしては、最初に住民票のほうに表記がされて、それからマイナンバーカードのほうに移行するわけですが、そのときの確認方法としては、まずこちらのほうから確認の通知を出させていただいて、今使っている、滑川町では住民票のほうに片仮名表記で振り仮名がついているのですけれども、こちらのほうの確認をまずさせていただきます。それでも

し違う、あるいは誤記がありますよということになれば、その時点で修正をし、その後、それが確定した時点でそれが反映されていくという形になっていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、よろしいですか。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 他に質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） それでは、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第10、議案第69号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第69号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてをご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度滑川町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款事業費3億7,173万9,000円、430万9,000円、3億7,604万8,000円。

第1項営業費用3億5,832万9,000円、430万9,000円、3億6,263万8,000円。

第3条 予算第7条に定める(1)職員給与費を3,849万1,000円に改める。

令和5年12月5日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。補正予算書、最後のページ、11ページを御覧いただきまして、令和5年度滑川町水道事業会計補正予算(第2号)事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

今回は、収益的支出についてのみの補正となっております。款1事業費ですが、総額で430万9,000円の増額を計上させていただきました。内容につきましては、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節2通信運搬費に配水場と役場の兼用装置との専用通線回線の通信料として2万6,000円を計上いたしました。

続きまして、目2配水及び給水費、節6修繕費に250万円を計上させていただきました。こちらは例年と比べ漏水修繕や給排水管修繕の支出が多く、今後の緊急漏水対応に備えるため、漏水修理等修繕に100万円を、また今後2件の布設替えを予定しており、さらに緊急の布設替えに備えるため、給排水管布設替え等修繕に150万円をそれぞれ計上させていただきました。

また、節8材料費は、節6修繕費の増額に伴い、修繕資材購入費の増加が見込まれることから40万円を計上いたしました。

続きまして、目3業務費、節7通信運搬費に、今年度は料金未納対策として督促状及び給水停止予告の発送件数が増加していることから、郵送料として1万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、目4総係費、節1報酬に、水道審議会委員報酬として12万3,000円を、節7旅費に水道審議会委員費用弁償として3万8,000円を計上させていただきました。こちらは水道事業経営戦略の見直しを行うことに伴う審議会の開催を今後2回予定しているための計上となっております。

また、節5法定福利費120万6,000円につきましては、共済組合負担金の増額に伴う増額計上でございます。

以上簡単ではございますが、補正予算内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(吉野正浩議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番(上野葉月議員) 上野葉月です。質問します。

今ご説明いただいた11ページの漏水修理等修繕のところ、修繕箇所が今年は多かったということなのですが、これはこれから来年、そして数年先にわたって修繕のペースを上げていかなければいけないと、そういうような理由になるようなものなのではないでしょうか。それとも今年度の対応で済む程度のものなのではないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、上野議員の質問にお答えさせていただきます。

漏水の修繕でございますが、滑川町の管渠、布設50年以上の管渠が大変多くなっております。漏水防止として管渠の布設替えも経年を通して今後計画しておりますので、突発的な漏水対応が起きないように対応はしておりますけれども、どうしても全部を交換するということはなかなか難しいことでございますので、部分的に漏水が起きてしまうことは考えられます。今後も緊急的な漏水の補修は行いつつ、継続的な管路の布設替えに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。道路も水道もなのですが、修繕、そして全体的な付け替え等をこれから進めていかなければいけない。そして、そこにコストがかかってくるというものになってくると思います。計画的な修繕を、予算厳しい中とはいえ優先的にしっかり取って進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時10分をお願いします。

休 憩 (午後 1時59分)

再 開 (午後 2時10分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野正浩議員) これより議案第70号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算(第3号)の議定についてに入ります。

事務局長より朗読願います。

[事務局長朗読]

○議長(吉野正浩議員) 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

[上下水道課長 宮島栄一登壇]

○上下水道課長(宮島栄一) 上下水道課長、議案第70号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算(第3号)の議定についてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 令和5年度滑川町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次の定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げをさせていただきます。

収入、第3款浄化槽事業収益3,477万8,000円、48万7,000円、3,526万5,000円。

第2項営業外収益2,349万4,000円、20万2,000円、2,369万6,000円。

第3項特別利益ゼロ円、28万5,000円、28万5,000円。

支出、第1款公共下水道事業費用4億1,576万3,000円、89万4,000円、4億1,665万7,000円。

第1項営業費用3億2,740万4,000円、89万4,000円、3億2,829万8,000円。

2ページを御覧ください。

第2款農業集落排水事業費用1億3,741万1,000円、23万円、1億3,764万1,000円。

第1項営業費用1億1,075万4,000円、23万円、1億1,098万4,000円。

第3款浄化槽事業費用3,278万2,000円、213万2,000円、3,491万4,000円。

第1項営業費用2,698万円、213万2,000円、2,911万2,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額825万1,000円は、当年度消費税資本的支出調整

額579万円、当年度損益勘定留保資金246万1,000円で補てんするものとする。)

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入1億4,152万1,000円、148万3,000円、1億4,300万4,000円。

第1項負担金230万1,000円、148万3,000円、378万4,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入3,844万円、280万円、4,124万円。

第2項負担金及び分担金280万円、280万円、560万円。

3ページを御覧ください。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出1億5,039万8,000円、50万円、1億5,089万8,000円。

第1項建設改良費3,573万6,000円、50万円、3,623万6,000円。

第2款農業集落排水事業資本的支出3,844万1,000円、280万円、4,124万1,000円。

第1項建設改良費280万1,000円、280万円、560万1,000円。

第4条 債務負担行為の変更は、「2 債務負担行為補正」による。

第5条 予算第8条に定める(1)職員給与費を「3,068万6,000円」に改める。

令和5年12月5日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容についてご説明させていただきます。初めに、補正予算書6ページを御覧いただきたいと思えます。

補正予算書6ページの2、債務負担行為補正を御覧ください。こちらの債務負担行為補正ですが、下水道使用料等改定検討業務委託の契約額が確定したことにより、限度額を変更するものでございます。限度額2,000万円から1,210万円に変更させていただきます。なお、期間についての変更はございません。

続きまして、補正予算書15ページ、令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算(第3号)事項別明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出について説明させていただきます。収益的収入については、款3浄化槽事業収益、項2営業外収益、目4消費税及び地方消費税還付金に20万2,000円を、項3特別利益、目1その他特別利益に公設浄化槽使用者が浄化槽を処分したことに伴う国庫補助返納金28万5,000円を、使用者からの特別利益として徴収させていただきます計上しました。

続きまして、収益的支出について説明いたします。款1公共下水道事業費用に89万4,000円を計上いたしました。こちらは項1営業費用、目3業務費、節1手数料に下水道受益者負担金システム利用料の前年度決算打切り後の支出に対する支出分として2万8,000円を、また目4総係費、節18委託料に今年度から下水道事業が会計企業に移行したことに伴い、今年度決算業務及び新年度予算作成支援のための50万円を計上させていただきます。その他総係費の節2給料から節14負担金につ

きましては、人勸による職員給与、手当等の補正となっております。

16ページを御覧ください。続きまして、款2 農業集落排水事業費用に23万円を計上いたしました。こちらにつきましては、人勸による職員給与、手当等の補正となっております。

続きまして、款3 浄化槽事業費用に213万2,000円を計上いたしました。こちらは項1 営業費用、目1 浄化槽費、節1 委託料に浄化槽清掃委託料の前年度決算打切り後の支出に対する分として180万円を、節6 材料費にブロワーの故障件数が当初の見込みよりも増えたことにより、ブロワー購入費として13万円を計上するものです。

目2 総係費20万2,000円につきましては、人勸による職員給与、手当等の補正でございます。

続きまして、17ページを御覧ください。資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。資本的収入につきましては、款1 公共下水道事業資本的収入、項1 負担金、目2 公益下水道事業負担金に148万3,000円を受益者負担金収入の増額分として計上をさせていただきました。

続きまして、款2 農業集落排水事業資本的収入、項2 負担金及び分担金、目1 負担金及び分担金に280万円を農業集落排水受益者負担金収入の増額分として計上いたしました。

続きまして、資本的支出について説明させていただきます。款1 公共下水道事業資本的支出に50万円を計上いたしました。こちらは項1 建設改良費、目1 公共下水道管渠建設改良費、節4 委託料に十三塚集会所周辺の公共下水道整備を行うための実施設計業務委託料として計上させていただきました。なお、管渠の築造工事につきましては、令和6年度での施工を予定しております。

続きまして、款2 農業集落排水事業資本的支出に280万円を計上いたしました。こちらは項1 建設改良費、目1 建設改良工事費、節1 工事請負費に新規の農業集落排水取付管設置工事として計上するものでございます。

以上簡単ではございますが、下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第12、議案第71号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第71号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由でございますが、町道の払下げ計画に伴い既存の町道路線を廃止するため、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回の廃止をお願いする町道1060号線は、大字福田字大木裡の旧県道の埼玉県用地の一部を払下げするために、町道認定を廃止するものでございます。

当該路線につきましては、別紙路線網図等を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第13、議案第72号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第72号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発行為による帰属道路を町道路線として認定するために、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、認定をお願いする大字羽尾字東ノ谷の町道9097号線は、6月議会の議案第44号で廃止の議決をいただいた道路を開発による付け替え道路として認定をお願いするものです。

詳細につきましては、別紙の路線網図等を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願書についてを議題とします。

請願第4号について、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。議長の命により請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託された請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願の件について、議会規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

12月7日午後3時50分より、議場において総務経済建設常任委員会を開きました。

出席者は、議長を含む総務経済建設常任委員7名の出席の下、紹介議員の上野葉月議員にも出席いただき、慎重に審査いたしました。

日本が目標とする再生可能エネルギーの割合を達成するためには、さらなる再生可能エネルギーの推進が必要となります。日本の地形等を勘案すると、太陽光発電と水力発電が有力になります。そのような中で、12年後の2035年までに再生可能エネルギーを80%以上の目標とすることは、現実味がありません。脱炭素は喫緊の問題であり、脱炭素を優先するためには原子力に頼らざるを得ないのが現実です。

このような意見を踏まえ、総務経済建設常任委員会に付託された請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願について、審査の結果、不採択と決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） これより委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

少々お待ちください。

ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時31分）

再 開 （午後 2時34分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより請願第4号 脱炭素、脱原発と再生可能エネルギーへの転換の加速を国に求める意見書の提出を求める請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。請願第4号を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、請願第4号は不採択とすべきものに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時36分）

再 開 （午後 2時37分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第73号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第73号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、議案第73号を議題といたします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第73号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、戸籍法の一部改正に係る地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、追加議案のご説明をさせていただきます。

議案第73号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、戸籍法の一部改正に係る地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務及び金額に新たに定めるなどの所要の規定の整備を行うため、滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものです。

今回の改正内容ですが、令和6年3月1日から施行される戸籍法の一部改正が要因となっております。この改正の内容のうち、今後の事務のデジタル化によって電子化された証明書のやり取りを見込んでいる部分があります。この場合のやり取りのキーとして、識別符号と呼ぶもので当該戸籍を特定することになります。この符号の発行を請求する行為がこれまでの証明書の交付申請に当たるものでございます。今後、新たに戸籍の届出を伴う手続の際に、電子証明によって内容の確認が可能となる業務ができるようになることに伴い、現在の紙戸籍の交付申請と分けて新設する手数料となり、政令で標準手数料が定められたための対応となります。

改正の箇所についてご説明いたします。お手元にあります新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。別表に整理して記載しております。

1 ページ目、2 ページ目の右の表を御覧いただくと、新設と記載してある項目がございます。こちらの項目について、今回新たに追加となる手数料として左側の表に記載いたしました。いずれも電子証明書提供用識別符号の発行手数料です。1 ページのものは戸籍に関して1 件400円、2 ページ目は除籍に関しての手数料として1 件700円となっております。

なお、従来どおりの手続により戸籍、除籍等を添付するため、役場で証明書の交付請求をする際の手数料に変更はございません。

その他の部分については、これまで証明書の名称のみ表記していたものを根拠法令を追加表記するなど、文言や表現を整理修正させていただいたもので、これまでとの取扱いに変更はございません。

なお、施行日については、令和6年3月1日とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決しま

す。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時42分）

再 開 （午後 2時43分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま松本幾雄議員外3名から、議員提出議案、発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第2、発議第5号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

提出者の松本幾雄議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 松本幾雄議員登壇〕

○1番（松本幾雄議員） 1番、松本幾雄です。議長の命によりまして、発議第5号につき提案理由及び内容説明を申し上げます。

発議第5号

令和5年12月8日

滑川町議会議長 吉野正浩様

提出者 滑川町議会議員 松本幾雄

賛成者 同上 瀬上邦久

賛成者 同 上 内田敏雄

賛成者 同 上 小澤 実

滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

令和5年8月7日付の人事院勧告を趣旨を踏まえ、滑川町議会議員の期末手当を改定するため、滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改定する条例を制定したく、本案を提出するものです。

次に、内容説明を申し上げます。本年度、人事院勧告において期末手当につきまして、0.1か月分を引き上げる勧告がありました。

お手元の新旧対照表を御覧願います。まず、第1条関係では、右側の改正前期末手当、年間0.1か月分を引き上げるものですが、6月につきましては既に支給済みでございます。12月の支給に0.1か月分を増額し、100分の225を100分の230に改定し支給するための条例改正であります。

第2条関係では、6月及び12月の支給額を平準化することから、ともに100分の225を乗じた額を支給するという条例の改正になります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

阿部議員、反対ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） それでは、原案に反対者の発言を願います。

阿部議員、よろしく申し上げます。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。反対の立場で意見を述べていきたいというふうに思っています。

まず、この条例案について人事院勧告に基づくというふうになっております。しかし、人事院勧告については、あくまで公務員労働者のいわゆる労働三権のうち争議権を剥奪したということから、この人事院勧告制度が生まれたわけであります。現在もそういうような形で運用していると。ですから、議員にそれを適用するということには、まずなっていないということがあります。したがって、多くの議会でこの議員の報酬については、当町のような議員が発議をして、それを決定すると

いうふうになっていないのが現状だというふうに思います。ぜひこの問題については度々お願いしておりますけれども、議会改革等の中で議員報酬等の審議会、第三者を、民間の方々とか入れたこういう審議会を通じてこの報酬を決めていくというふうな形に当町も持っていく必要があるだろうというふうに思います。

とりわけ今、物価高騰し、町民の暮らしも本当に大変な状況です。加えて、この間、インボイス制度で中小業者は消費税の課税を迫られたり、また高齢者については、医療保険の窓口負担を2倍にするというようなことも行われると、介護保険についても同様の負担増が次から次へと押し寄せているような状況です。

また、労働者については18か月連続した実質賃金のマイナスが続いているというようなことから、本当に自分たちで提案をして自分たちで決めるというこのやり方、それもこういったような引上げになるということになると、多くの町民の皆さんから疑念の声が上がってくるのは当然です。ある方からは、本当に議員の報酬がそうやって引き上げていくというのはいかななものかというような声も聞かれています。ぜひ、私たち議員、今の町民の暮らしが大変だということの原因を一つつくっているのもやはりこの政治であるし、私たちもその一員だというふうに思います。

そういった意味で、そういった責任を痛感すると同時に、今回のこの条例改正については反対の立場を述べていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

原議員、よろしく願いします。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議員番号10番、原でございます。本議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案につきましては、阿部議員の反対討論にありましたとおり、労働争議権の制限に伴う人事院勧告、これがベースになっているということ、ここは同意するところでございますが、議員におきましてもある意味労働者でもございます。公務員全般につきましては、人事院勧告に基づいてそれに批准して地方公務員も改定をするというのが原則となっております。

昨今の経済情勢厳しいところではございますが、今回提案されておりますのは、議員の報酬本体には手をつけず、勧告の中にありますボーナス、一時金、期末手当の増額を図るものでございますが、これは人事院による調査におきまして、民間の実績として現状と比べて低額となっている部分を改定するというものでございます。

国におきましても物価が高騰している中で、給与を経済界に対して改定を求めるような要望も出ております。私ども議員だけが例外ということではないと思いますので、しっかりと経済情勢に合わせた改定をすることは、人事院勧告の趣旨にのっとっていると思いますので、賛成といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

北堀議員、よろしくお願いいたします。賛成ですね。

〔7番 北堀一廣議員登壇〕

○7番（北堀一廣議員） 7番、北堀です。原議員と同様に賛成の討論を申し上げます。

日本経済はコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを今進めているところでもございます。そしてまた、片や諸物価高騰は家計や事業活動に負担を与えているのも現実でございます。

そこで、税込増などの成長の果実を歓迎をし、生活を支えるとともに賃上げの取組を加速させ、経済の好循環を構築することが重要であると思います。

そこで、8月の人事院勧告で民間企業の給与上昇に合わせて増額が勧告をされました。その上で賃上げの流れを止めないためにも、民間に準拠した改定を継続していくことが適切ではないかと思っております。現在、現政権下でも民間企業に物価上昇分を上回るぐらいの賃上げの実現に向けて、政府自民党が中心になり取り組んでいるところでもございます。

したがって、上程をされた議員発議に歩調を合わせ、このたびの勧告を受け入れることに賛同をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして、討論を終結します。

これより発議第5号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎滑川町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（吉野正浩議員） 日程第15、滑川町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

最初に、選挙管理委員の選挙を指名推選にて行います。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、齊藤隆氏、金井盛興氏、堀口満江氏、山下進氏、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した諸氏を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました齊藤隆氏、金井盛興氏、堀口満江氏、山下進氏、以上4名が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を指名推選にて行います。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、大野善望氏、高坂省吾氏、鈴木由紀子氏、小久保清美氏、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました諸氏を選挙管理委員補充員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大野善望氏、高坂省吾氏、鈴木由紀子氏、小久保清美氏、以上4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

12月議会は、令和5年度一般会計補正予算をはじめ、追加議案を含め14案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして、深く感謝を申し上げます。会期中に議員各位より多くの提案、ご意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の行政運営に当たってまいり所存でございます。

現在、来年度予算を編成中でございます。財源確保は極めて厳しい中ではありますが、歳出削減に全力で取り組みつつ、住民福祉の向上に私が先頭に立ち職員一同とともに真摯に取り組んでまいりる決意でございます。

議員におかれましては、年末年始を迎えますますお忙しいことと存じますが、お体には十分ご留意いただきご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第239回滑川町議会定例会を閉会します。

（午後 3時05分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月8日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員